

# 鹿児島県

事務処理要領編（一般）



# 道路位置指定の手引き

## 目 次

1	建築基準法による道路の定義・・・・・・・・・・・・・・・・	道- 2
2	道路位置指定とは・・・・・・・・・・・・・・・・	道- 2
3	指定の基準・・・・・・・・・・・・・・・・	道- 3
4	指定申請書類の記入要領・・・・・・・・・・・・・・・・	道-15
5	道路位置指定におけるフロー図・・・・・・・・・・・・・・・・	道-19
6	道路位置指定に係る関係法令・・・・・・・・・・・・・・・・	道-20
	道路位置指定申請書様式・・・・・・・・・・・・・・・・	道-22

昭和51年 8 月 施行  
平成 5 年 4 月 改訂  
平成21年 1 月 改訂  
令和 2 年 6 月 改訂

## 1 建築基準法による道路の定義

---

都市計画区域内に建築物を建てるためには、道路は必要不可欠なものです。このため、建築基準法で道路と建築物の敷地について規定を設けています。

即ち、同法第43条第1項で建築物の敷地は、道路に2メートル以上接しなければならないとされ、又この道路とは、同法第42条第1項で次のとおり規定されています。

- (1) 道路法による道路(昭和27年法律第180号)
- (2) 都市計画法、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)、旧住宅地造成事業に関する法律(昭和39年法律第160号)、都市再開発法(昭和44年法律第38号)、新都市基盤整備法(昭和47年法律第86号)、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)又は密集市街地整備法(第6章に限る。以下この項において同じ。)による道路
- (3) 都市計画区域若しくは準都市計画区域の指定若しくは変更又は第68条の9第1項の規定に基づく条例の制定若しくは改正によりこの章の規定が適用されるに至った際に現に存在する道
- (4) 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法による新設又は変更の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの
- (5) 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの

つまり、以上5種のうち、いずれかのものであることが必要で、このうち(1)から(4)までが一般にいわゆる公道です。(5)が私道で指定道路と言われるものです。

## 2 道路位置指定とは

---

先に道路の定義で述べたように、道路には公道と私道があります。公道の場合は、一般的に行政庁が管理しているので支障がありませんが、私道の場合は個人等で管理をしなければなりません。この場合、所有権が個人等であるからといって勝手に建築物や門、塀等を築造したり廃止をされては、道路としての機能を発揮できません。

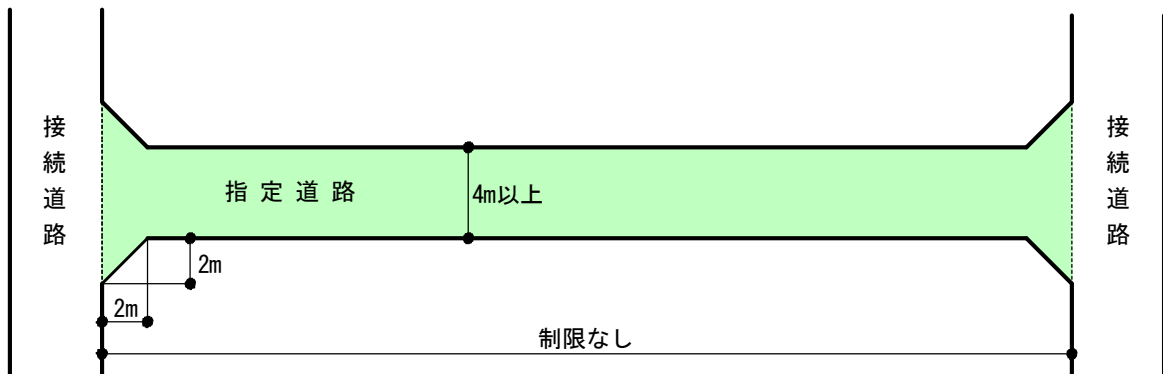
したがって私道を公道に準じた取扱いとして守るために、法的に規制する必要があります。そこで、この道を築造しようとする者は、築造した道を道路として特定行政庁または限定特定行政庁(鹿児島県出先機関の長、鹿児島市長、鹿屋市長、薩摩川内市長及び霧島市長)の位置の指定(これは「道路」と認めるという意味)を受けなければなりません。これが、道路位置指定です。

### 3 指定の基準

建築基準法施行令第144条の4で指定道路に対する基準を次のように定めております。

(1) 両端が他の道路に接続したものであること。(第1項第1号)

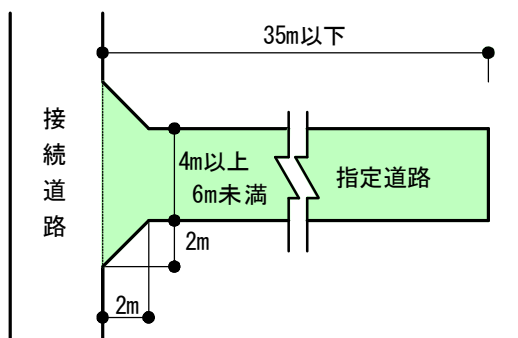
#### ■ 一般的な指定道路



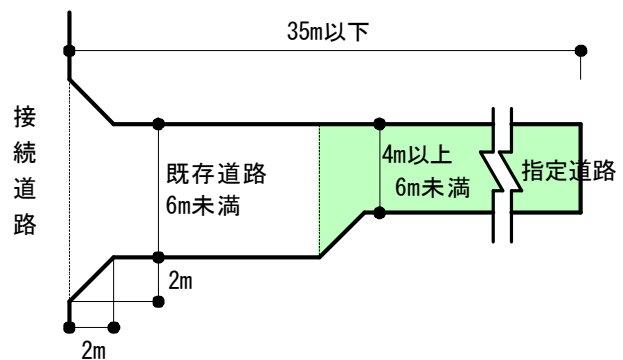
※ ただし、次の(イ)から(ホ)のいずれかの場合は、一端のみが他の道路に接続した袋路状道路とすることができる。

(イ) 延長が35メートル以下の場合 (第1項第1号イ)

なお、既存の幅員6メートル未満の袋路状道路に接続する場合は、その既存道路部分を含んで接続道路までの延長が35メートル以下であること。

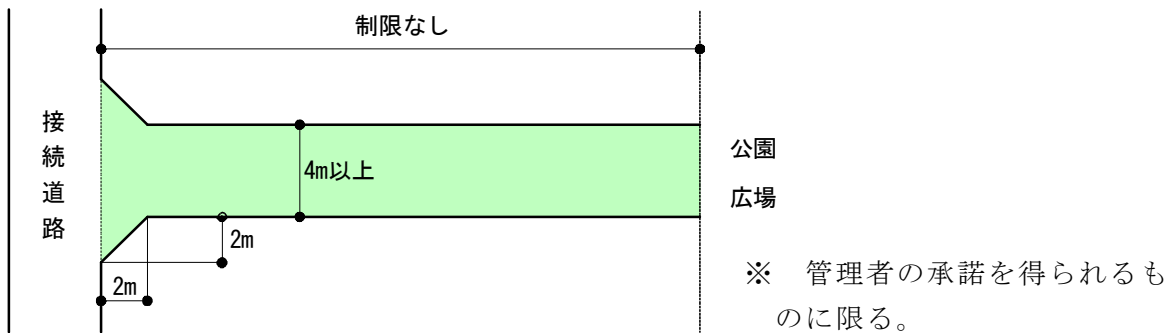


[図-2]



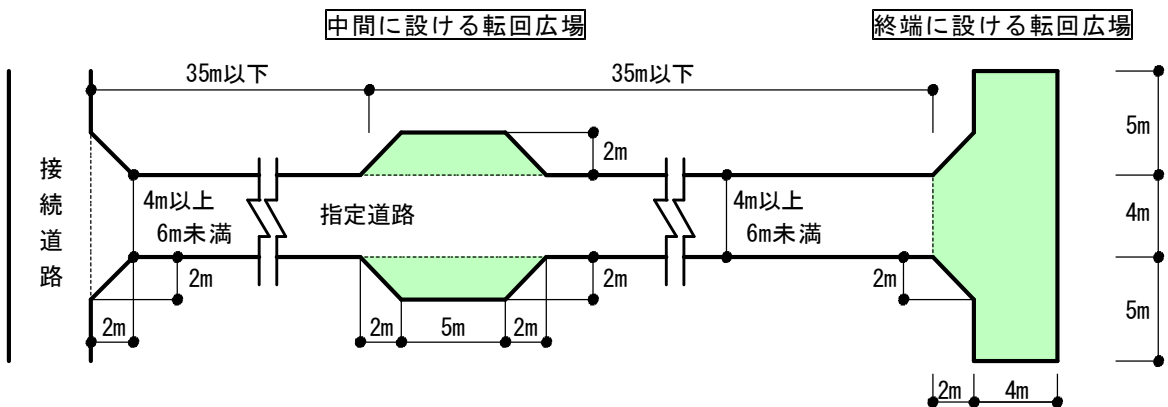
[図-3]

(ロ) 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合（第1項第1号ロ）

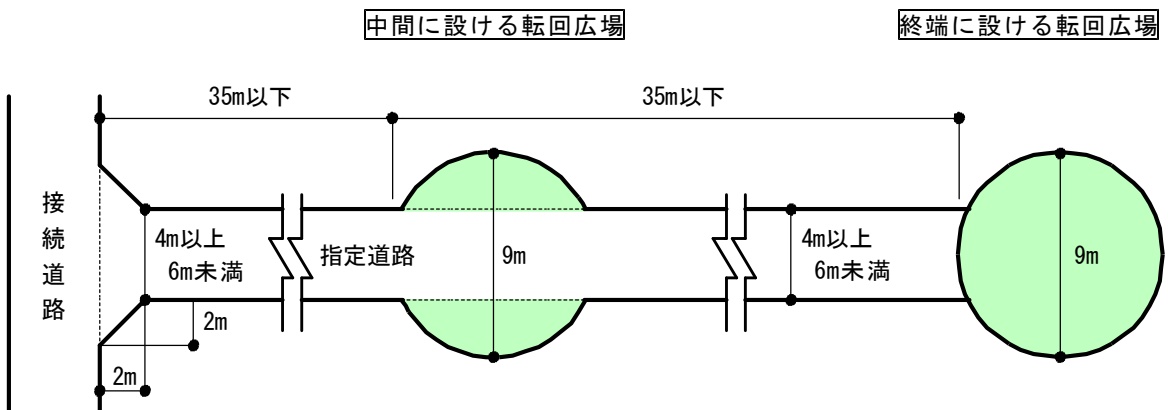


[図-4]

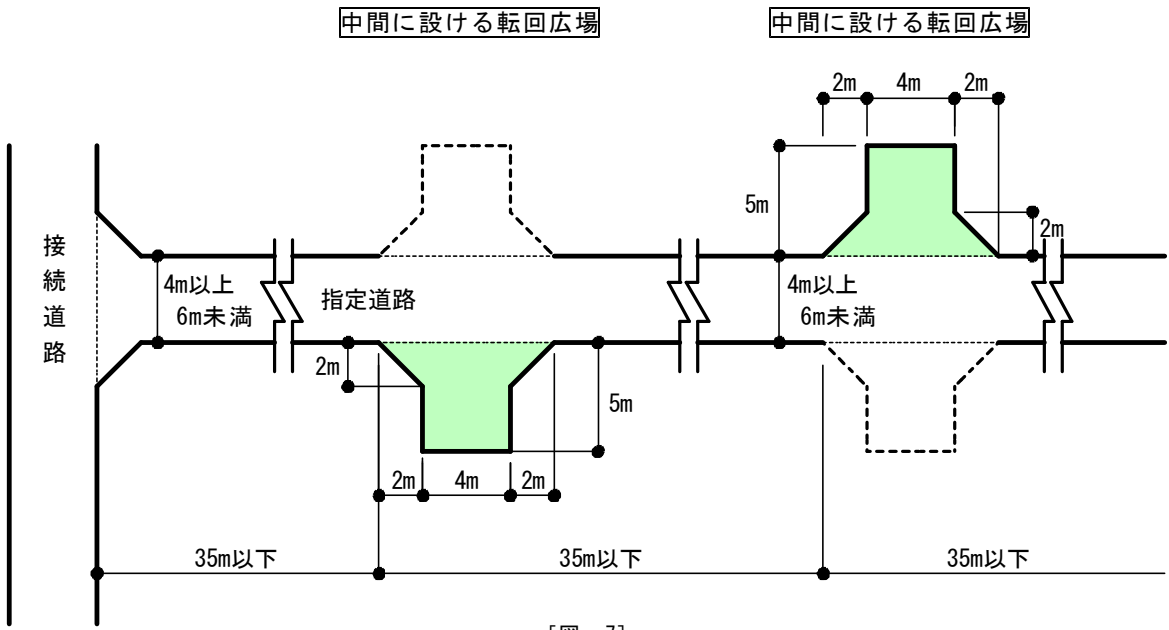
(ハ) 延長が35メートルを超える場合で、終端及び区間35メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合（第1項第1号ハ）



[図-5]

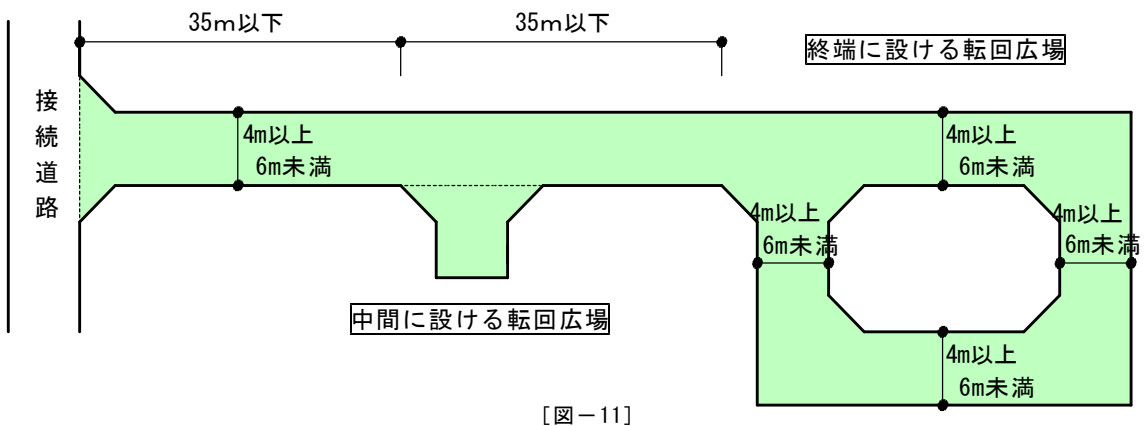
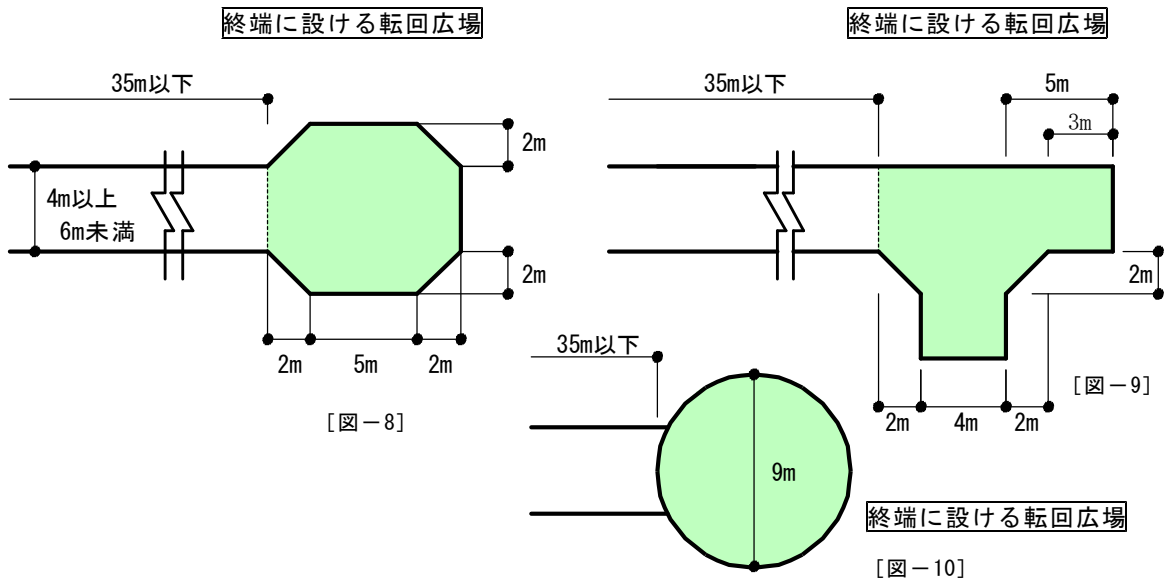


[図-6]

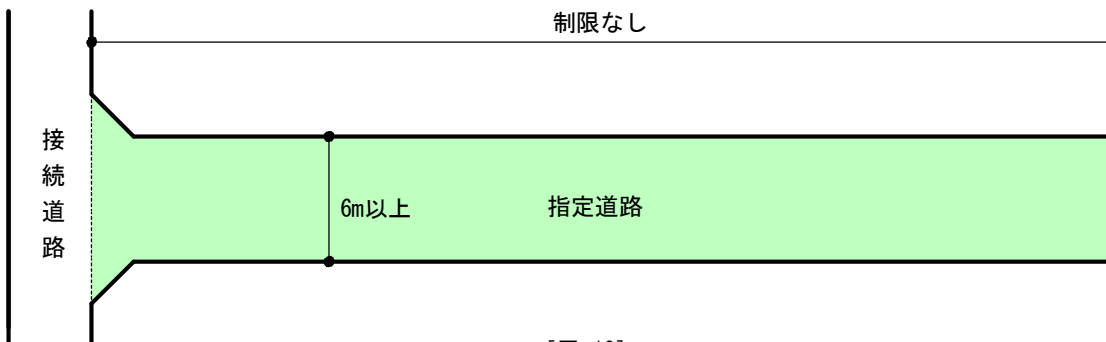


[図-7]

※ この場合は、交互又は一方その他について制限なし

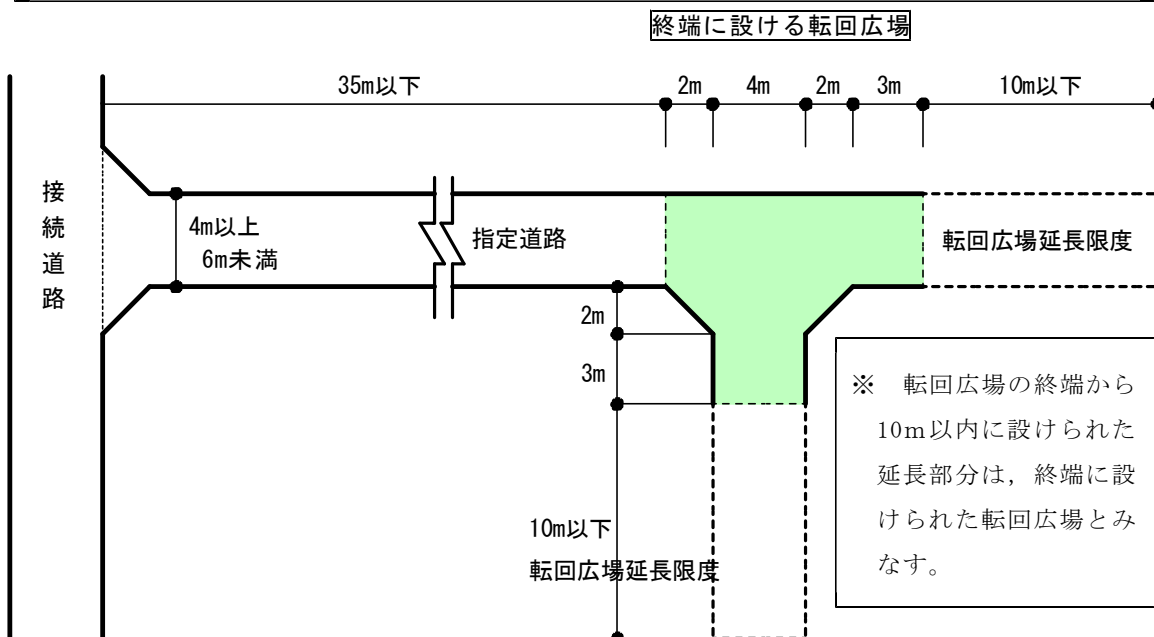


(二) 幅員が6メートル以上の場合（第1項第1号二）



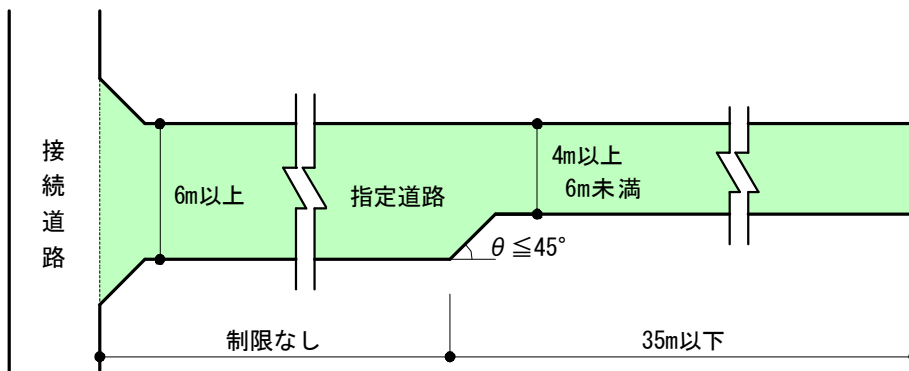
[図-12]

(ホ) (イ)から(ニ)に準ずるもので特定行政庁が周囲の状況により避難上及び通行の安全上支障がないと認めた場合（第1項第1号ホ）



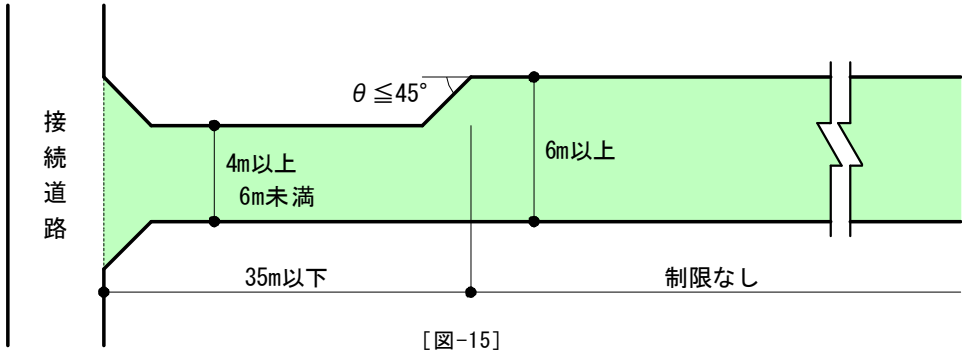
[図-13]

■ 幅員が異なる道に接続する場合

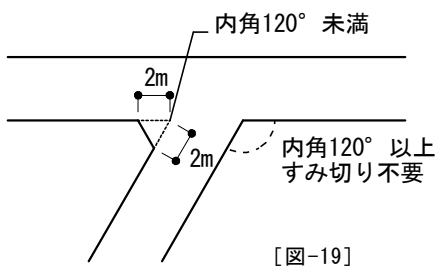
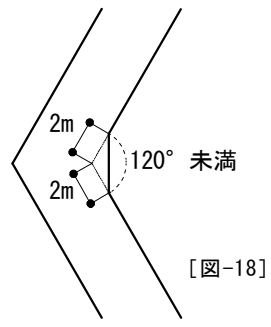
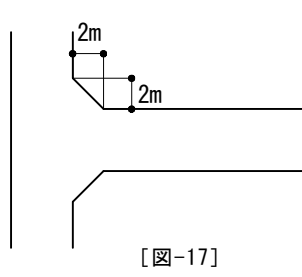
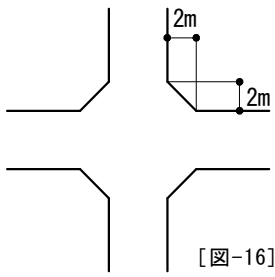


[図-14]





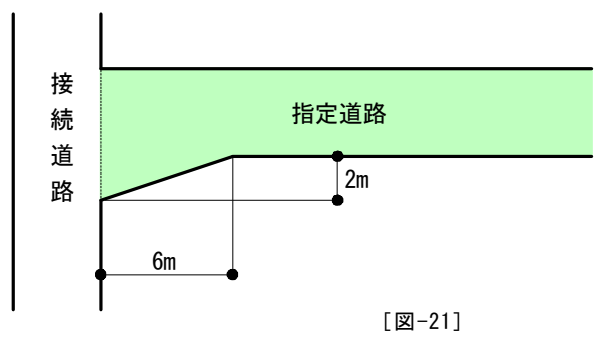
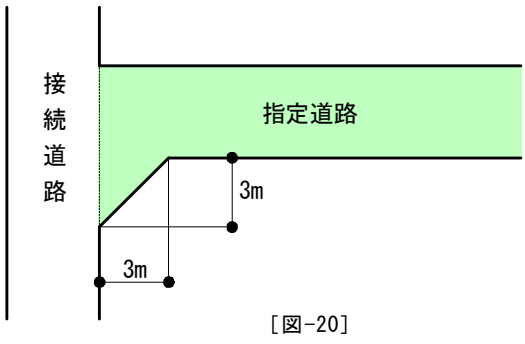
(2) 同一平面で、かつ内角120度未満で交差、接続又は屈曲する箇所には、角地の隅角をはさむ辺の長さ2メートルの二等辺三角形の部分に道を含むすみ切りを設けたものであること。(第1項第2号)



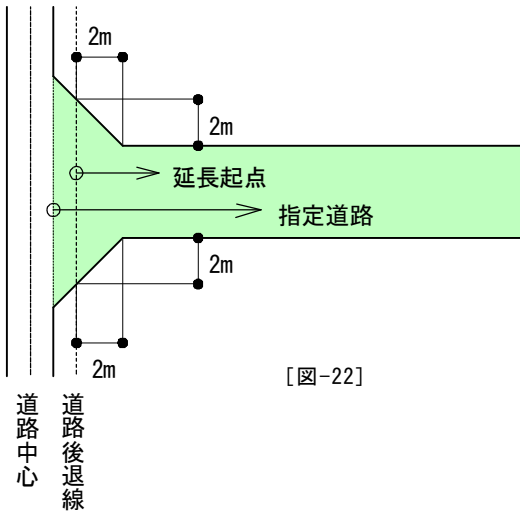
※ 屈曲等により交通の安全上支障が生じる場合の措置は、別途特定行政庁と協議すること。

[特定行政庁が周囲の状況により止むを得ないと認めた場合] (第1項第2号ただし書き)

■ すみ切りが両側に設置困難で片側だけ設置の場合



■ 接続道路が建築基準法第42条第2項による道路の場合



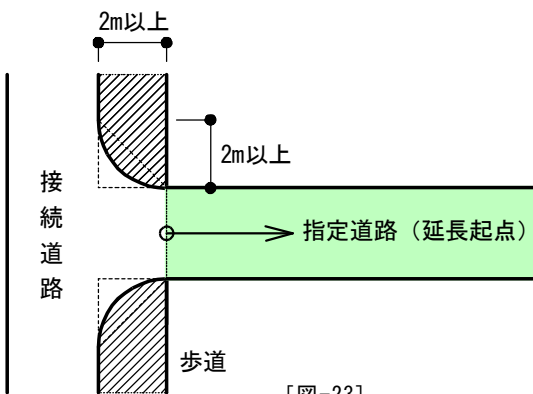
[図-22]

※ 関係機関の境界設定書を添付すること。

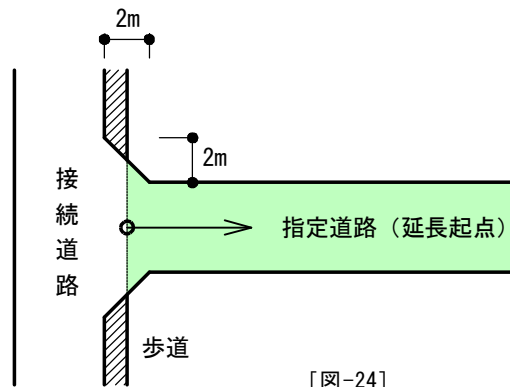
■ 接続道路に歩道がある場合（歩道を含めて2mのすみ切りを行う）

【歩道が2m以上の場合】

【歩道が2m未満の場合】



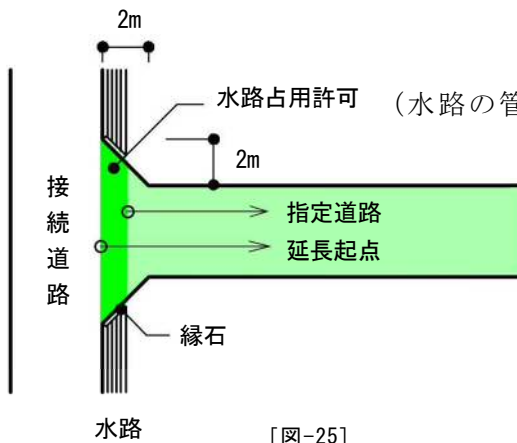
[図-23]



[図-24]

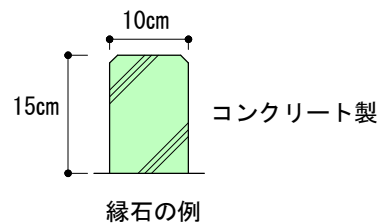
※ 接続する道路管理者の承諾書を添付すること。

■ 接続道路に水路がある場合



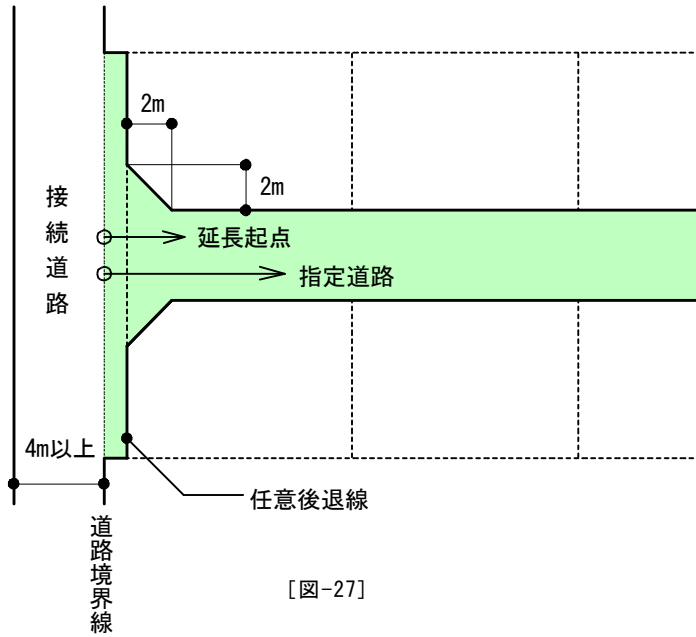
[図-25]

（水路の管理者の許可書を添付すること。）



[図-26]

■ 接続道路から任意で後退する場合



(3) 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。(第1項第3号)

- 砂利敷（厚さ50mm以上）、コンクリートまたはアスファルト舗装等とする。
- 舗装は防塵舗装以上とする。

(4) 縦断勾配が12%以下であり、かつ階段状でないこと。(第1項第4号)

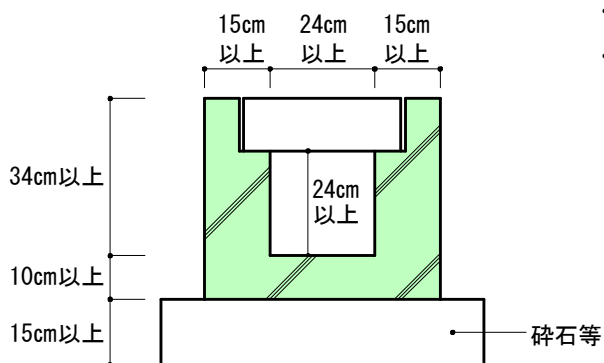
- 特定行政庁が避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、現地の状況により判断するものとする。

(5) 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。(第1項第5号)

- 側溝は原則として道の両側設置すること。ただし、次の条件を満たし排水上支障ないと特定行政庁が認めた場合は、片側でも認める。
  - (イ) 位置指定道路の片側及び突き当りに限り、宅地があること。
  - (ロ) 道及びこれに接する宅地内の雨水を対象とした流量計算書を添付すること。
  - (ハ) 道路の排水計画がなされていること。

■ 側溝の規格は、次を標準とする。

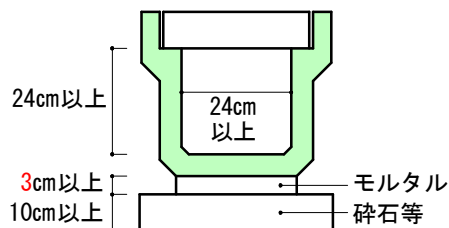
(イ) 鉄筋コンクリート現場打



[図-28]

(ロ) U型側溝（コンクリート2次製品）

- ・道路用プレキャスト鉄筋コンクリートU型側溝
- ・道路用プレキャスト鉄筋コンクリートU型側溝蓋



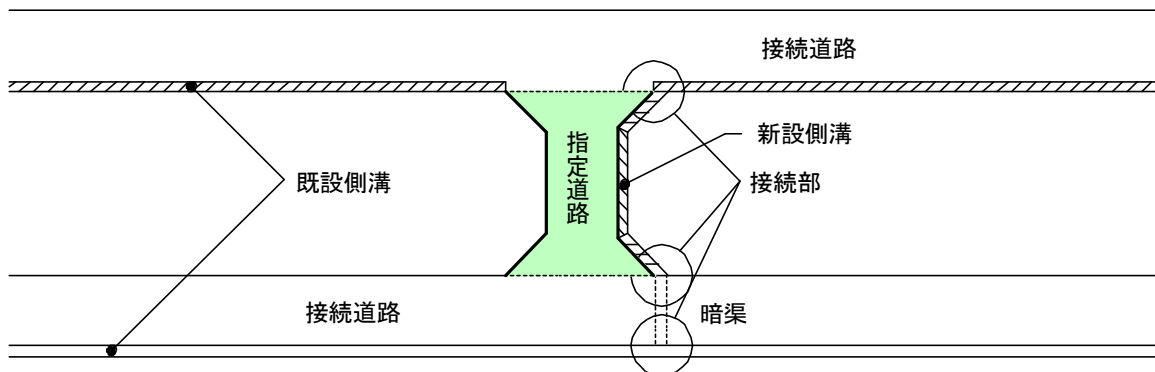
[図-29]

※ 落とし蓋を設置すること。

ただし、通行の安全上支障がないと特定行政庁が認めた場合はこの限りでない。

■ 流末処理について

(イ) 附近に接続可能な側溝があるとき



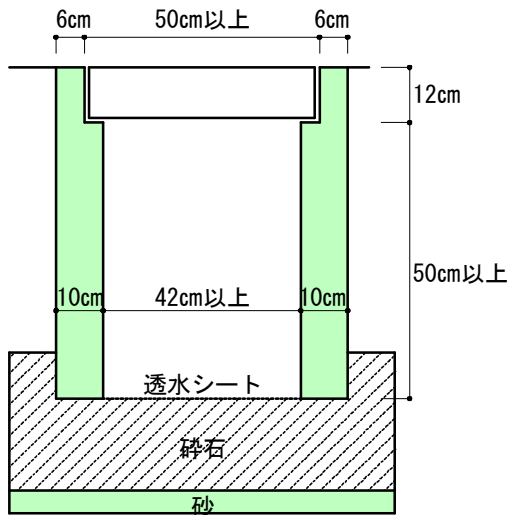
[図-30]

※ 上図の暗渠部分については、復旧を充分に行い事後の車両等の通行に支障のないようにすること。

なお、これらの接続に当たっては、道路法第24条（道路管理者以外のものが行う工事）、同法第32条（道路の占用許可）による道路管理者の承認、許可を受けること。

また、用水路に排水する場合は、管理者の承諾書を申請書に添付すること。

(ロ) 附近に接続可能な側溝がないときは柵を設置する。(鹿児島市は除く)

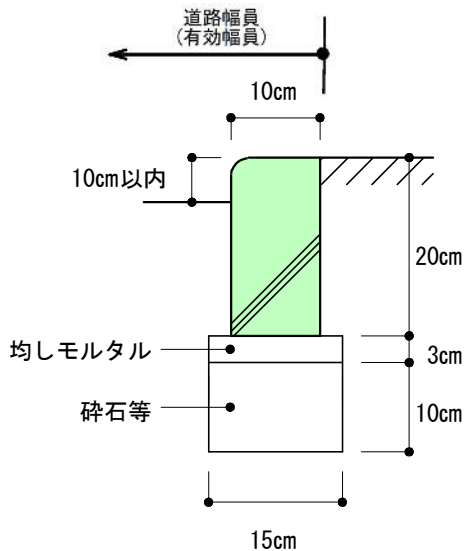


[図-31]

※ 柵は，通行車輛の圧力で破損しないよう鉄筋等により補強すること。  
 また，柵の位置は，既設道路の接続部に設け，側溝の延長が50mを超える場合は，50m毎に1ヶ所設ける。

(6) 道及びこれに接する敷地の境界を明確にするため境界線に沿って縁石等を設置する。ただし，側溝，擁壁，ブロック塀等で境界が明確なものは，縁石を設置する必要はない。

- 構造は，コンクリート現場打ち，既製品縁石等とする。
- 寸法は次を標準とする。



既製品縁石の継目はモルタルで填充すること

※ 路面の突出高さについては，通行上支障がないものとする。

[図-32]

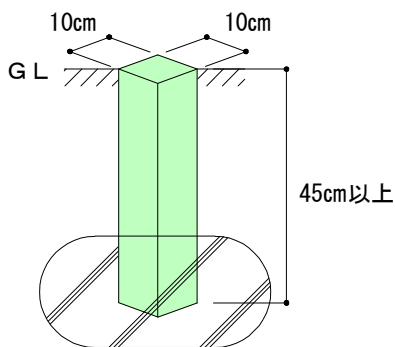
(7) 道の起点、交点、屈曲点、すみ切り部分及び終点には、耐久性のある標示杭等を設置すること。

■ 起点及び終点には、コンクリート製等耐久性のある標示杭を設置すること。ただし、コンクリート等の側溝、縁石等があり、境界が明確にわかる場合は、標示ピンとすることができる。

また、指定道路を市町村に寄付する場合は、市町村の管理担当部局と協議の上、決定することができる。

■ 交点、屈曲点及びすみ切り部分には、金属製の標示ピンを設置すること。

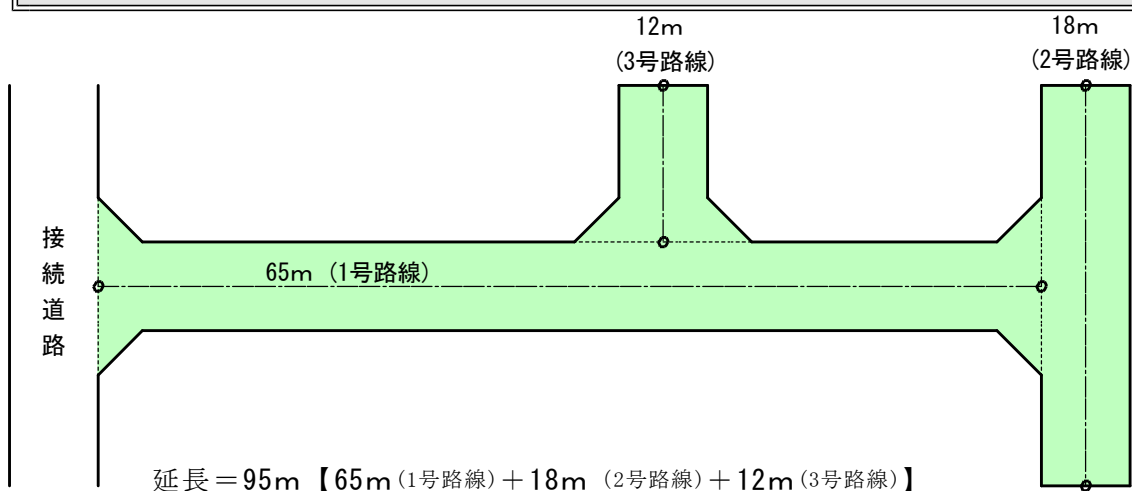
■ 公道その他公有地との境界に杭を設置する場合は、公有地管理者の立会いを求めて境界を明確にすること。



※ 路面上の突出高さについては、通行上支障がないものとし、地下埋設部分は、左図のようにコンクリートで根巻を行い、抜けないように措置すること。

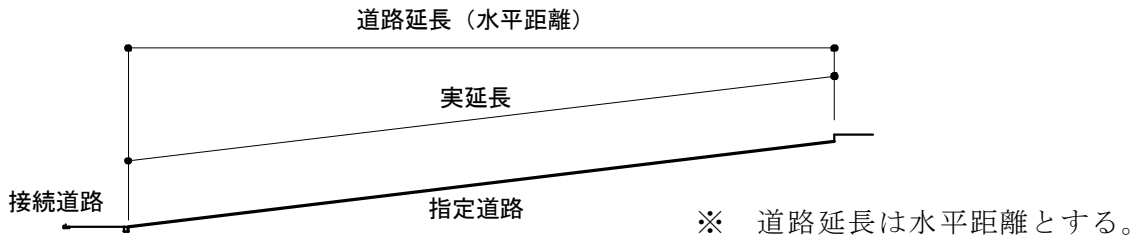
[図-33]

(8) 道路の延長は、道路中心線の長さの合計とすること。



[図-34]

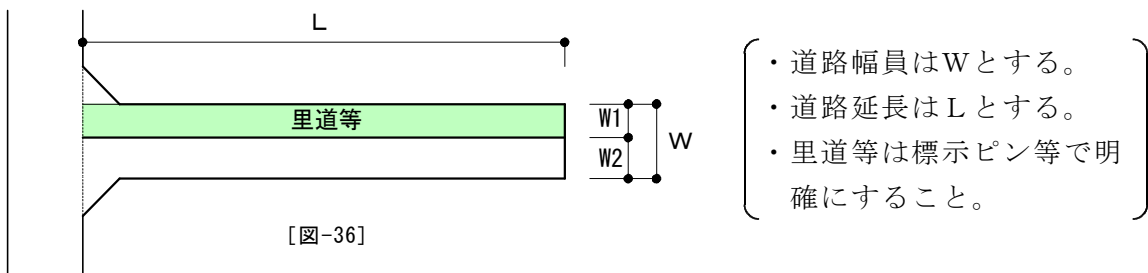
■ 指定道路に勾配がある場合



[図-35]

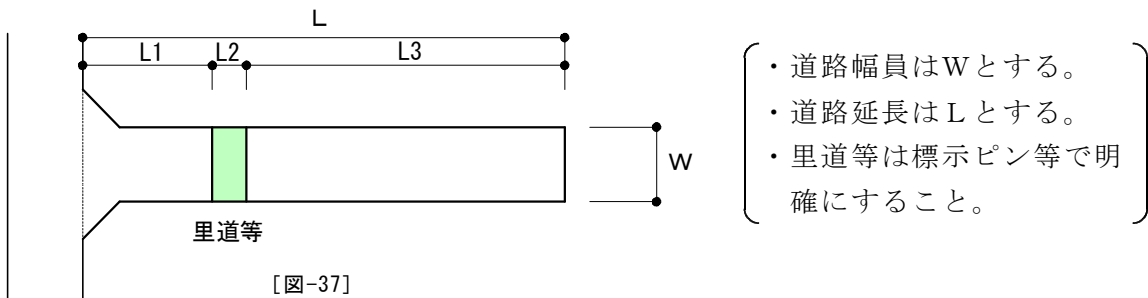
■ 里道等を含む場合

イ 縦断する場合



[図-36]

ロ 横断する場合



[図-37]

(9) 指定道路は、通行の安全を確保するため必要な措置を講じること。

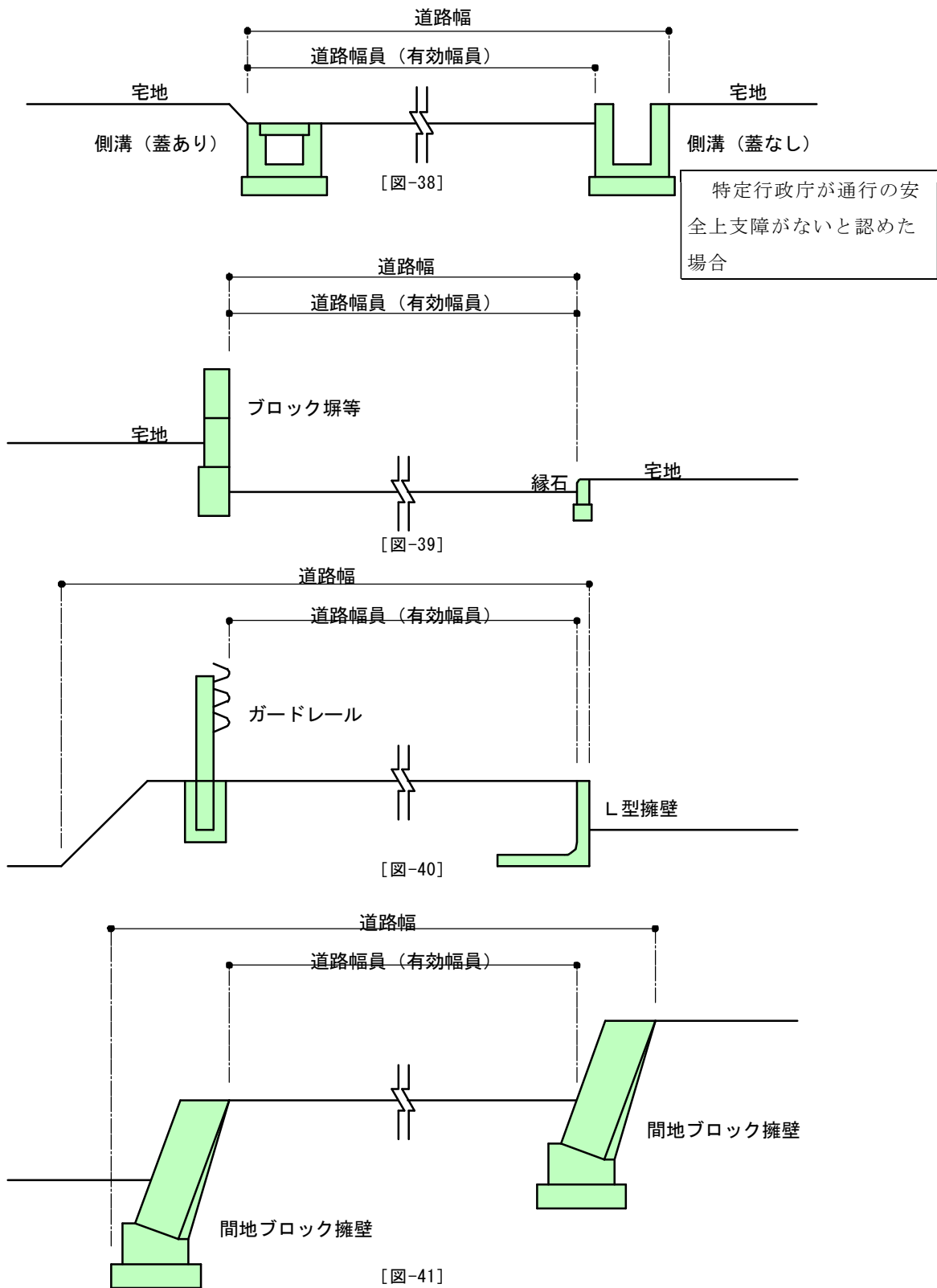
■ 道の側面が高低差(勾配が30度を超える場合に限る。)1.0mを超えるがけ上の場合は、ガードレールGr-C-2B又はGp-C-2B同等品以上を設置すること。

また、がけ下の場合は、危険ヶ所ののり面保護(石張り、芝張り、モルタル吹き付け等)を行うこと。

■ 指定道路の接続部分は、交通安全上問題のある場所(交差点の中、横断歩道付近、バス停付近、見通しが悪い箇所等)としないこと。

ただし、特定行政庁が通行の安全上支障がないと認めた場合は、現地の状況により判断する。

(10) 指定道路は幅員（有効幅員）4 m以上とすること。



※ 位置指定を受ける道路幅員（有効幅員）内には、電柱・ガードレール等の工作物を設けないこと。



## 4 指定申請書類の記入要領

### (1) 提出書類（廃止しようとする場合は除く）

順番	図書の種類	記載事項等	記入要領
1	道路位置指定申請書		<p>① 申請者（築造者）は、道路を築造しようとする者とする。</p> <p>② 申請代理人は、原則有資格者（建築士、行政書士）とする。</p> <p>③ 関係土地地名地番は、道路の位置指定を受けようとする土地を地番順に全て記入すること。</p> <p>④ 無地番の国有地を含む場合は、「～番地先里道の一部」や「～番地先水路の一部」と記載すること。</p> <p>⑤ 道路の幅員が一定でない場合は、最小幅員から最大幅員を記入すること。</p> <p>⑥ 道路の長さは、位置指定を受けようとする道路の起点から終点までの中心線で測った水平距離を記入すること。</p>
2	委任状	代理人が手続きを行う場合	① 代理人は、建築士又は行政書士とする。
3	誓約書	道路の部分及び道路に接する関係土地の所有権等を有する者の記名押印	① 道路の部分及び道路に接する関係土地の所有権及び権利を有する者の氏名を記入し、押印すること。 なお、計画に含まない関係土地については、道路の位置指定に関する説明を行うよう努めること。
4	承諾書	道路部分となる土地の所有権等の権利を有する者並びに当該道を管理する者の承諾 【指定があると、それが解除されるまでは、その土地は道路以外の使用が禁じられ、道路の部分の土地の所有者等は大きな影響を受けることになるので、予めその承諾を得ておくものである。】	① 承諾書を必要とする利害関係人は、指定を受けようとする道路の敷地となる土地の権利者並びに当該道を令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者とする。 また、権利の範囲は、所有権、地上権、賃借権、抵当権、永小作権、地役権、質権、先取特権等の権利を有する者とする。
5	境界設定、承認、許可の写し	指定を受けようとする道路が公道、公有水路に接続する場合	<p>① 流末処理を公道側溝に接続する場合は、道路管理者の承認書、許可書の写しを添付すること。 また、河川、水路等に流す場合にあっては、管理者の承諾書の写しを添付すること。</p> <p>② 公道接続（国道、県道、市町村道、農道等）について、道路管理者との協議内容書又は境界確定調書の写しを添付すること。</p>
6	既存私道の所有者の接続同意	位置指定を受けようとする道路を既存私道に接続する場合の所有者又は管理者の同意	① 同意書の様式は任意とするが、「関係土地を他人に譲渡、借地等した場合においても、これを申し継ぐ」旨の文言を明記すること。

順番	図書の種類	記載事項等	記入要領
7	私設排水施設の接続同意	位置指定を受けようとする道路の排水施設を私設排水施設に接続する場合、その接続する土地及び私設の所有者の同意	① 同意書の様式は任意とするが、「関係土地を他人に譲渡、借地等した場合においても、これを申し継ぐ」旨の文言を明記すること。
8	道路計画図	作成要領は別表のとおり	① 作成者の住所、氏名を記入し、押印すること。 ② 図面には、通し番号を付番すること。
9	不動産登記法第14条地図または公図の写し	法務局備え付けの原図からの写し	① 公図の写しには、写した者の住所、氏名、転写年月日を記入し、押印すること。 ② 指定を受けようとする道路の位置を赤色で、関係土地を含んだ開発区域を緑線で明示すること。 ③ 申請の日から3ヶ月以内のものとする。
10	印鑑登録証明書	4及び6で同意をした者の印鑑登録証明書	① 申請の日から3ヶ月以内のものとする。
11	土地登記事項証明書	道路となる土地の土地登記事項証明書	① 位置指定を受けようとする道路部分は、それ以外の部分と分筆し、地目は『公衆用道路』とすること。ただし、形態上やむを得ない場合等は、『雑種地』とすることができる。 ② 申請の日から3ヶ月以内のものとする。
12	その他特定行政庁が必要と認める図書		① 指定を受けようとする道路の部分が、接続道路に側溝がない場合、又は、流末処理が困難な場合は、各人の敷地内で処理する旨の誓約書を添付すること。(鹿児島市は除く) ② 道路の部分を市町村に寄付採納の予定がある場合は、担当窓口との協議結果を添付すること。 ③ その他、各特定行政庁が必要と認める図書を添付すること。(各市町村の土地利用対策要領基準に適合している証(写し)等)

※ 各行政庁(県、鹿児島市、鹿屋市、薩摩川内市、霧島市)で、提出書類及び様式等が異なりますので、詳細については指定を受けようとする行政庁に事前に確認してください。

〔別表〕道路計画図

順番	図書の種類	縮尺	記載事項	備考
1	付近見取図	1/2500 程度	1 方位 2 道路の位置 3 目標となる地物	
2	求積図・求積表	1/300 以上	1 道路部分及び関係土地を含んだ開発区域全体の面積 2 接続道路に中心後退がある場合は、その後退部分の面積	
3	計画平面図	1/300 以上	1 方位 2 土地の境界、地番、地目 3 指定を受けようとする道路の位置、形状、勾配、道路延長（水平距離）、実延長、幅員、計画高 4 土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名 5 計画区域内の宅地割、宅地の地盤高、擁壁の位置、構造 6 計画区域内外の側溝及び下水管の位置、寸法、排水流末処理の方法 7 がけ規制を受ける位置 8 標示杭、標示ピンの位置、各延長 9 指定を受けようとする道路に隣接する既存建築物の位置	① 指定を受ける道路の部分を赤線で、関係土地を含んだ開発区域を緑線でそれぞれ囲み、側溝の位置を青線で明示すること。 ② 道路の部分には、所有者、権利者の氏名を記入し、それぞれ印鑑登録済の印鑑で押印すること。 ③ 関係土地に高さ2mを超えるがけがある場合は、がけの影響線（2倍ライン）を図示すること。 ④ 関係土地に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域の指定がある場合は範囲を明示すること。
	道路縦断図 道路横断図	1/200 以上	1 切土及び盛土の高さ 2 縦断面図、横断面図 3 道路延長（水平距離）、実延長	
	構造詳細図	1/50以上	1 横断面図 2 標示杭 3 排水施設（側溝、排水柵） 4 付帯施設（ガードレール等） 5 舗装構成	

※ 各行政庁（県、鹿児島市、鹿屋市、薩摩川内市、霧島市）で、提出書類及び様式等が異なりますので、詳細については指定を受けようとする行政庁に事前に確認してください。

## (2) 申請書及び添付図書の提出部数

図 書 名	部 数	正	副	備 考
申 請 書	2	○	○	
承 諾 書	2	○	○	
誓 約 書	2	○	○	
各 証 明 書	2	○	○	写し可
図 面	2	○	○	
印鑑証明書	1	○		
土地登記事項証明書	1	○		

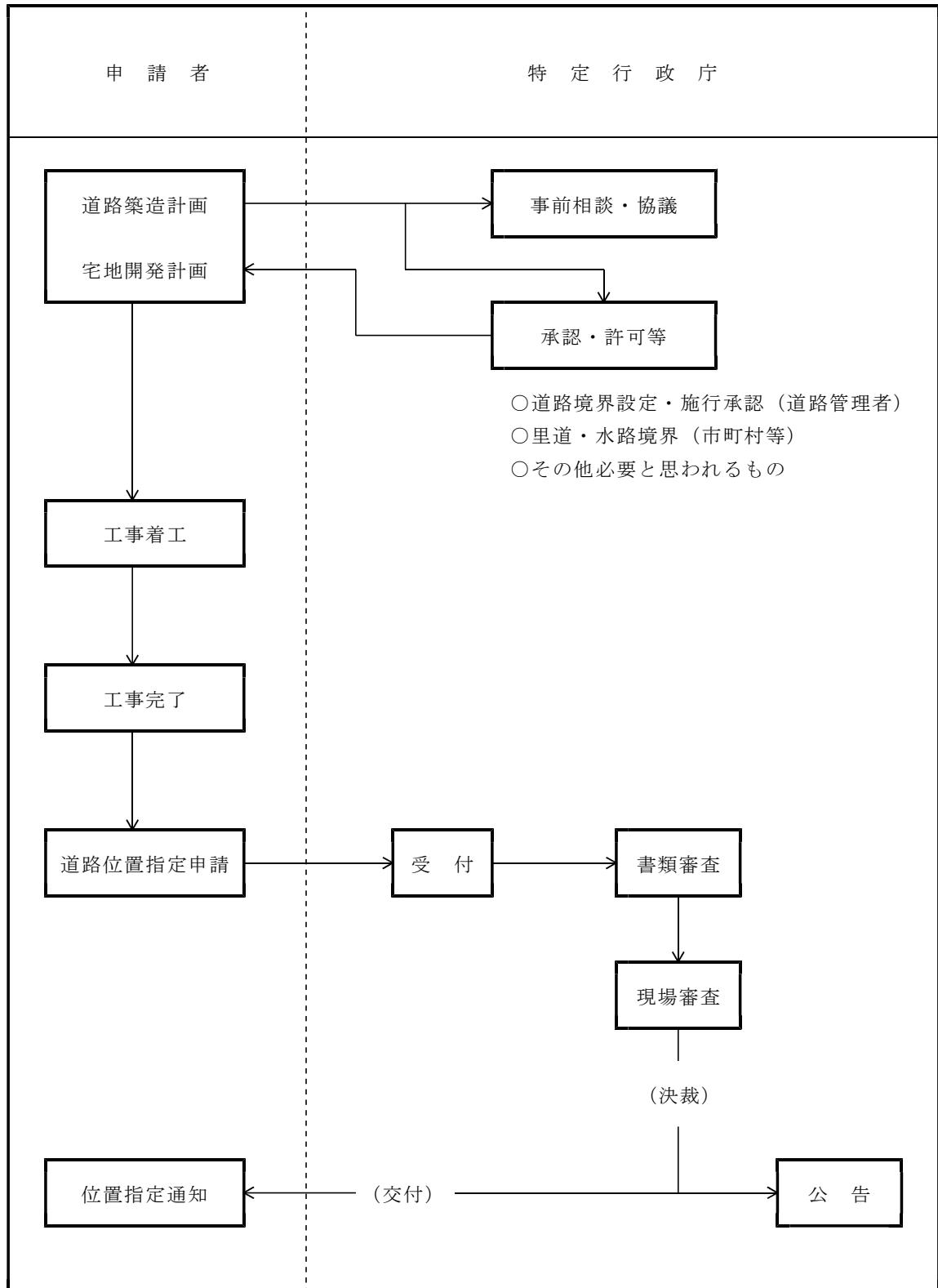
## (3) 申請書の提出先等

(令和2年4月1日現在)

築造場所	申請書の提出先	指定を行う機関	申請手数料
鹿 児 島 市	鹿児島市役所 建設局建築部建築指導課	同 左	50,000円
鹿 屋 市	鹿屋市役所 建設部建築住宅課建築指導室	同 左	50,000円
薩 摩 川 内 市	薩摩川内市役所 建設部建築住宅課	同 左	50,000円
霧 島 市	霧島市役所 建設部建築指導課	同 左	50,000円
上 記 以 外 の 市 町 村	上記以外の市町村役場	<input type="checkbox"/> 各地域振興局建設部土木建築課 または各支所建築係 <input type="checkbox"/> 熊毛支庁建設部建設課建築係 <input type="checkbox"/> 熊毛支庁屋久島事務所建設課 <input type="checkbox"/> 大島支庁建設部建設課建築係 <input type="checkbox"/> 大島支庁徳之島事務所建設課	50,000円

※ 各行政庁（県，鹿児島市，鹿屋市，薩摩川内市，霧島市）で，申請手数料の納付方法が異なりますので，詳細については指定を受けようとする行政庁に事前に確認してください。

## 5 道路位置指定におけるフロー図



## 6 道路位置指定に係る関係法令

### 建築基準法

#### (道路の定義)

**第42条** この章の規定において「道路」とは、次の各号のいずれかに該当する幅員4m（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、6m。次項及び第3項において同じ。）以上のもの（地下におけるものを除く。）をいう。

- 一 道路法（昭和27年法律第180号）による道路
- 二 都市計画法，土地区画整理法（昭和29年法律第119号），旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号），都市再開発法（昭和44年法律第38号），新都市基盤整備法（昭和47年法律第86号），大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）又は密集市街地整備法（第6章に限る。以下この項において同じ。）による道路
- 三 都市計画区域若しくは準都市計画区域の指定若しくは変更又は第68条の9第1項の規定に基づく条例の制定若しくは改正によりこの章の規定が適用されるに至った際に存在する道
- 四 道路法，都市計画法，土地区画整理法，都市再開発法，新都市基盤整備法，大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法による新設又は変更の事業計画のある道路で，2年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの
- 五 土地を建築物の敷地として利用するため，道路法，都市計画法，土地区画整理法，都市再開発法，新都市基盤整備法，大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で，これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの
- 2 都市計画区域若しくは準都市計画区域の指定若しくは変更又は第68条の9第1項の規定に基づく条例の制定若しくは改正によりこの章の規定が適用されるに至った際に建築物が立ち並んでいる幅員4m未満の道で，特定行政庁の指定したものは，前項の規定にかかわらず，同項の道路とみなし，その中心線からの水平距離2m（同項の規定により指定された区域内においては，3m（特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は，2m）。以下この項及び次項において同じ。）の線をその道路の境界線とみなす。ただし，当該道がその中心線からの水平距離2m未満で崖地，川，線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては，当該崖地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離4mの線をその道路の境界線とみなす。
- 3 特定行政庁は，土地の状況に因りやむを得ない場合においては，前項の規定にかかわらず，同項に規定する中心線からの水平距離については2m未満1.35m以上の範囲内において，同項に規定するがけ地等の境界線からの水平距離については4m未満2.7m以上の範囲内において，別にその水平距離を指定することができる。
- 4 第1項の区域内の幅員6m未満の道（第一号又は第二号に該当する道にあつては，幅員4m以上のものに限る。）で，特定行政庁が次の各号の一に該当すると認めて指定したものは，同項の規定にかかわらず，同項の道路とみなす。
  - 一 周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認められる道
  - 二 地区計画等に定められた道の配置及び規模又はその区域に即して築造される道
  - 三 第1項の区域が指定された際に現に道路とされていた道
- 5 前項第三号に該当すると認めて特定行政庁が指定した幅員4m未満の道については，第2項の規定にかかわらず，第1項の区域が指定された際道路の境界線とみなされていた線をその道路の境界線とみなす。
- 6 特定行政庁は，第2項の規定により幅員1.8m未満の道を指定する場合又は第3項の規定により別に水平距離を指定する場合においては，あらかじめ，建築審査会の同意を得なければならない。

#### (私道の変更又は廃止の制限)

**第45条** 私道の変更又は廃止によつて，その道路に接する敷地が第43条第1項の規定又は同条第3項の規定に基く条例の規定に抵触することとなる場合においては，特定行政庁は，その私道の変更又は廃止を禁止し，又は制限することができる。

- 2 第9条第2項から第6項まで及び第15項の規定は，前項の措置を命ずる場合に準用する。

## 建築基準法施行令

### (道に関する基準)

第144条の4 法第42条第1項第五号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでのいずれかに該当する場合においては、袋路状道路（法第43条第3項第五号に規定する袋路状道路をいう。以下この条において同じ。）とすることができる。
    - イ 延長（既存の幅員6m未満の袋路状道路に接続する道にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が35m以下の場合
    - ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合
    - ハ 延長が35mを超える場合で、終端及び区間35m以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合
    - ニ 幅員が6m以上の場合
    - ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合
  - 二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）は、角地の隅角を挟む辺の長さ2mの二等辺三角形の部分を道に含む隅切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。
  - 三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。
  - 四 縦断勾配が12%以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。
  - 五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。
- 2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。
- 3 地方公共団体は、前項の規定により第1項各号に掲げる基準を緩和する場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。

## 建築基準法施行規則

### (道路の位置の指定の申請)

第9条 法第42条第1項第五号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、申請書正副2通に、それぞれ次の表に掲げる図面及び指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下この条において「土地」という。）の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者並びに当該道を令第144条の第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾書を添えて特定行政庁に提出するものとする。

図面の種類	明示すべき事項
附近見取図	方位、道路及び目標となる地物
地籍図	縮尺、方位、指定を受けようとする道路の位置、延長及び幅員、土地の境界、地番、地目、土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名、土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他形上特記すべき事項

## 建築基準法施行細則

指定を受けようとする各行政庁の建築基準法施行細則を確認してください。

- ・ 鹿児島県建築基準法施行細則
- ・ 鹿児島市建築基準法施行細則
- ・ 鹿屋市建築基準法施行細則
- ・ 薩摩川内市建築基準法施行細則
- ・ 霧島市建築基準法施行細則

正

道路(位置)指定(指定変更, 全部(一部)廃止)申請書

建築基準法第42条第 項第 号に規定する道路(の位置)の指定(指定の変更, 全部(一部)の廃止)を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。		※ 手数料欄 鹿児島県収入証紙を貼り付けること(道路の位置の指定, 位置の指定の変更又は廃止の場合のみ)。なお, 消印はしないこと。		
鹿児島県知事 殿		年 月 日		
申請者 住所 氏名		印		
[ 法人にあつては, 主たる事務所の 所在地, 名称及び代表者の氏名 ]		電話番号 ( )		
1 築造者住所氏名	電話 ( )			
2 関係土地地名地番				
3 申請理由				
4 道路築造の時期	着工 年 月 日	完了 年 月 日		
5 申請の要旨	図面中の符号	道路の幅員	道路の長さ	関係土地の地番
	合 計			
6 その他の関係事項				
※市町村受付欄	※地域振興局・支庁受付欄	※指 定 欄	※公 告 欄	
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
第号	第号	第号	第号	
係員印	係員印	係員印	係員印	

- 注 1 ※印のある欄は記入しないでください。  
 2 数字は算用数字を, 単位はメートル法を用いてください。  
 3 氏名を自筆で記入したときは, 押印を省略することができます。





## 道路(位置)指定(指定変更, 全部(一部)廃止)通知書

※ 指 定 通 知 欄	建築基準法第42条第 項第 号に規定する道路(の位置)の指定(指定の変更, 全部(一部)の廃止)をしたので通知します。 殿(様)  指定番号 第 号 指定年月日 年 月 日 鹿児島県知事 印			
1 築造者住所氏名	電話 ( )			
2 関係土地地名地番				
3 申請理由				
4 道路築造の時期	着工	年 月 日	完了	年 月 日
5 申 請 の 要 旨	図面中の符号	道路の幅員	道路の長さ	関係土地の地番
		合 計		
6 そ の 他 の 関 係 事 項				

- 注 1 ※印のある欄は記入しないでください。  
2 数字は算用数字を, 単位はメートル法を用いてください。

第16号様式(第16条関係)

誓 約 書

指定道路幅員を常に維持し，管理すると共に建築物及び工作物をこの道路に突き出して築造しません。このことは，関係土地を他人に譲渡，借地等の場合においてもこれを申し継ぎます。

上記のとおり誓約いたします。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

土 地 所 有 者 及 び 権 利 者

住 所	氏 名	印

第17号様式(第16条関係)

承 諾 書

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の指定について承諾いたします。  
 道路の敷地となる土地の所有者及び管理者にあつては、関係土地を将来にわたり  
 道路の位置の指定を受ける際の基準に適合するよう管理いたします。このことは、  
 関係土地を他人に譲渡等の場合においても、これを申し継ぎます。

鹿児島県知事 殿

承諾年月日	関係土地の地番	土地所有者の住所氏名	印
承諾年月日	関係土地の地番	土地権利者の住所氏名	印
承諾年月日	関係土地の地番	土地管理者の住所氏名	印

注1 この承諾書は、申請書、通知書ともに1通ずつ添付してください。

2 承諾者印は、印鑑登録済の印鑑を押印し、印鑑証明書(各人1通)を添付してください。

# 日影規制の手引き

## 目 次

1. 日影規制の目的
2. 対象区域
3. 対象となる建築物
4. 日影規制の範囲
5. 日影時間
6. 日影測定 of 時期と時間帯
7. 同一敷地に 2 以上の建築物があるときの規制
8. 建築物の敷地が道路等に接する場合の緩和措置
9. 隣地等と高低差がある場合の緩和措置
10. 建築物が制限の異なる区域にまたがる場合の規制
11. 真北の測定方法
  - 例 1. 日影による測定
  - 例 2. 日時計による測定
12. 確認申請に添付する日影図
  - 1) 日影図の作成要領
  - 2) 日影図記載例

資料 1 鹿児島県の緯度経度図

資料 2 中央標準時から真太陽時への換算時差表

資料 3 鹿児島市（東経130度33分）における太陽南中時の標準時刻表

昭和53年 9 月施行  
昭和63年11月改訂  
令和 2 年 6 月改訂

## 1 日影規制の目的

日影規制の制度は、主として住居系用途地域等において中高層の建築物によって生じる日影を一定の基準のもとに規制することによって、その建築物の周辺の日照条件の悪化を防ぎ、良好な居住環境を保つことを直接の目的とし、あわせて通風、採光、プライバシーの保護にも貢献することをねらいとして、健全な市街地を形成するため必要な最低限の建築基準を設けたものである。

## 2 対象区域

日影規制のねらいは、良好な居住環境を備えた街づくりのルールを定めるものであるので、日影規制の対象区域は、建築基準法第56条の2第1項及び鹿児島県建築基準法施行条例第27条の2の規定に基づき、都市計画の用途地域のうち居住の環境を保護するために定める第一種低層住居専用地域（以下「第一種低層」という。）、第二種低層住居専用地域（以下「第二種低層」という。）、田園住居地域、第一種中高層住居専用地域（以下「第一種中高層」という。）、第二種中高層住居専用地域（以下「第二種中高層」という。）、第一種住居地域（以下「第一種住居」という。）、第二種住居地域（以下「第二種住居」という。）及び準住居地域が指定されている。

## 3 対象となる建築物

**第一種低層**・**第二種低層**・**田園住居地域**

・・・軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物

**第一種中高層**・**第二種中高層**・**第一種住居**・**第二種住居**・**準住居地域**

・・・高さが10mを超える建築物

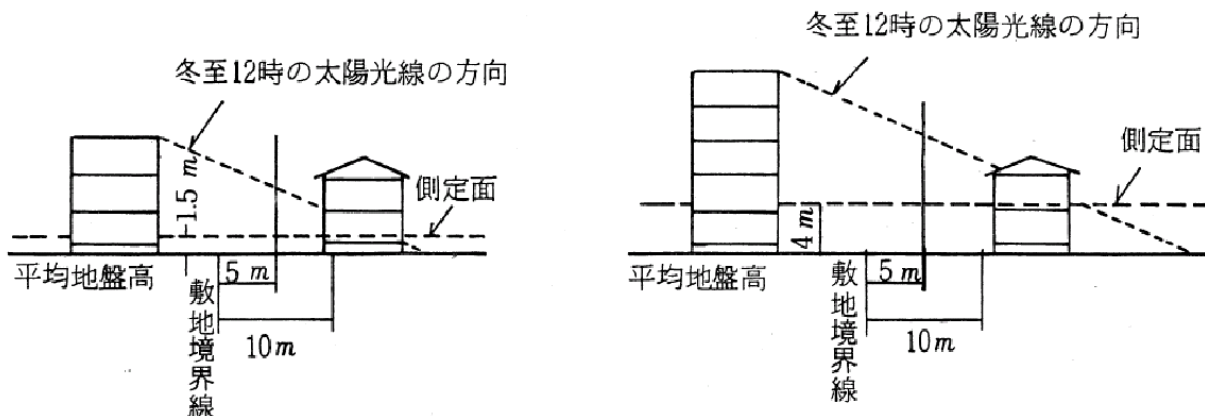
## 4 日影規制の範囲

**第一種低層**・**第二種低層**・**田園住居地域**

・・・敷地境界線からの水平距離が5mを超える範囲で、平均地盤面からの高さ1.5m（おおむね1階の窓の中心の高さ）の水平面（測定面）

**第一種中高層**・**第二種中高層**・**第一種住居**・**第二種住居**・**準住居地域**

・・・敷地境界線からの水平距離が5mを超える範囲で、平均地盤面からの高さ4m（おおむね2階の窓の中心の高さ）の水平面（測定面）



## 5. 日影時間

1日のうち規制対象となる日影時間は、冬至日における午前8時から午後4時までの8時間に次の時間以上の日影を出してはならない。

### 第一種低層・第二種低層・田園住居地域

・・・平均地盤面からの高さ1.5mの水平面において、

- (1) 敷地境界線からの水平距離が5mを超え10m以内の範囲：4時間
- (2) 敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲：2.5時間

### 第一種中高層・第二種中高層

・・・平均地盤面からの高さ4mの水平面において、

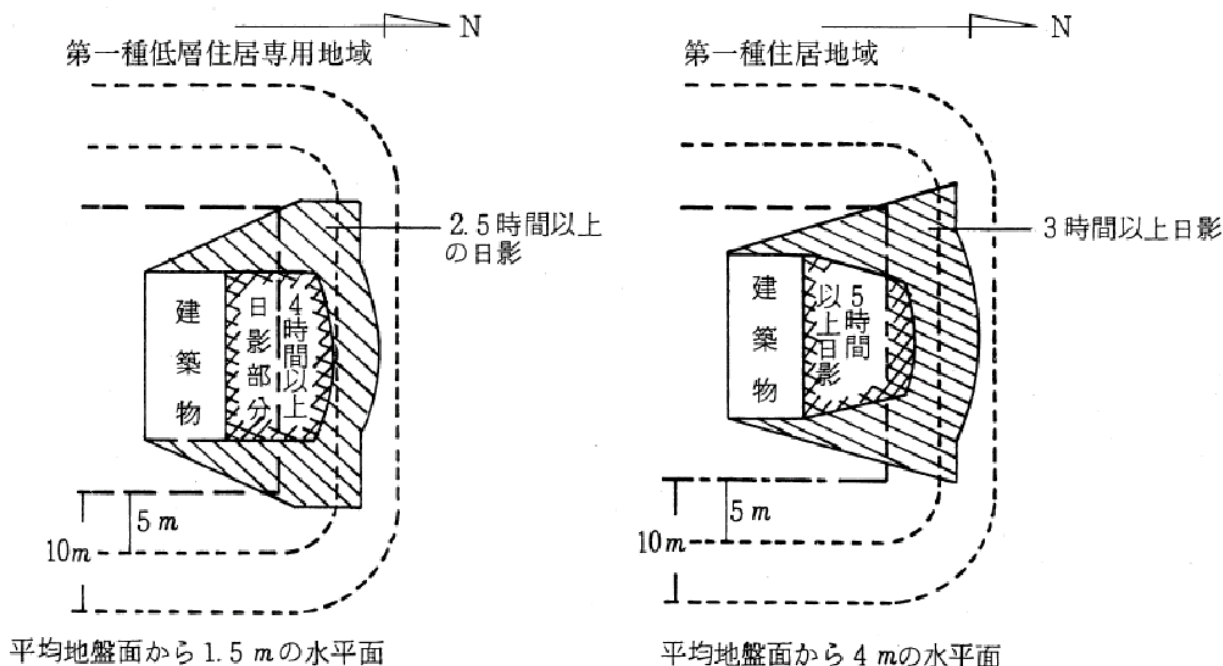
- (1) 敷地境界線からの水平距離が5mを超え10m以内の範囲：4時間
- (2) 敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲：2.5時間

### 第一種住居・第二種住居・準住居地域

・・・平均地盤面からの高さ4mの水平面において、

- (1) 敷地境界線からの水平距離が5mを超え10m以内の範囲：5時間
- (2) 敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲：3時間

(例)



※ 法別表第4(に)欄2の項及び3の項に係る平均地盤面の高さについては、条例により定めることとされているが、鹿児島県では従前のおりの取り扱いであることから、附則により条例では定めていない。 附 則(平成14年7月12日 法律第85号建築基準法等の一部を改正する法律)

## 6 日影測定の時期と時間帯

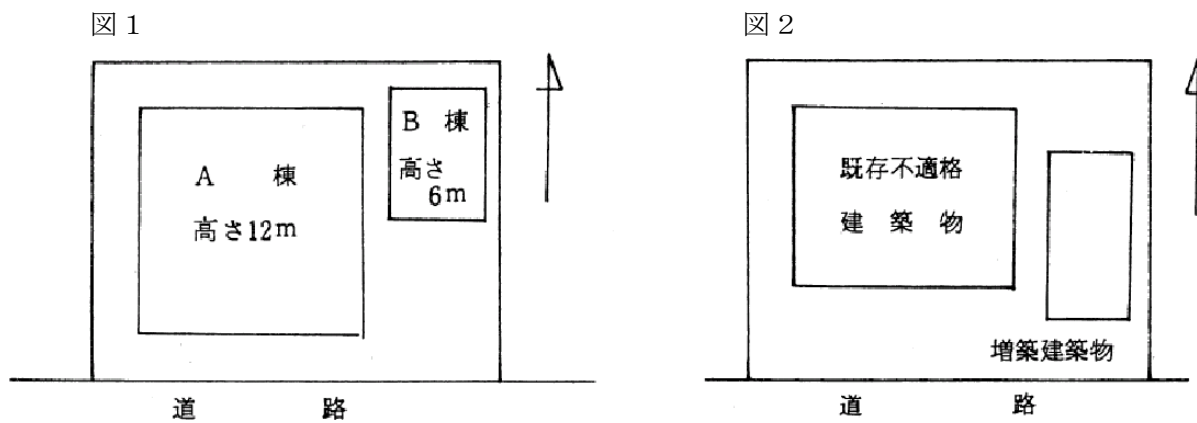
規制を受ける日影時間は、冬至の真太陽時(個々の場所において太陽が真南にくる時「南中時」という。)の午前8時から午後4時までの間にできる日影で測定する。

この日の測定を中央標準時で行うと、中央標準時との時間のずれが経度差1度につき4分のずれがあるので、例えば鹿児島市では中央時より16分03秒南中時が遅くなる。

7 同一敷地に2以上の建築物があるときの規制（法第56条の2第2項）

同一敷地に2以上の建築物がある場合には、個々の建築毎に日影時間を測定するものではなく、当該敷地内のすべての建築物の合計時間で測定することになる。

例(1) 同一敷地内にある建築物の取扱い



B棟（H = 6 m）だけでは対象とならないが、A棟は対象建築（H = 12m）である。この場合は、敷地内の建築物は一つの建築物とみなされるので、B棟も対象建築物となり、A棟とB棟の複合する合計時間で測定する。（図1）

日影規制の既存不適格建築物を増改築する場合は、不適格部分を是正しなければならない。

また、同一敷地内で対象とならない建築物を別棟で増築する場合であっても一つの建築物とみなされるので、既存部分を是正しなければ建築できない。（図2）ただし、建築審査会の同意を得て許可を受けた場合はこの限りでない。

例(2) 同一敷地に2以上の建築物の合計時間で測定する場合

第一種住居地域の場合

図1

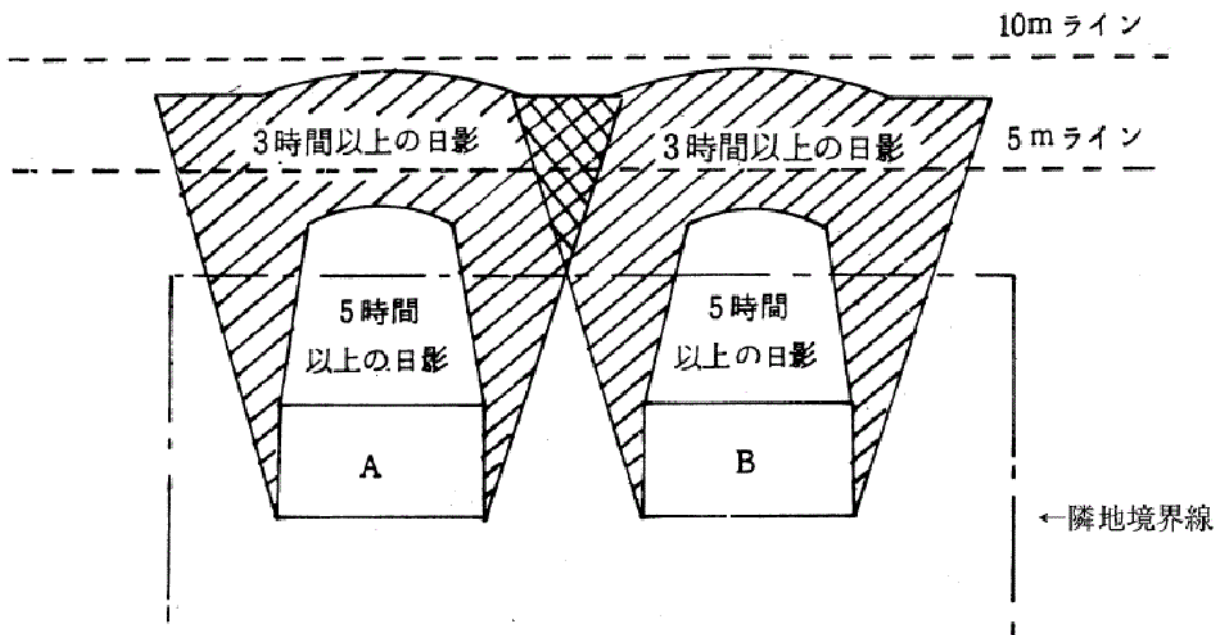
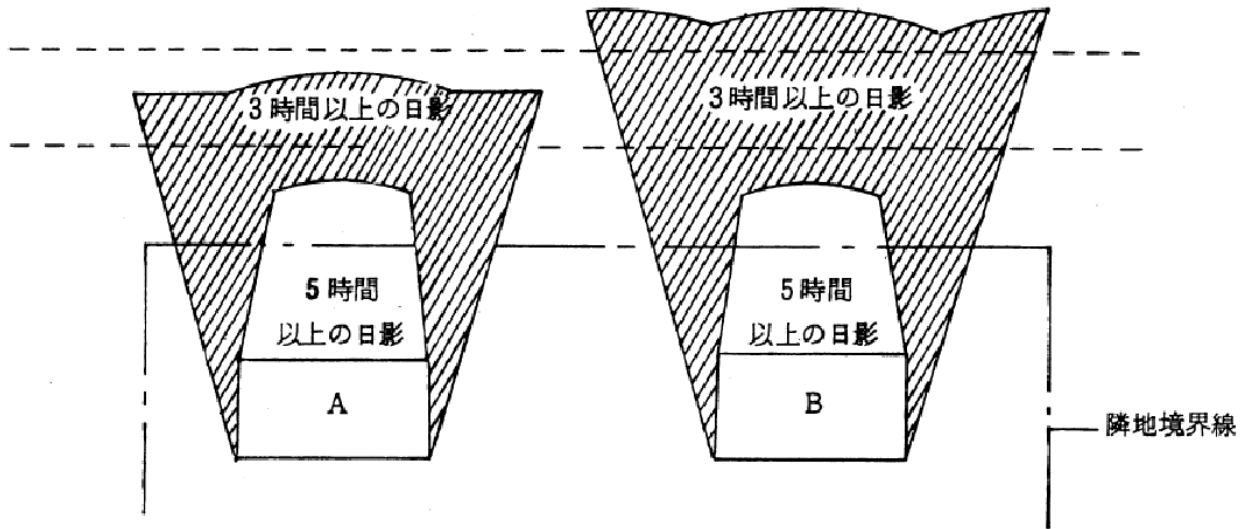


図2



例えば、図1のA棟、B棟はそれぞれ規制時間内で適法であるが、複合すると規制時間を超えるので不適法となり建築できない。

また、図2の適法なAの建物と不適法なBの建築物が混在する場合は全体が不適法建築とみなされるので、違反是正を行わない限り当該敷地内での増改築はできない。

## 8 建築物の敷地が道路等に接する場合の緩和措置

(法56条の2第3項，政令第135条の12第3項第1号)

建築物の敷地が道路，水面，線路敷等に接する場合には

- 1) 道路等の幅が10m以下のとき

道路の中心線が敷地境界線とみなされる。(図1)

- 2) 道路等の幅が10mを超えるとき

反対側の境界線から当該敷地の側に5mの線が敷地境界線とみなされる。(図2)

したがって、敷地境界線から5mを超える範囲が規制されるので敷地境界線が伸びただけ緩和されたことになる。

なお、公園，広場は、この緩和措置は適用されない。

図1

幅員が10メートル以下の場合

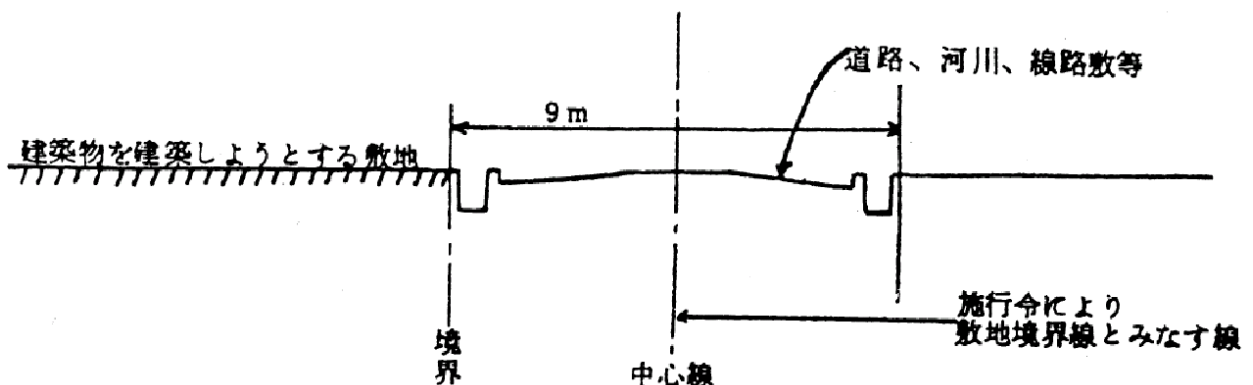
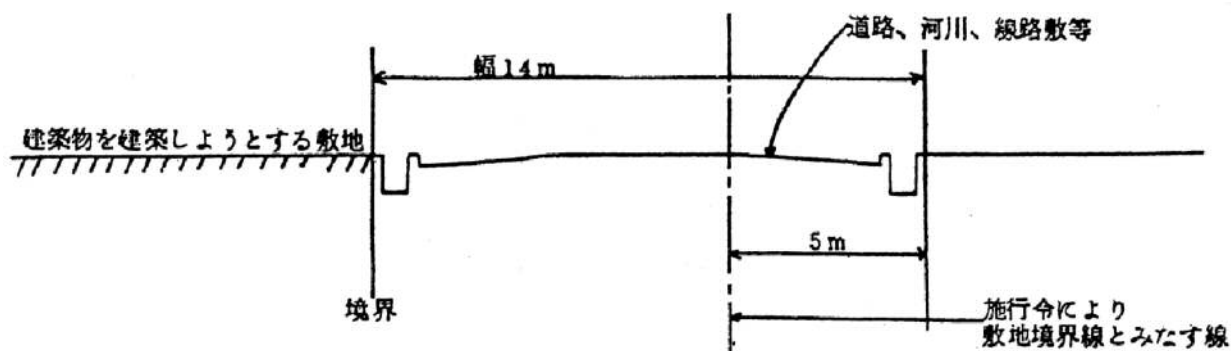




図 2

幅員が10メートルを超える場合



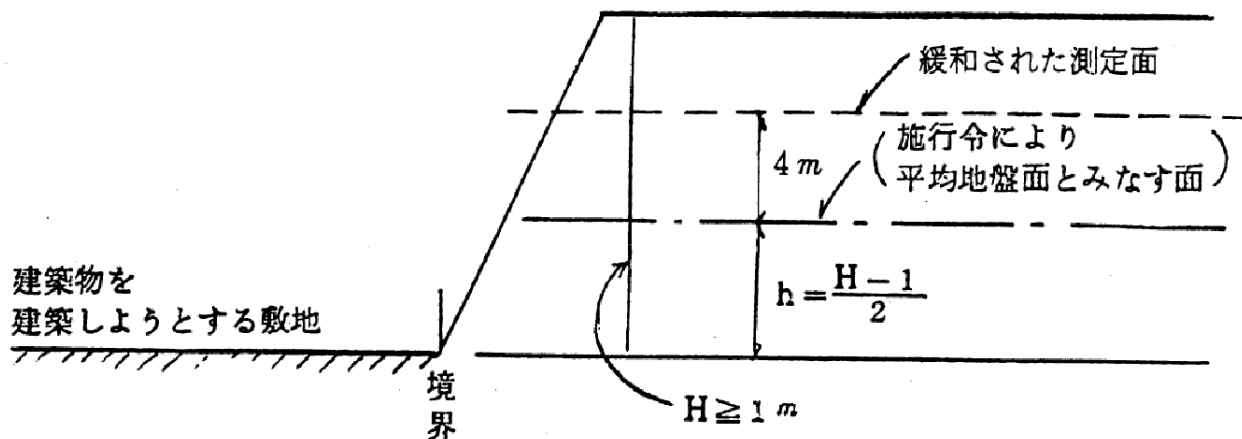
9 隣地等と高低差がある場合の緩和措置（法56条の2第3項，政令第135条の12第3項第2号）

建築物の平均地盤面が隣地，あるいはこれを接続する土地で日影が落ちる敷地の地盤面より1 m以上低い場合は，その高低差から1 mを減じたものの1/2だけ高い土地にあるとみなされる。

(例) 緩和された平均地盤面は敷地の地盤面より（高低差 5 m - 1 m）× 1/2 = 2 m高い位置にあるものとみなされる。

したがって，日影測定面はそれより 4 m高い位置にあるとみなす。

隣地より 1メートル以上低い場合（第二種低層住居専用地域の場合）



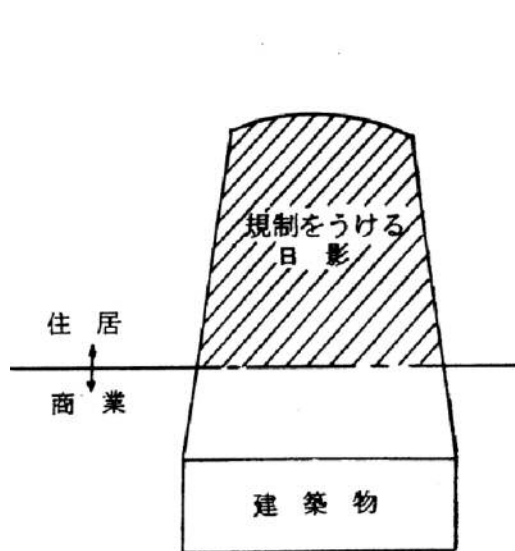
10 建築物が制限の異なる区域にまたがる場合の規制（法56条の2第4項・5項，政令第135条の13）

対象区域外にあたる高さ10mを超える建築物が冬至日において対象区域内へ影を落とす場合は，その建築物は対象区域内にあるものとみなされるので，影を落とす用途地域の規制が適用される。（図1）

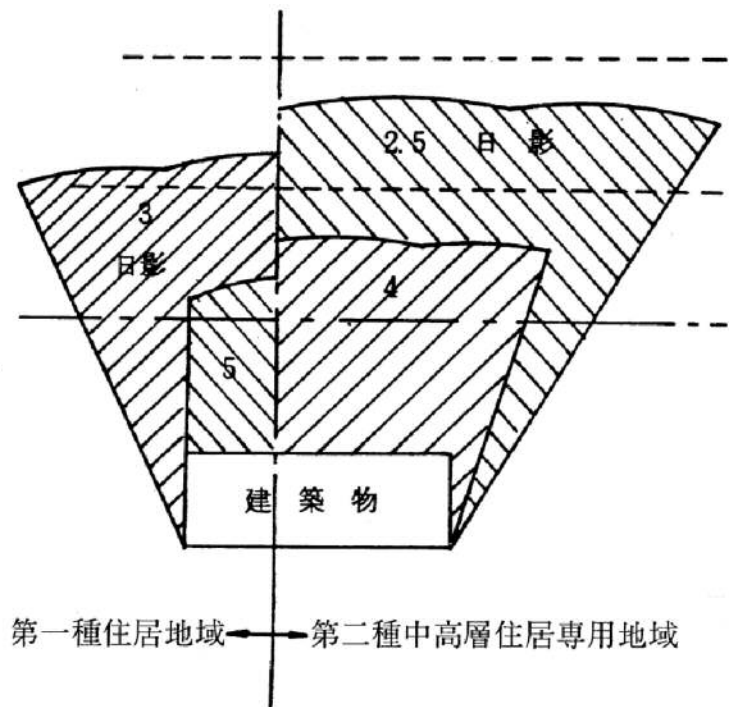
また，この逆で対象区域内の建築物であっても対象区域外へ影を落とす場合，この建築物は規制の対象にならない。

規制時間の異なる区域にまたがる場合は，それぞれの用途地域による日影規制が適用される。

（図2）



(図1)



(図2)

## (参考) 日影規制の実務取扱いについて

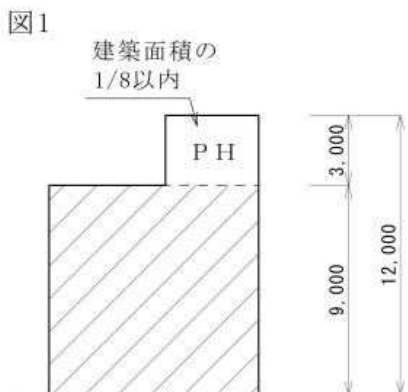
### 1 対象建築の高さの算定について (政令第2条第1項6号ロ)

#### 1) ペントハウス等

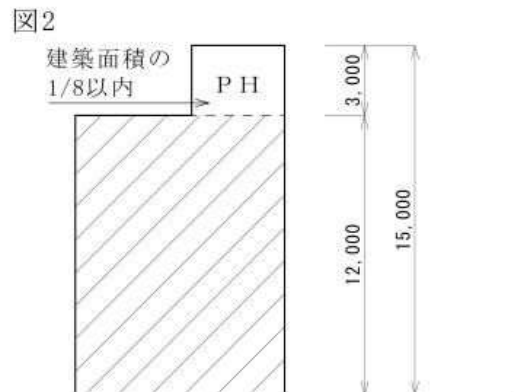
日影規制による制限を受ける建築物の高さの算定に当たり、建築物のペントハウス等については、その屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8以内の場合においては、その部分の高さは、5mまでは当該建築物の高さに算入しない。(図1)

ただし、対象建築物であれば、高さに算入しないペントハウス等も含めてすべての部分が日影時間の測定の対象物となる。(図2)

例：第二種中高層住居専用地域

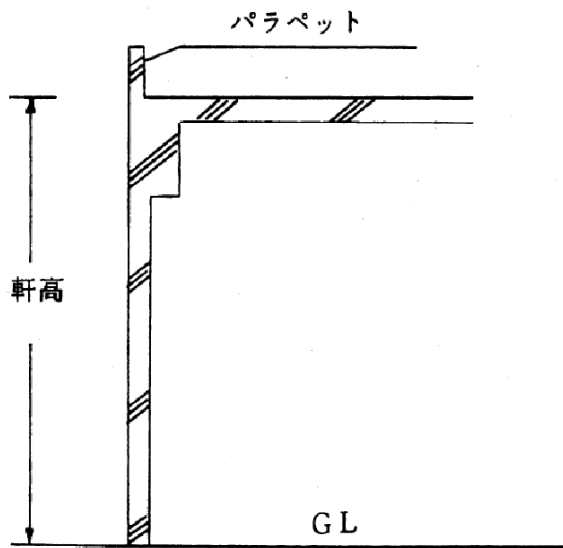
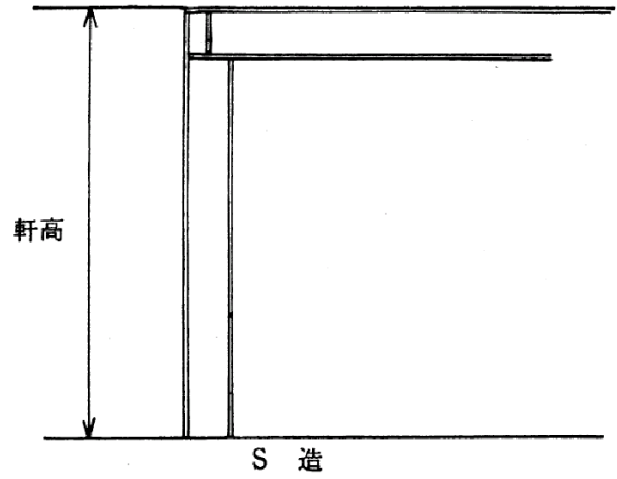
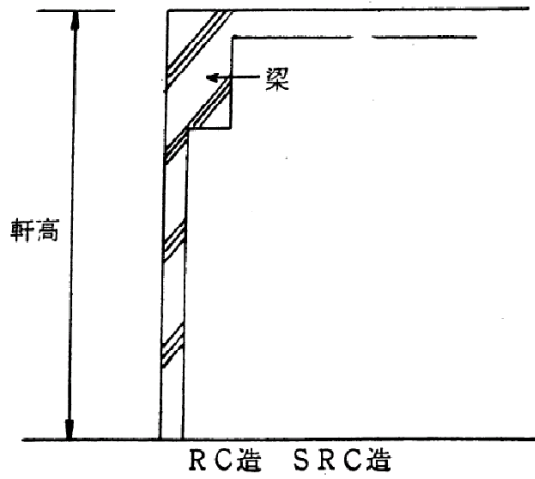


PHは高さに含まれない。  
従って、制限を受ける建築物に該当しない。



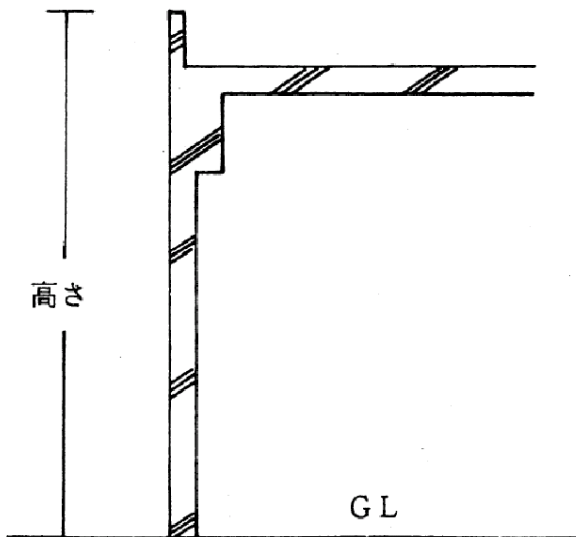
PHは高さに含まれない。  
ただし、制限を受ける建築物に該当する。  
日影図にはPHを含める必要がある。

2) 軒高のとり方



第一種低層の場合  
 注) 軒高の取り方は左図のとおりであるが、  
 軒高が7m（第一種低層・第二種低層の場合）を超え、対象建築物となれば日影の規制はパラペットまで対象となる。

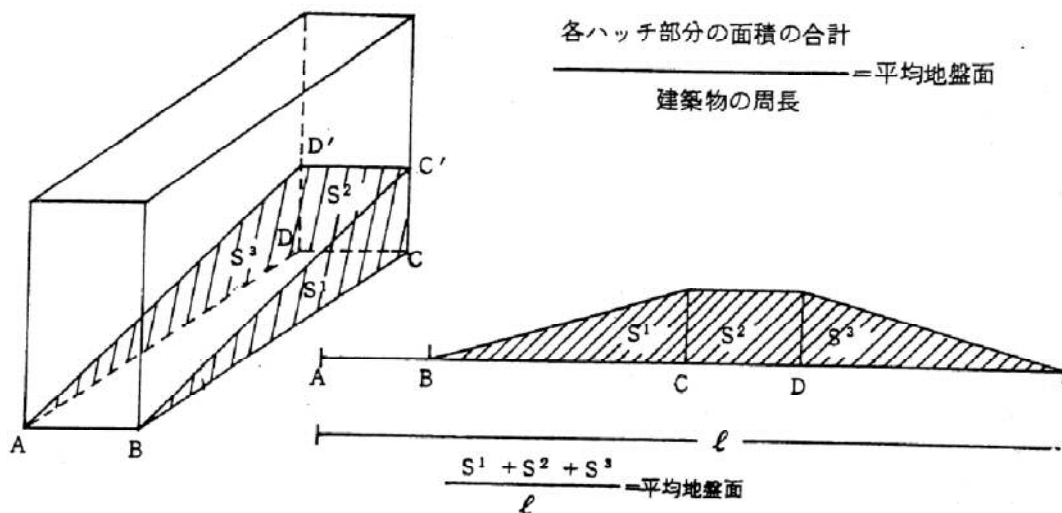
3) 建築物の高さのとり方



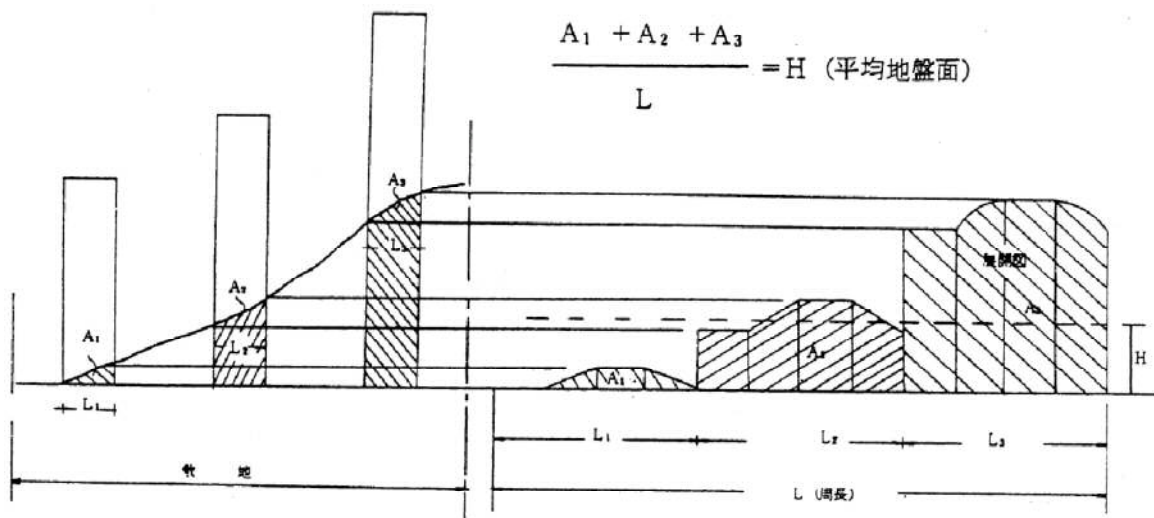
注) パラペットがある場合は、対象の高さに算入する。

## 2 敷地に高低差がある場合の平均地盤のとり方

### 1) 平均地盤面の求め方

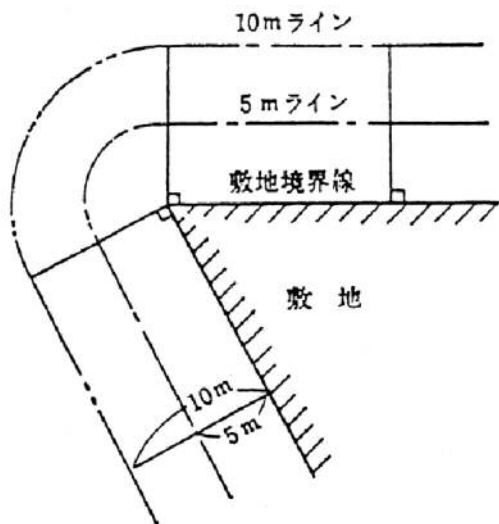


### 2) 2以上の棟がある場合の平均地盤面

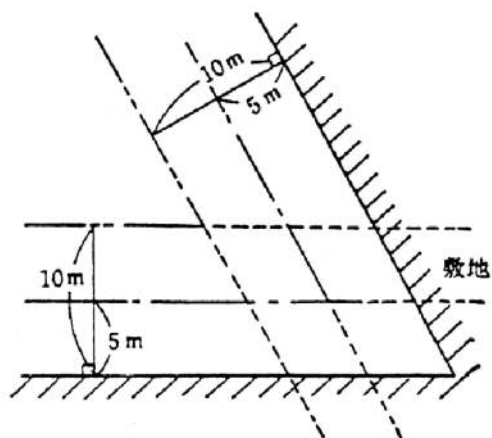


## 3 日影規制における測定線（5m, 10mライン）の設定方法

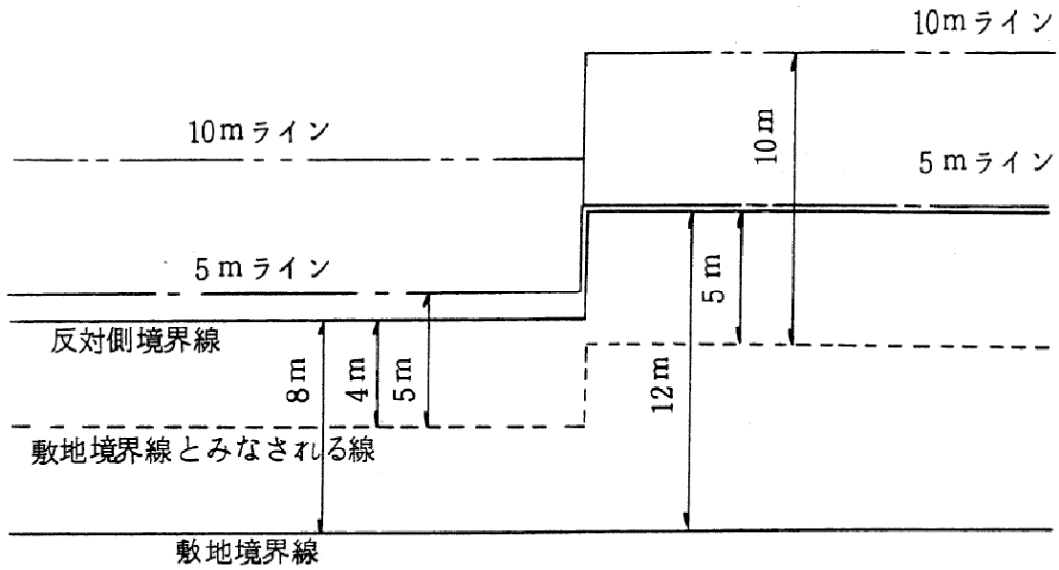
### 1) 凸角の場合



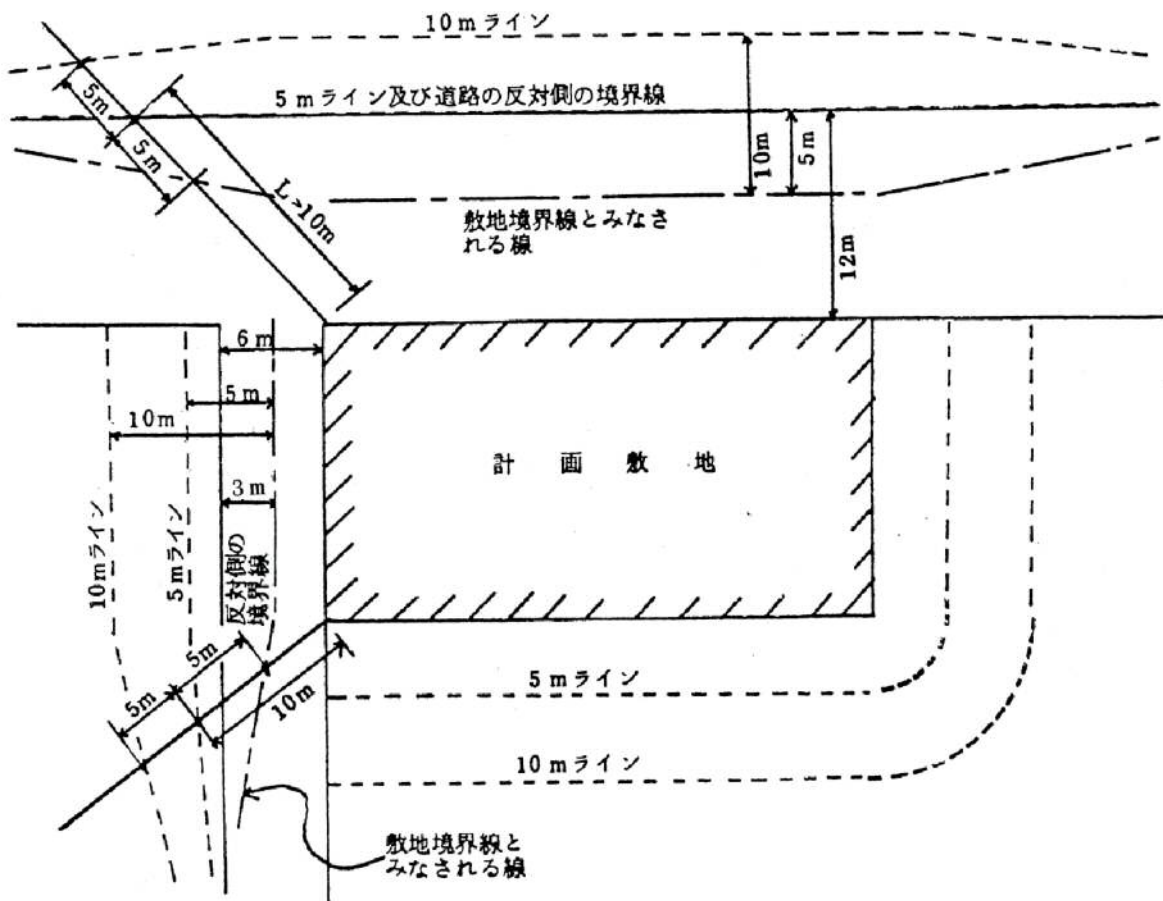
### 2) 凹の場合



3) 道路等の境界線が一定できない場合

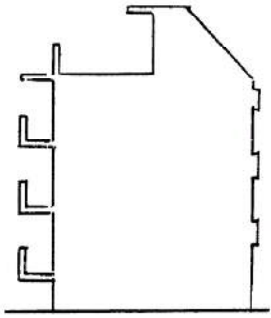


4) 一般的な例

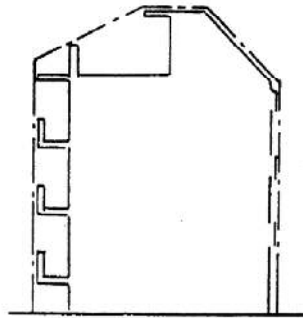


4 建築物の外形の簡略化

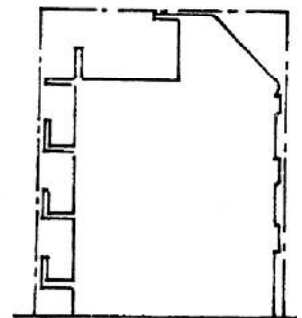
日影の検討を行う場合、外形の複雑な形の建築物は煩雑な合成の結果、誤りやすく、忠実に作図した結果と大きな違いのない効果的な作図方法として、建築物を簡略化し凹凸を包略した形で日影図を描く方法が実用的に有効である。



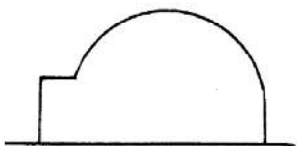
原型 (断面)



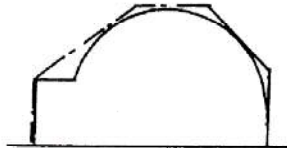
凸立体化例 1



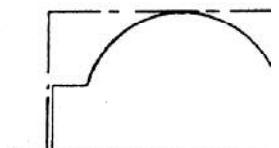
凸立体化例 2



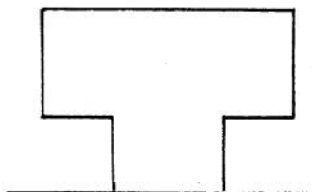
原型 (断面)



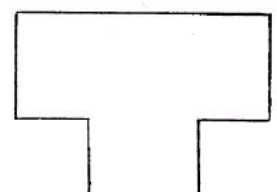
凸立体化例 1



凸立体化例 2



原型 (断面)



凸立体化例

## 11 真北の測定方法

日影図を作図する場合に最も基本となるのが真北の方位である。もしもこの真北の測定に誤差があると、日影図、日影時間図に相当な誤差が生ずる。

そこで真北の測定方法として簡便な方法を例記する。

### (例1) 日影による測定(垂直棒)

1) 東経130度33分(鹿児島市)において10月10日の太陽が南中する時刻を求める。

(解) 測定地点が東経135度00分より西方にあるため、東経135度00分の南中時刻(11時47分15秒)より遅く太陽の南中がおきる。

$$\begin{array}{rcl} \text{東経135度00分との経度差} & \text{ずれる時間} & \\ 135\text{度}00\text{分} - 130\text{度}33\text{分} = 4\text{度}27\text{分} & 4\text{度}27\text{分} \times \frac{60\text{分}}{15\text{度}} & = 17\text{分}48\text{秒} \end{array}$$

故に求める南中時刻は

$$11\text{時}47\text{分}15\text{秒} + 17\text{分}48\text{秒} = 12\text{時}5\text{分}3\text{秒}$$

この時刻に地平面に垂直に立てた棒の影の方向が真北である。

(南中時刻を簡単に算定するには東経130度30分の換算時差から12秒を差引いても良い。)

$$+ 5\text{分}15\text{秒} - 12\text{秒} = + 5\text{分}3\text{秒} \quad 12\text{時} + 5\text{分}3\text{秒} = 12\text{時}5\text{分}3\text{秒}$$

なお、東経130度33分(鹿児島地方気象台の位置の経度)における一年間の南中時刻表(資料3)を添付してあるので、この時刻での測定が必要である。

2) 測定上注意すべき点

- a 時計を日本標準時に正確にあわせること。
- b 平板は正確に水平セットすること。

### (例2) 日時計による測定(真北測定器)

南中時刻による測定は1日1回の測定チャンスしかないが、日時計を用いれば太陽光線がある時は常時測定ができる。

1) 測定方法・手順

- a 日本標準時を示す時計の針を移動して、真太陽時を示すようにセットする。  
例えば、測定日の南中時刻が中央標準時の12時5分であれば、時計の針を5分遅らせればよい。
- b 測定現場に平板を水平セットして日時計をのせる。
- c 真太陽時による時刻と日時計の目盛を合わせて、日時計の目盛の方向を紙上に記録する。

2) 測定上注意すべき点

- a 真太陽時を示す時計を正確にセットすること。
- b 平板は正確に水平セットすること。
- c 日時計の機構に破損がないか、使用前によく調べること。

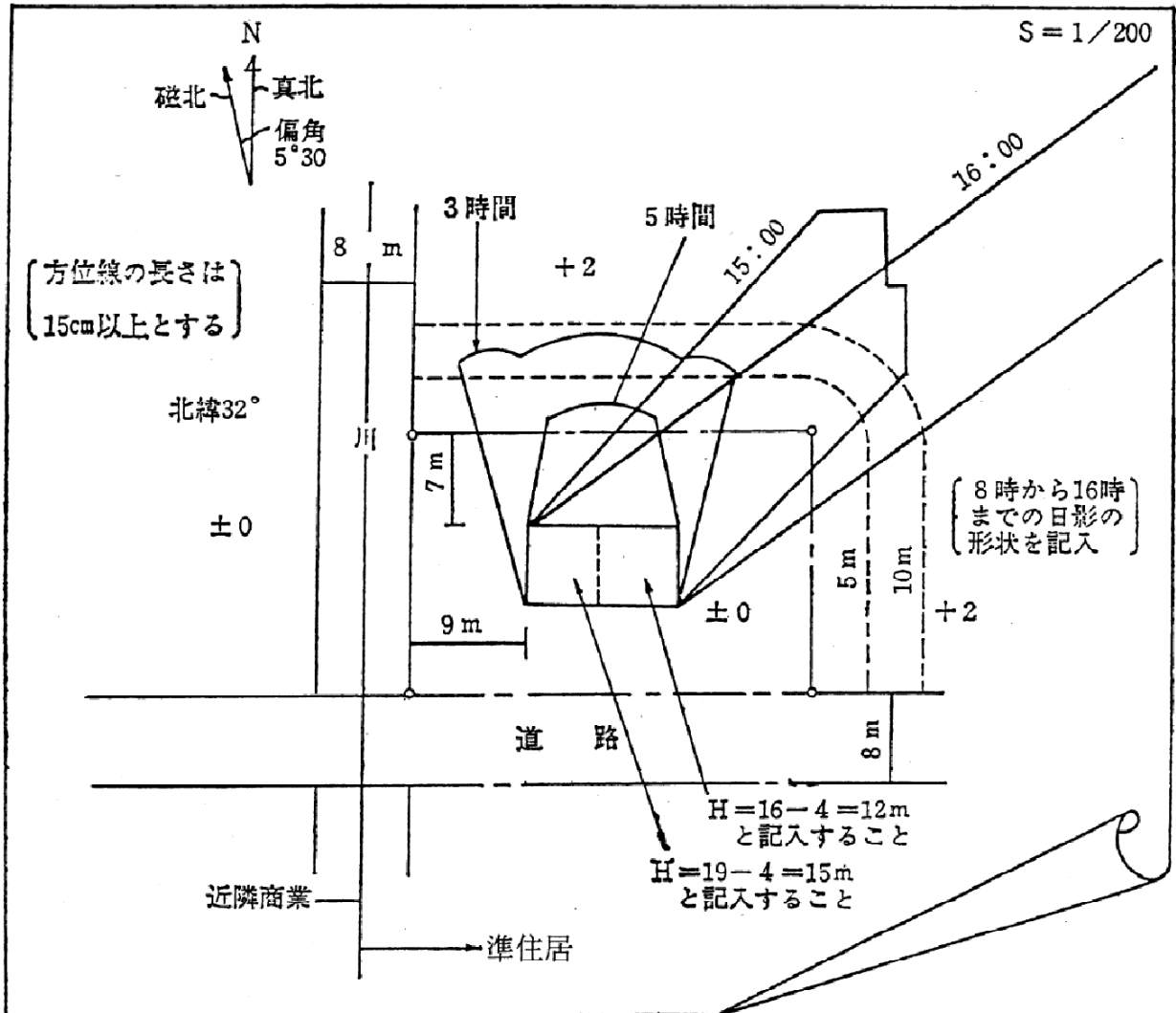
## 12 確認申請に添付する日影図

### 1) 日影図の作成要領

明示すべき事項	備考
縮 尺	1/100, 1/200, 1/500
方 位	真北及び磁北の方位線（15cm以上）並びにその偏角を記入
敷地境界線	
道路等の形状及び幅員	道路、水面（川、海）、線路の形状及び幅員を記入
用途地域の境界線	境界線及び地域名称を記入
敷地内における建築物の位置	既存建築物についても記入
建築物の各部分の高さ	平均地盤面からの高さ及び水平面からの高さを記入 （既存建築物についても記入）
測 定 線	敷地境界線からの水平距離が 5 m 及び 10m の線を記入
日影の形状図等時間日影線	冬至日における真太陽時による 8 時から 16 時までの 1 時間ごとの水平面上の日影の形状並びに測定線上の主要な点の日影時間又は等時間日影線を記入
添 付 図 書	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 真北の測定緯度及び測定日時を明記したもの</li> <li>2. 建築物の地盤面に高低差がある場合は平均地盤面の算定図</li> <li>3. 平均地盤面が隣地等より 1 m 以上低い場合は緩和地盤面及び緩和水平面の算定図</li> <li>4. 使用した日ざし曲線メジャーの名称及び緯度等を明記したもの</li> <li>5. 建築物の凸凹を包絡して日影図を作成した場合は包絡線を記入した平面図及び立面図</li> </ol>



2) 日影図記載例



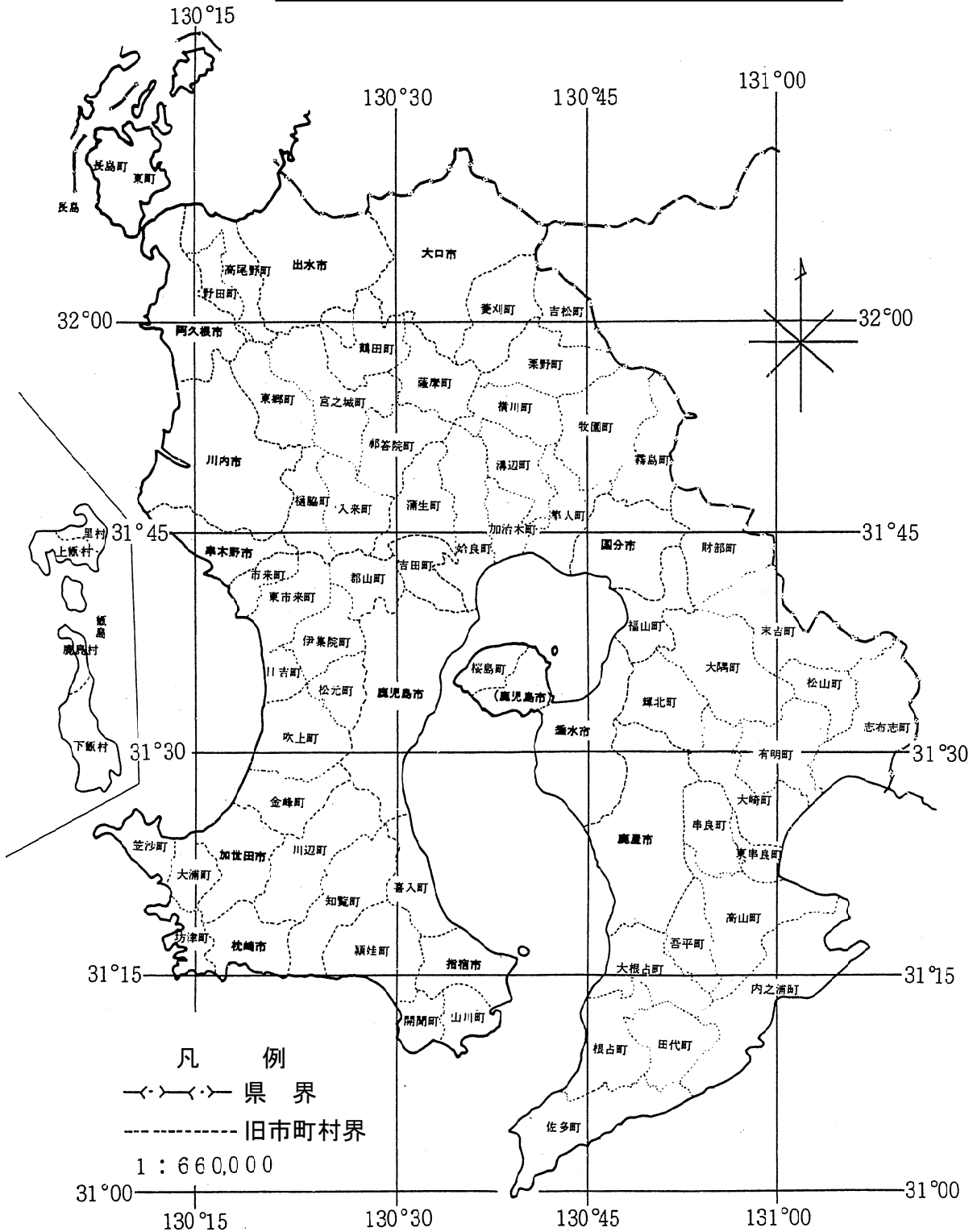
3) 日影図作成のための緯度・経度

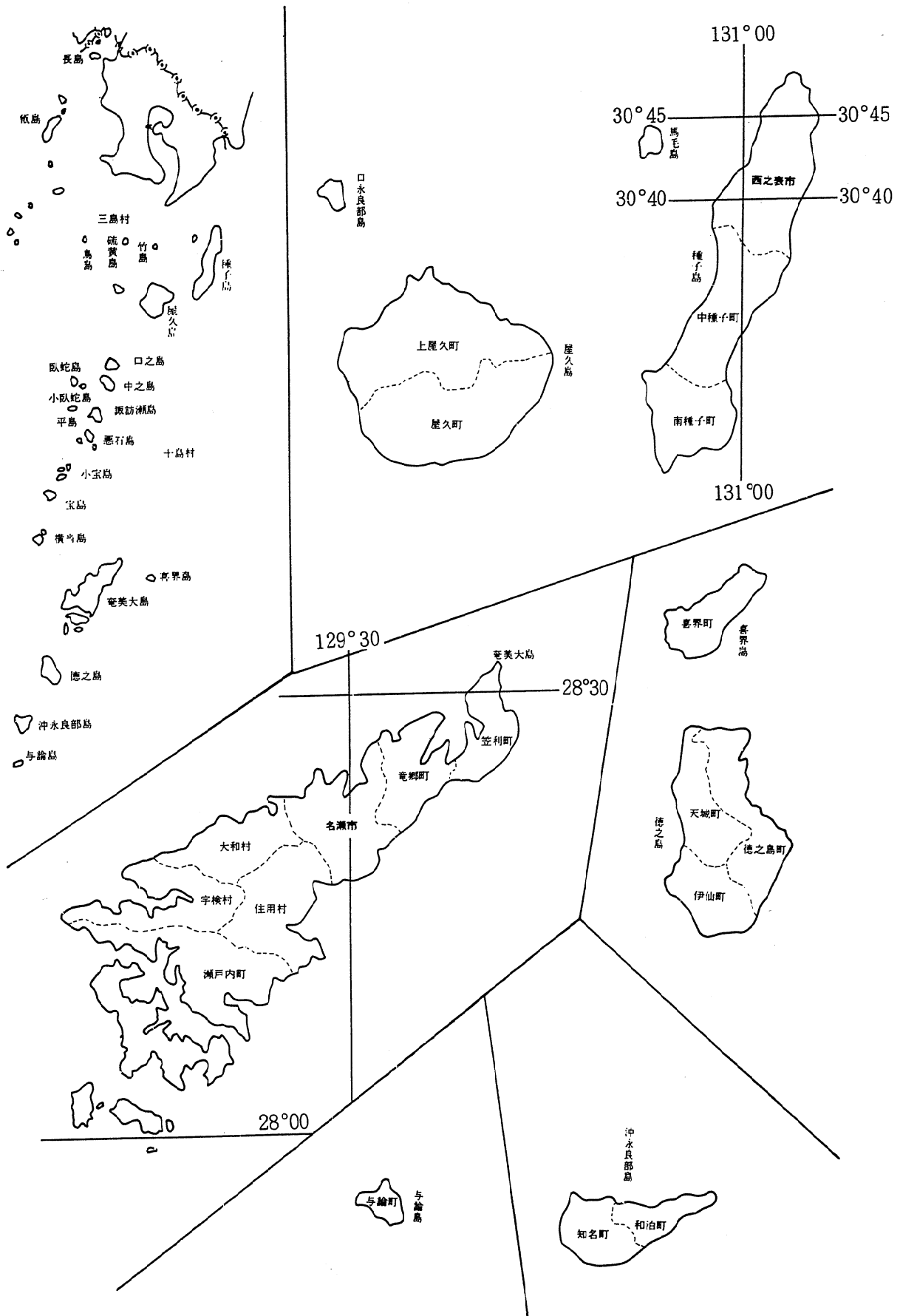
県出先機関		緯度 (北緯)	経度 (東経)	中央標準時から 真太陽時への換算時差		備考
市町村名	旧市町村名					
鹿児島	鹿児島市	鹿児島市	32度 0分	130度 33分	東経 130度30分 の換算時差から 12秒を差引く	○
		吉田町	32度 0分	130度 34分	東経 130度30分 の換算時差から 16秒を差引く	
		桜島町	32度 0分	130度 38分	東経 130度45分 の換算時差に 28秒を加える	
		喜入町	31度 30分	130度 33分	東経 130度30分 の換算時差から 12秒を差引く	
		松元町	32度 0分	130度 26分	東経 130度30分 の換算時差に 16秒を加える	○
		郡山町	32度 0分	130度 29分	東経 130度30分 の換算時差に 4秒を加える	○
	三島村	三島村	建設地による。			
	十島村	十島村	建設地による。			
日置	いちき串木野市	串木野市	32度 0分	130度 16分	東経 130度15分 の換算時差から 4秒を差引く	○
		市来町	32度 0分	130度 18分	東経 130度15分 の換算時差から 12秒を差引く	○
	日置市	伊集院町	32度 0分	130度 24分	東経 130度30分 の換算時差に 24秒を加える	○
		東市来町	32度 0分	130度 21分	東経 130度15分 の換算時差から 24秒を差引く	○
		日吉町	32度 0分	130度 21分	東経 130度15分 の換算時差から 24秒を差引く	
		吹上町	32度 0分	130度 21分	東経 130度15分 の換算時差から 24秒を差引く	
南薩	枕崎市	枕崎市	31度 30分	130度 18分	東経 130度15分 の換算時差から 12秒を差引く	○
	南さつま市	加世田市	31度 30分	130度 20分	東経 130度15分 の換算時差から 20秒を差引く	○
		笠沙町	31度 30分	130度 12分	東経 130度15分 の換算時差に 12秒を加える	
		大浦町	31度 30分	130度 14分	東経 130度15分 の換算時差に 4秒を加える	
		坊津町	31度 30分	130度 14分	東経 130度15分 の換算時差に 4秒を加える	
		金峰町	31度 30分	130度 21分	東経 130度15分 の換算時差から 24秒を差引く	
	南九州市	知覧町	31度 30分	130度 27分	東経 130度30分 の換算時差に 12秒を加える	○
		川辺町	31度 30分	130度 24分	東経 130度30分 の換算時差に 24秒を加える	○
		顛娃町	31度 30分	130度 30分	東経 130度30分 の換算時差を用いる	○
指宿	指宿市	指宿市	31度 30分	130度 38分	東経 130度45分 の換算時差に 28秒を加える	○
		山川町	31度 30分	130度 39分	東経 130度45分 の換算時差に 24秒を加える	○
		開聞町	31度 30分	130度 32分	東経 130度30分 の換算時差から 8秒を差引く	
北薩	薩摩川内市	川内市	32度 0分	130度 18分	東経 130度15分 の換算時差から 12秒を差引く	○
		樋脇町	32度 0分	130度 23分	東経 130度30分 の換算時差に 28秒を加える	
		東郷町	32度 0分	130度 20分	東経 130度15分 の換算時差から 20秒を差引く	
		入来町	32度 0分	130度 26分	東経 130度30分 の換算時差に 16秒を加える	○
		祁答院町	32度 0分	130度 30分	東経 130度30分 の換算時差を用いる	
		里村	32度 0分	129度 55分	東経 130度0分 の換算時差に 20秒を加える	
		上甌村	32度 0分	129度 52分	東経 129度45分 の換算時差から 28秒を差引く	
		下甌村	32度 0分	129度 43分	東経 129度45分 の換算時差に 8秒を加える	
		鹿島村	32度 0分	129度 48分	東経 129度45分 の換算時差から 12秒を差引く	
	さつま町	宮之城町	32度 0分	130度 27分	東経 130度30分 の換算時差に 12秒を加える	○
		鶴田町	32度 0分	130度 29分	東経 130度30分 の換算時差に 4秒を加える	
		薩摩町	32度 0分	130度 33分	東経 130度30分 の換算時差から 12秒を差引く	
出水	出水市	出水市	32度 30分	130度 21分	東経 130度15分 の換算時差から 24秒を差引く	○
		野田町	32度 30分	130度 16分	東経 130度15分 の換算時差から 4秒を差引く	
		高尾野町	32度 30分	130度 18分	東経 130度15分 の換算時差から 12秒を差引く	
	阿久根市	阿久根市	32度 30分	130度 12分	東経 130度15分 の換算時差に 12秒を加える	○
	長島町	長島町	32度 30分	130度 7分	東経 130度0分 の換算時差から 28秒を差引く	
		東町	32度 30分	130度 11分	東経 130度15分 の換算時差に 16秒を加える	
始良・伊佐	霧島市	国分市	32度 0分	130度 46分	東経 130度45分 の換算時差から 4秒を差引く	○
		溝辺町	32度 0分	130度 41分	東経 130度45分 の換算時差に 16秒を加える	○
		霧島町	32度 0分	130度 50分	東経 130度45分 の換算時差から 20秒を差引く	
		隼人町	32度 0分	130度 44分	東経 130度45分 の換算時差に 4秒を加える	○
		福山町	32度 0分	130度 49分	東経 130度45分 の換算時差から 16秒を差引く	
	加治木町	加治木町	32度 0分	130度 40分	東経 130度45分 の換算時差に 20秒を加える	○
	始良町	始良町	32度 0分	130度 38分	東経 130度45分 の換算時差に 28秒を加える	○
	蒲生町	蒲生町	32度 0分	130度 34分	東経 130度30分 の換算時差から 16秒を差引く	

県出先			緯度		経度		中央標準時から 真太陽時への換算時差		備考	
	市町村名	旧市町村名	(北緯)	(東経)						
湧水	霧島市 (横川・牧園)	横川町	32度 0分	130度 42分	東経 130度45分 の換算時差に 12秒を加える					
		牧園町	32度 0分	130度 46分	東経 130度45分 の換算時差から 4秒を差引く					
	湧水町	吉松町	32度 30分	130度 45分	東経 130度45分 の換算時差を用いる					
		栗野町	32度 0分	130度 43分	東経 130度45分 の換算時差に 8秒を加える				○	
大口	伊佐市	大口市	32度 30分	130度 37分	東経 130度30分 の換算時差から 28秒を差引く				○	
		菱刈町	32度 30分	130度 39分	東経 130度45分 の換算時差に 24秒を加える					
大隅	鹿屋市	鹿屋市	31度 30分	130度 51分	東経 130度45分 の換算時差から 24秒を差引く				○	
		吾平町	31度 30分	130度 54分	東経 131度0分 の換算時差に 24秒を加える				○	
		串良町	31度 30分	130度 58分	東経 131度0分 の換算時差に 8秒を加える					
		輝北町	32度 0分	130度 52分	東経 130度45分 の換算時差から 28秒を差引く					
	垂水市	垂水市	31度 30分	130度 42分	東経 130度45分 の換算時差に 12秒を加える				○	
	東串良町	東串良町	31度 30分	130度 59分	東経 131度0分 の換算時差に 4秒を加える					
	錦江町	大根占町	31度 30分	130度 47分	東経 130度45分 の換算時差から 8秒を差引く				○	
		田代町	31度 30分	130度 51分	東経 130度45分 の換算時差から 24秒を差引く					
	南大隅町	根占町	31度 30分	130度 46分	東経 130度45分 の換算時差から 4秒を差引く					
		佐多町	31度 30分	130度 42分	東経 130度45分 の換算時差に 12秒を加える					
	肝付町	内之浦町	31度 30分	131度 5分	東経 131度0分 の換算時差から 20秒を差引く					
		高山町	31度 30分	130度 57分	東経 131度0分 の換算時差に 12秒を加える				○	
	曾於	曾於市	末吉町	32度 0分	131度 1分	東経 131度0分 の換算時差から 4秒を差引く				○
			大隅町	32度 0分	131度 0分	東経 131度0分 の換算時差を用いる				○
財部町			32度 0分	131度 0分	東経 131度0分 の換算時差を用いる					
志布志市		有明町	31度 30分	131度 3分	東経 131度0分 の換算時差から 12秒を差引く					
		志布志町	31度 30分	131度 6分	東経 131度0分 の換算時差から 24秒を差引く				○	
		松山町	32度 0分	131度 2分	東経 131度0分 の換算時差から 8秒を差引く					
大崎町		大崎町	31度 30分	131度 0分	東経 131度0分 の換算時差を用いる					
熊毛	西之表市	西之表市	31度 0分	131度 0分	東経 131度0分 の換算時差を用いる				○	
	中種子町	中種子町	31度 0分	130度 58分	東経 131度0分 の換算時差に 8秒を加える				○	
	南種子町	南種子町	30度 30分	130度 54分	東経 131度0分 の換算時差に 24秒を加える					
屋久	屋久島町	上屋久町	30度 30分	130度 34分	東経 130度30分 の換算時差から 16秒を差引く					
		屋久町	30度 30分	130度 33分	東経 130度30分 の換算時差から 12秒を差引く					
大島	奄美市	名瀬市	28度 30分	129度 30分	東経 129度30分 の換算時差を用いる				○	
		住用村	28度 30分	129度 24分	東経 129度30分 の換算時差に 24秒を加える					
		笠利町	28度 30分	129度 41分	東経 129度45分 の換算時差に 16秒を加える					
	大和村	大和村	28度 30分	129度 24分	東経 129度30分 の換算時差に 24秒を加える					
	宇検村	宇検村	28度 30分	129度 18分	東経 129度15分 の換算時差から 12秒を差引く					
	瀬戸内町	瀬戸内町	28度 30分	129度 19分	東経 129度15分 の換算時差から 16秒を差引く				○	
	龍郷町	龍郷町	28度 30分	129度 35分	東経 129度30分 の換算時差から 20秒を差引く					
	喜界町	喜界町	28度 30分	129度 56分	東経 130度0分 の換算時差に 16秒を加える					
	和泊町	和泊町	27度 30分	128度 39分	東経 128度45分 の換算時差に 24秒を加える				○	
	知名町	知名町	27度 30分	128度 35分	東経 128度30分 の換算時差から 20秒を差引く				○	
	与論町	与論町	27度 30分	128度 25分	東経 128度30分 の換算時差に 20秒を加える					
徳之島	徳之島町	徳之島町	28度 0分	129度 1分	東経 129度0分 の換算時差から 4秒を差引く					
	天城町	天城町	28度 0分	128度 54分	東経 129度0分 の換算時差に 24秒を加える					
	伊仙町	伊仙町	28度 0分	128度 56分	東経 129度0分 の換算時差に 16秒を加える					

※ 上表備考欄に○印のある市町村は、用途地域の指定を行っており、県条例に基づく日影規制の適用あり。  
 県出先機関はH20. 4. 1現在の出先機関。旧市町村名はH16. 10. 11時点の市町村名。  
 緯度を別途測定した場合は、その根拠を明示すること。

# 鹿児島県の緯度経度図





## 中央標準時から真太陽時への換算時差表

(東経 $130^{\circ} 15'$  ~  $131^{\circ} 00'$  )

東経 130° 15'

中央標準時による太陽南中時刻の算定例 1月1日 +22分15秒→12時+22分15秒=12時22分15秒

月 日	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	月 日
	時分秒	時分秒	時分秒	時分秒	時分秒	時分秒	時分秒	時分秒	時分秒	時分秒	時分秒	時分秒	
1	+ 22.15	+ 32.30	+ 31.35	+ 23.10	+ 16.10	+ 16.40	+ 22.40	+ 25.20	+ 19.10	+ 8.55	+ 2.40	+ 7.50	1
2	+ 22.40	+ 32.40	+ 31.20	+ 22.50	+ 16.05	+ 16.50	+ 22.50	+ 25.15	+ 18.55	+ 8.35	+ 2.35	+ 8.10	2
3	+ 23.10	+ 32.50	+ 31.10	+ 22.35	+ 15.55	+ 16.55	+ 23.00	+ 25.10	+ 18.35	+ 8.15	+ 2.35	+ 8.30	3
4	+ 23.40	+ 32.55	+ 30.55	+ 22.15	+ 15.50	+ 17.05	+ 23.10	+ 25.05	+ 18.15	+ 8.00	+ 2.35	+ 8.55	4
5	+ 24.05	+ 33.00	+ 30.45	+ 22.00	+ 15.45	+ 17.15	+ 23.20	+ 25.00	+ 17.55	+ 7.40	+ 2.35	+ 9.20	5
6	+ 24.30	+ 33.05	+ 30.30	+ 21.40	+ 15.40	+ 17.25	+ 23.35	+ 24.55	+ 17.35	+ 7.20	+ 2.40	+ 9.45	6
7	+ 25.00	+ 33.10	+ 30.15	+ 21.25	+ 15.35	+ 17.40	+ 23.45	+ 24.50	+ 17.15	+ 7.05	+ 2.40	+ 10.10	7
8	+ 25.25	+ 33.10	+ 30.00	+ 21.05	+ 15.30	+ 17.50	+ 23.55	+ 24.40	+ 16.55	+ 6.45	+ 2.45	+ 10.35	8
9	+ 25.50	+ 33.15	+ 29.45	+ 20.50	+ 15.25	+ 18.00	+ 24.00	+ 24.35	+ 16.35	+ 6.30	+ 2.45	+ 11.00	9
10	+ 26.15	+ 33.15	+ 29.30	+ 20.35	+ 15.25	+ 18.10	+ 24.10	+ 24.25	+ 16.15	+ 6.15	+ 2.50	+ 11.25	10
11	+ 26.40	+ 33.15	+ 29.15	+ 20.15	+ 15.20	+ 18.25	+ 24.20	+ 24.15	+ 15.55	+ 6.00	+ 3.00	+ 11.55	11
12	+ 27.05	+ 33.15	+ 29.00	+ 20.00	+ 15.20	+ 18.35	+ 24.25	+ 24.05	+ 15.30	+ 5.40	+ 3.05	+ 12.20	12
13	+ 27.30	+ 33.15	+ 28.45	+ 19.45	+ 15.20	+ 18.50	+ 24.35	+ 23.55	+ 15.10	+ 5.25	+ 3.10	+ 12.50	13
14	+ 27.50	+ 33.15	+ 28.30	+ 19.30	+ 15.15	+ 19.10	+ 24.40	+ 23.45	+ 14.50	+ 5.15	+ 3.20	+ 13.20	14
15	+ 28.10	+ 33.10	+ 28.10	+ 19.15	+ 15.15	+ 19.15	+ 24.50	+ 23.35	+ 14.30	+ 5.00	+ 3.30	+ 13.45	15
16	+ 28.35	+ 33.10	+ 27.55	+ 19.00	+ 15.20	+ 19.25	+ 24.55	+ 23.25	+ 14.10	+ 4.45	+ 3.40	+ 14.15	16
17	+ 28.55	+ 33.05	+ 27.40	+ 18.45	+ 15.20	+ 19.40	+ 25.00	+ 23.10	+ 13.45	+ 4.35	+ 3.50	+ 14.45	17
18	+ 29.15	+ 33.00	+ 27.20	+ 18.30	+ 15.20	+ 19.50	+ 25.05	+ 23.00	+ 13.25	+ 4.20	+ 4.00	+ 15.15	18
19	+ 29.30	+ 32.55	+ 27.05	+ 18.20	+ 15.25	+ 20.05	+ 25.10	+ 22.45	+ 13.05	+ 4.10	+ 4.15	+ 15.45	19
20	+ 29.50	+ 32.50	+ 26.45	+ 18.05	+ 15.25	+ 20.20	+ 25.15	+ 22.35	+ 12.45	+ 4.00	+ 4.30	+ 16.15	20
21	+ 30.10	+ 32.45	+ 26.30	+ 17.50	+ 15.30	+ 20.30	+ 25.20	+ 22.20	+ 12.20	+ 3.50	+ 4.40	+ 16.45	21
22	+ 30.25	+ 32.40	+ 26.10	+ 17.40	+ 15.35	+ 20.45	+ 25.20	+ 22.05	+ 12.00	+ 3.40	+ 4.55	+ 17.15	22
23	+ 30.40	+ 32.30	+ 25.50	+ 17.30	+ 15.35	+ 21.00	+ 25.25	+ 21.50	+ 11.40	+ 3.30	+ 5.15	+ 17.45	23
24	+ 30.50	+ 32.20	+ 25.35	+ 17.15	+ 15.40	+ 21.10	+ 25.25	+ 21.35	+ 11.20	+ 3.20	+ 5.30	+ 18.15	24
25	+ 31.10	+ 32.15	+ 25.15	+ 17.05	+ 15.50	+ 21.25	+ 25.30	+ 21.20	+ 11.00	+ 3.15	+ 5.45	+ 18.45	25
26	+ 31.30	+ 32.05	+ 25.00	+ 16.55	+ 15.55	+ 21.35	+ 25.30	+ 21.00	+ 10.35	+ 3.05	+ 6.05	+ 19.15	26
27	+ 31.40	+ 31.55	+ 24.40	+ 16.45	+ 16.00	+ 21.50	+ 25.30	+ 20.45	+ 10.15	+ 3.00	+ 6.25	+ 19.40	27
28	+ 31.50	+ 31.45	+ 24.20	+ 16.35	+ 16.05	+ 22.00	+ 25.30	+ 20.25	+ 9.55	+ 2.55	+ 6.45	+ 20.10	28
29	+ 32.05	+ 31.40	+ 24.05	+ 16.25	+ 16.15	+ 22.15	+ 25.25	+ 20.10	+ 9.35	+ 2.50	+ 7.05	+ 20.40	29
30	+ 32.15	—	+ 23.45	+ 16.20	+ 16.20	+ 22.25	+ 25.25	+ 19.50	+ 9.15	+ 2.45	+ 7.25	+ 21.10	30
31	+ 32.25	—	+ 23.25	—	+ 16.30	—	+ 25.25	+ 19.35	—	+ 2.40	—	+ 21.40	31

東経 130° 30'

中央標準時による太陽南中時刻の算定例 1月1日 +21分15秒→12時+21分15秒=12時21分15秒

月 日	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	月 日
	時 分 秒	時 分 秒	時 分 秒	時 分 秒	時 分 秒	時 分 秒	時 分 秒	時 分 秒	時 分 秒	時 分 秒	時 分 秒	時 分 秒	
1	+ 21.15	+ 31.30	+ 30.35	+ 22.10	+ 15.10	+ 15.40	+ 21.40	+ 24.20	+ 18.10	+ 7.55	+ 1.40	+ 6.50	1
2	+ 21.40	+ 31.40	+ 30.20	+ 21.50	+ 15.05	+ 15.50	+ 21.50	+ 24.15	+ 17.55	+ 7.35	+ 1.35	+ 7.10	2
3	+ 22.10	+ 31.50	+ 30.10	+ 21.35	+ 14.55	+ 15.55	+ 22.00	+ 24.10	+ 17.35	+ 7.15	+ 1.35	+ 7.30	3
4	+ 22.40	+ 31.55	+ 29.55	+ 21.15	+ 14.50	+ 16.05	+ 22.10	+ 24.05	+ 17.15	+ 7.00	+ 1.35	+ 7.55	4
5	+ 23.05	+ 32.00	+ 29.45	+ 21.00	+ 14.45	+ 16.15	+ 22.20	+ 24.00	+ 16.55	+ 6.40	+ 1.35	+ 8.20	5
6	+ 23.30	+ 32.05	+ 29.30	+ 20.40	+ 14.40	+ 16.25	+ 22.35	+ 23.55	+ 16.35	+ 6.20	+ 1.40	+ 8.45	6
7	+ 24.00	+ 32.10	+ 29.15	+ 20.25	+ 14.35	+ 16.40	+ 22.45	+ 23.50	+ 16.15	+ 6.05	+ 1.40	+ 9.10	7
8	+ 24.25	+ 32.10	+ 29.00	+ 20.05	+ 14.30	+ 16.50	+ 22.55	+ 23.40	+ 15.55	+ 5.45	+ 1.45	+ 9.35	8
9	+ 24.50	+ 32.15	+ 28.45	+ 19.50	+ 14.25	+ 17.00	+ 23.00	+ 23.35	+ 15.35	+ 5.30	+ 1.45	+ 10.00	9
10	+ 25.15	+ 32.15	+ 28.30	+ 19.35	+ 14.25	+ 17.10	+ 23.10	+ 23.25	+ 15.15	+ 5.15	+ 1.50	+ 10.25	10
11	+ 25.40	+ 32.15	+ 28.15	+ 19.15	+ 14.20	+ 17.25	+ 23.20	+ 23.15	+ 14.55	+ 5.00	+ 2.00	+ 10.55	11
12	+ 26.05	+ 32.15	+ 28.00	+ 19.00	+ 14.20	+ 17.35	+ 23.25	+ 23.05	+ 14.30	+ 4.40	+ 2.05	+ 11.20	12
13	+ 26.30	+ 32.15	+ 27.45	+ 18.45	+ 14.20	+ 17.50	+ 23.35	+ 22.55	+ 14.10	+ 4.25	+ 2.10	+ 11.50	13
14	+ 26.50	+ 32.15	+ 27.30	+ 18.30	+ 14.15	+ 18.10	+ 23.40	+ 22.45	+ 13.50	+ 4.15	+ 2.20	+ 12.20	14
15	+ 27.10	+ 32.10	+ 27.10	+ 18.15	+ 14.15	+ 18.15	+ 23.50	+ 22.35	+ 13.30	+ 4.00	+ 2.30	+ 12.45	15
16	+ 27.35	+ 32.10	+ 26.55	+ 18.00	+ 14.20	+ 18.25	+ 23.55	+ 22.25	+ 13.10	+ 3.45	+ 2.40	+ 13.15	16
17	+ 27.55	+ 32.05	+ 26.40	+ 17.45	+ 14.20	+ 18.40	+ 24.00	+ 22.10	+ 12.45	+ 3.35	+ 2.50	+ 13.45	17
18	+ 28.15	+ 32.00	+ 26.20	+ 17.30	+ 14.20	+ 18.50	+ 24.05	+ 22.00	+ 12.25	+ 3.20	+ 3.00	+ 14.15	18
19	+ 28.30	+ 31.55	+ 26.05	+ 17.20	+ 14.25	+ 19.05	+ 24.10	+ 21.45	+ 12.05	+ 3.10	+ 3.15	+ 14.45	19
20	+ 28.50	+ 31.50	+ 25.45	+ 17.05	+ 14.25	+ 19.20	+ 24.15	+ 21.35	+ 11.45	+ 3.00	+ 3.30	+ 15.15	20
21	+ 29.10	+ 31.45	+ 25.30	+ 16.50	+ 14.30	+ 19.30	+ 24.20	+ 21.20	+ 11.20	+ 2.50	+ 3.40	+ 15.45	21
22	+ 29.25	+ 31.40	+ 25.10	+ 16.40	+ 14.35	+ 19.45	+ 24.20	+ 21.05	+ 11.00	+ 2.40	+ 3.55	+ 16.15	22
23	+ 29.40	+ 31.30	+ 24.50	+ 16.30	+ 14.35	+ 20.00	+ 24.25	+ 20.50	+ 10.40	+ 2.30	+ 4.15	+ 16.45	23
24	+ 29.50	+ 31.20	+ 24.35	+ 16.15	+ 14.40	+ 20.10	+ 24.25	+ 20.35	+ 10.20	+ 2.20	+ 4.30	+ 17.15	24
25	+ 30.10	+ 31.15	+ 24.15	+ 16.05	+ 14.50	+ 20.25	+ 24.30	+ 20.20	+ 10.00	+ 2.15	+ 4.45	+ 17.45	25
26	+ 30.30	+ 31.05	+ 24.00	+ 15.55	+ 14.55	+ 20.35	+ 24.30	+ 20.00	+ 9.35	+ 2.05	+ 5.05	+ 18.15	26
27	+ 30.40	+ 30.55	+ 23.40	+ 15.45	+ 15.00	+ 20.50	+ 24.30	+ 19.45	+ 9.15	+ 2.00	+ 5.25	+ 18.40	27
28	+ 30.50	+ 30.45	+ 23.20	+ 15.35	+ 15.05	+ 21.00	+ 24.30	+ 19.25	+ 8.55	+ 1.55	+ 5.45	+ 19.10	28
29	+ 31.05	+ 30.40	+ 23.05	+ 15.25	+ 15.15	+ 21.15	+ 24.25	+ 19.10	+ 8.35	+ 1.50	+ 6.05	+ 19.40	29
30	+ 31.15	—	+ 22.45	+ 15.20	+ 15.20	+ 21.25	+ 24.25	+ 18.50	+ 8.15	+ 1.45	+ 6.25	+ 20.10	30
31	+ 31.25	—	+ 22.25	—	+ 15.30	—	+ 24.25	+ 18.35	—	+ 1.40	—	+ 20.40	31



東経 130° 45'

中央標準時による太陽南中時刻の算定例 1月1日 +20分15秒→12時+20分15秒=12時20分15秒

月 日	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	月 日
	時 分 秒	時 分 秒	時 分 秒	時 分 秒	時 分 秒	時 分 秒	時 分 秒	時 分 秒	時 分 秒	時 分 秒	時 分 秒	時 分 秒	
1	+ 20.15	+ 30.30	+ 29.35	+ 21.10	+ 14.10	+ 14.40	+ 20.40	+ 23.20	+ 17.10	+ 6.55	+ 0.40	+ 5.50	1
2	+ 20.40	+ 30.40	+ 29.20	+ 20.50	+ 14.05	+ 14.50	+ 20.50	+ 23.15	+ 16.55	+ 6.35	+ 0.35	+ 6.10	2
3	+ 21.10	+ 30.50	+ 29.10	+ 20.35	+ 13.55	+ 14.55	+ 21.00	+ 23.10	+ 16.35	+ 6.15	+ 0.35	+ 6.30	3
4	+ 21.40	+ 30.55	+ 28.55	+ 20.15	+ 13.50	+ 15.05	+ 21.10	+ 23.05	+ 16.15	+ 6.00	+ 0.35	+ 6.55	4
5	+ 22.05	+ 31.00	+ 28.45	+ 20.00	+ 13.45	+ 15.15	+ 21.20	+ 23.00	+ 15.55	+ 5.40	+ 0.35	+ 7.20	5
6	+ 22.30	+ 31.05	+ 28.30	+ 19.40	+ 13.40	+ 15.25	+ 21.35	+ 22.55	+ 15.35	+ 5.20	+ 0.40	+ 7.45	6
7	+ 23.00	+ 31.10	+ 28.15	+ 19.25	+ 13.35	+ 15.40	+ 21.45	+ 22.50	+ 15.15	+ 5.05	+ 0.40	+ 8.10	7
8	+ 23.25	+ 31.10	+ 28.00	+ 19.05	+ 13.30	+ 15.50	+ 21.55	+ 22.40	+ 14.55	+ 4.45	+ 0.45	+ 8.35	8
9	+ 23.50	+ 31.15	+ 27.45	+ 18.50	+ 13.25	+ 16.00	+ 22.00	+ 22.35	+ 14.35	+ 4.30	+ 0.45	+ 9.00	9
10	+ 24.15	+ 31.15	+ 27.30	+ 18.35	+ 13.25	+ 16.10	+ 22.10	+ 22.25	+ 14.15	+ 4.15	+ 0.50	+ 9.25	10
11	+ 24.40	+ 31.15	+ 27.15	+ 18.15	+ 13.20	+ 16.25	+ 22.20	+ 22.15	+ 13.55	+ 4.00	+ 1.00	+ 9.55	11
12	+ 25.05	+ 31.15	+ 27.00	+ 18.00	+ 13.20	+ 16.35	+ 22.25	+ 22.05	+ 13.30	+ 3.40	+ 1.05	+ 10.20	12
13	+ 25.30	+ 31.15	+ 26.45	+ 17.45	+ 13.20	+ 16.50	+ 22.35	+ 21.55	+ 13.10	+ 3.25	+ 1.10	+ 10.50	13
14	+ 25.50	+ 31.15	+ 26.30	+ 17.30	+ 13.15	+ 17.10	+ 22.40	+ 21.45	+ 12.50	+ 3.15	+ 1.20	+ 11.20	14
15	+ 26.10	+ 31.10	+ 26.10	+ 17.15	+ 13.15	+ 17.15	+ 22.50	+ 21.35	+ 12.30	+ 3.00	+ 1.30	+ 11.45	15
16	+ 26.35	+ 31.10	+ 25.55	+ 17.00	+ 13.20	+ 17.25	+ 22.55	+ 21.25	+ 12.10	+ 2.45	+ 1.40	+ 12.15	16
17	+ 26.55	+ 31.05	+ 25.40	+ 16.45	+ 13.20	+ 17.40	+ 23.00	+ 21.10	+ 11.45	+ 2.35	+ 1.50	+ 12.45	17
18	+ 27.15	+ 31.00	+ 25.20	+ 16.30	+ 13.20	+ 17.50	+ 23.05	+ 21.00	+ 11.25	+ 2.20	+ 2.00	+ 13.15	18
19	+ 27.30	+ 30.55	+ 25.05	+ 16.20	+ 13.25	+ 18.05	+ 23.10	+ 20.45	+ 11.05	+ 2.10	+ 2.15	+ 13.45	19
20	+ 27.50	+ 30.50	+ 24.45	+ 16.05	+ 13.25	+ 18.20	+ 23.15	+ 20.35	+ 10.45	+ 2.00	+ 2.30	+ 14.15	20
21	+ 28.10	+ 30.45	+ 24.30	+ 15.50	+ 13.30	+ 18.30	+ 23.20	+ 20.20	+ 10.20	+ 1.50	+ 2.40	+ 14.45	21
22	+ 28.25	+ 30.40	+ 24.10	+ 15.40	+ 13.35	+ 18.45	+ 23.20	+ 20.05	+ 10.00	+ 1.40	+ 2.55	+ 15.15	22
23	+ 28.40	+ 30.30	+ 23.50	+ 15.30	+ 13.35	+ 19.00	+ 23.25	+ 19.50	+ 9.40	+ 1.30	+ 3.15	+ 15.45	23
24	+ 28.50	+ 30.20	+ 23.35	+ 15.15	+ 13.40	+ 19.10	+ 23.25	+ 19.35	+ 9.20	+ 1.20	+ 3.30	+ 16.15	24
25	+ 29.10	+ 30.15	+ 23.15	+ 15.05	+ 13.50	+ 19.25	+ 23.30	+ 19.20	+ 9.00	+ 1.15	+ 3.45	+ 16.45	25
26	+ 29.30	+ 30.05	+ 23.00	+ 14.55	+ 13.55	+ 19.35	+ 23.30	+ 19.00	+ 8.35	+ 1.05	+ 4.05	+ 17.15	26
27	+ 29.40	+ 29.55	+ 22.40	+ 14.45	+ 14.00	+ 19.50	+ 23.30	+ 18.45	+ 8.15	+ 1.00	+ 4.25	+ 17.40	27
28	+ 29.50	+ 29.45	+ 22.20	+ 14.35	+ 14.05	+ 20.00	+ 23.30	+ 18.25	+ 7.55	+ 0.55	+ 4.45	+ 18.10	28
29	+ 30.05	+ 29.40	+ 22.05	+ 14.25	+ 14.15	+ 20.15	+ 23.25	+ 18.10	+ 7.35	+ 0.50	+ 5.05	+ 18.40	29
30	+ 30.15	—	+ 21.45	+ 14.20	+ 14.20	+ 20.25	+ 23.25	+ 17.50	+ 7.15	+ 0.45	+ 5.25	+ 19.10	30
31	+ 30.25	—	+ 21.25	—	+ 14.30	—	+ 23.25	+ 17.35	—	+ 0.40	—	+ 19.40	31

東経 131° 00'

中央標準時による太陽南中時刻の算定例 1月1日 +19分15秒→12時+19分15秒=12時19分15秒  
 1 1月 1日 -60秒→12時- 20秒=11時59分40秒

月 日	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	月 日
	時分秒	時分秒	時分秒	時分秒	時分秒	時分秒	時分秒	時分秒	時分秒	時分秒	時分秒	時分秒	
1	+ 19.15	+ 29.30	+ 28.35	+ 20.10	+ 13.10	+ 13.40	+ 19.40	+ 22.20	+ 16.10	+ 5.55	- 0.20	+ 4.50	1
2	+ 19.40	+ 29.40	+ 28.20	+ 19.50	+ 13.05	+ 13.50	+ 19.50	+ 22.15	+ 15.55	+ 5.35	- 0.25	+ 5.10	2
3	+ 20.10	+ 29.50	+ 28.10	+ 19.35	+ 12.55	+ 13.55	+ 20.00	+ 22.10	+ 15.35	+ 5.15	- 0.25	+ 5.30	3
4	+ 20.40	+ 29.55	+ 27.55	+ 19.15	+ 12.50	+ 14.05	+ 20.10	+ 22.05	+ 15.15	+ 5.00	- 0.25	+ 5.55	4
5	+ 21.05	+ 30.00	+ 27.45	+ 19.00	+ 12.45	+ 14.15	+ 20.20	+ 22.00	+ 14.55	+ 4.40	- 0.25	+ 6.20	5
6	+ 21.30	+ 30.05	+ 27.30	+ 18.40	+ 12.40	+ 14.25	+ 20.35	+ 21.55	+ 14.35	+ 4.20	- 0.20	+ 6.45	6
7	+ 22.00	+ 30.10	+ 27.15	+ 18.25	+ 12.35	+ 14.40	+ 20.45	+ 21.50	+ 14.15	+ 4.05	- 0.20	+ 7.10	7
8	+ 22.25	+ 30.10	+ 27.00	+ 18.05	+ 12.30	+ 14.50	+ 20.55	+ 21.40	+ 13.55	+ 3.45	- 0.15	+ 7.35	8
9	+ 22.50	+ 30.15	+ 26.45	+ 17.50	+ 12.25	+ 15.00	+ 21.00	+ 21.35	+ 13.35	+ 3.30	- 0.15	+ 8.00	9
10	+ 23.15	+ 30.15	+ 26.30	+ 17.35	+ 12.25	+ 15.10	+ 21.10	+ 21.25	+ 13.15	+ 3.15	- 0.10	+ 8.25	10
11	+ 23.40	+ 30.15	+ 26.15	+ 17.15	+ 12.20	+ 15.25	+ 21.20	+ 21.15	+ 12.55	+ 3.00	0.00	+ 8.55	11
12	+ 24.05	+ 30.15	+ 26.00	+ 17.00	+ 12.20	+ 15.35	+ 21.25	+ 21.05	+ 12.30	+ 2.40	+ 0.05	+ 9.20	12
13	+ 24.30	+ 30.15	+ 25.45	+ 16.45	+ 12.20	+ 15.50	+ 21.35	+ 20.55	+ 12.10	+ 2.25	+ 0.10	+ 9.50	13
14	+ 24.50	+ 30.15	+ 25.30	+ 16.30	+ 12.15	+ 16.10	+ 21.40	+ 20.45	+ 11.50	+ 2.15	+ 0.20	+ 10.20	14
15	+ 25.10	+ 30.10	+ 25.10	+ 16.15	+ 12.15	+ 16.15	+ 21.50	+ 20.35	+ 11.30	+ 2.00	+ 0.30	+ 10.45	15
16	+ 25.35	+ 30.10	+ 24.55	+ 16.00	+ 12.20	+ 16.25	+ 21.55	+ 20.25	+ 11.10	+ 1.45	+ 0.40	+ 11.15	16
17	+ 25.55	+ 30.05	+ 24.40	+ 15.45	+ 12.20	+ 16.40	+ 22.00	+ 20.10	+ 10.45	+ 1.35	+ 0.50	+ 11.45	17
18	+ 26.15	+ 30.00	+ 24.20	+ 15.30	+ 12.20	+ 16.50	+ 22.05	+ 20.00	+ 10.25	+ 1.20	+ 1.00	+ 12.15	18
19	+ 26.30	+ 29.55	+ 24.05	+ 15.20	+ 12.25	+ 17.05	+ 22.10	+ 19.45	+ 10.05	+ 1.10	+ 1.15	+ 12.45	19
20	+ 26.50	+ 29.50	+ 23.45	+ 15.05	+ 12.25	+ 17.20	+ 22.15	+ 19.35	+ 9.45	+ 1.00	+ 1.30	+ 13.15	20
21	+ 27.10	+ 29.45	+ 23.30	+ 14.50	+ 12.30	+ 17.30	+ 22.20	+ 19.20	+ 9.20	+ 0.50	+ 1.40	+ 13.45	21
22	+ 27.25	+ 29.40	+ 23.10	+ 14.40	+ 12.35	+ 17.45	+ 22.20	+ 19.05	+ 9.00	+ 0.40	+ 1.55	+ 14.15	22
23	+ 27.40	+ 29.30	+ 22.50	+ 14.30	+ 12.35	+ 18.00	+ 22.25	+ 18.50	+ 8.40	+ 0.30	+ 2.15	+ 14.45	23
24	+ 27.50	+ 29.20	+ 22.35	+ 14.15	+ 12.40	+ 18.10	+ 22.25	+ 18.35	+ 8.20	+ 0.20	+ 2.30	+ 15.15	24
25	+ 28.10	+ 29.15	+ 22.15	+ 14.05	+ 12.50	+ 18.25	+ 22.30	+ 18.20	+ 8.00	+ 0.15	+ 2.45	+ 15.45	25
26	+ 28.30	+ 29.05	+ 22.00	+ 13.55	+ 12.55	+ 18.35	+ 22.30	+ 18.00	+ 7.35	+ 0.05	+ 3.05	+ 16.15	26
27	+ 28.40	+ 28.55	+ 21.40	+ 13.45	+ 13.00	+ 18.50	+ 22.30	+ 17.45	+ 7.15	0.00	+ 3.25	+ 16.40	27
28	+ 28.50	+ 28.45	+ 21.20	+ 13.35	+ 13.05	+ 19.00	+ 22.30	+ 17.25	+ 6.55	- 0.05	+ 3.45	+ 17.10	28
29	+ 29.05	+ 28.40	+ 21.05	+ 13.25	+ 13.15	+ 19.15	+ 22.25	+ 17.10	+ 6.35	- 0.10	+ 4.05	+ 17.40	29
30	+ 29.15	-	+ 20.45	+ 13.20	+ 13.20	+ 19.25	+ 22.25	+ 16.50	+ 6.15	- 0.15	+ 4.25	+ 18.10	30
31	+ 29.25	-	+ 20.25	-	+ 13.30	-	+ 22.25	+ 16.35	-	- 0.20	-	+ 18.40	31

東経 131° 15'

中央標準時による太陽南中時刻の算定例 1月1日 +18分15秒→12時+18分15秒=12時18分15秒  
 11月1日 -1分20秒→12時-1分20秒=11時58分40秒

月 日	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	月 日
	時 分 秒	時 分 秒	時 分 秒	時 分 秒	時 分 秒	時 分 秒	時 分 秒	時 分 秒	時 分 秒	時 分 秒	時 分 秒	時 分 秒	
1	+ 18.15	+ 28.30	+ 27.35	+ 19.10	+ 12.10	+ 12.40	+ 18.40	+ 21.20	+ 15.10	+ 4.55	- 1.20	+ 3.50	1
2	+ 18.40	+ 28.40	+ 27.20	+ 18.50	+ 12.05	+ 12.50	+ 18.50	+ 21.15	+ 14.55	+ 4.35	- 1.25	+ 4.10	2
3	+ 19.10	+ 28.50	+ 27.10	+ 18.35	+ 11.55	+ 12.55	+ 19.00	+ 21.10	+ 14.35	+ 4.15	- 1.25	+ 4.30	3
4	+ 19.40	+ 28.55	+ 26.55	+ 18.15	+ 11.50	+ 13.05	+ 19.10	+ 21.05	+ 14.15	+ 4.00	- 1.25	+ 4.55	4
5	+ 20.05	+ 29.00	+ 26.45	+ 18.00	+ 11.45	+ 13.15	+ 19.20	+ 21.00	+ 13.55	+ 3.40	- 1.25	+ 5.20	5
6	+ 20.30	+ 29.05	+ 26.30	+ 17.40	+ 11.40	+ 13.25	+ 19.35	+ 20.55	+ 13.35	+ 3.20	- 1.20	+ 5.45	6
7	+ 21.00	+ 29.10	+ 26.15	+ 17.25	+ 11.35	+ 13.40	+ 19.45	+ 20.50	+ 13.15	+ 3.05	- 1.20	+ 6.10	7
8	+ 21.25	+ 29.10	+ 26.00	+ 17.05	+ 11.30	+ 13.50	+ 19.55	+ 20.40	+ 12.55	+ 2.45	- 1.15	+ 6.35	8
9	+ 21.50	+ 29.15	+ 25.45	+ 16.50	+ 11.25	+ 14.00	+ 20.00	+ 20.35	+ 12.35	+ 2.30	- 1.15	+ 7.00	9
10	+ 22.15	+ 29.15	+ 25.30	+ 16.35	+ 11.25	+ 14.10	+ 20.10	+ 20.25	+ 12.15	+ 2.15	- 1.10	+ 7.25	10
11	+ 22.40	+ 29.15	+ 25.15	+ 16.15	+ 11.20	+ 14.25	+ 20.20	+ 20.15	+ 11.55	+ 2.00	- 1.00	+ 7.55	11
12	+ 23.05	+ 29.15	+ 25.00	+ 16.00	+ 11.20	+ 14.35	+ 20.25	+ 20.05	+ 11.30	+ 1.40	- 0.55	+ 8.20	12
13	+ 23.30	+ 29.15	+ 24.45	+ 15.45	+ 11.20	+ 14.50	+ 20.35	+ 19.55	+ 11.10	+ 1.25	- 0.50	+ 8.50	13
14	+ 23.50	+ 29.15	+ 24.30	+ 15.30	+ 11.15	+ 15.10	+ 20.40	+ 19.45	+ 10.50	+ 1.15	- 0.40	+ 9.20	14
15	+ 24.10	+ 29.10	+ 24.10	+ 15.15	+ 11.15	+ 15.15	+ 20.50	+ 19.35	+ 10.30	+ 1.00	- 0.30	+ 9.45	15
16	+ 24.35	+ 29.10	+ 23.55	+ 15.00	+ 11.20	+ 15.25	+ 20.55	+ 19.25	+ 10.10	+ 0.45	- 0.20	+ 10.15	16
17	+ 24.55	+ 29.05	+ 23.40	+ 14.45	+ 11.20	+ 15.40	+ 21.00	+ 19.10	+ 9.45	+ 0.35	- 0.10	+ 10.45	17
18	+ 25.15	+ 29.00	+ 23.20	+ 14.30	+ 11.20	+ 15.50	+ 21.05	+ 19.00	+ 9.25	+ 0.20	0.00	+ 11.15	18
19	+ 25.30	+ 28.55	+ 23.05	+ 14.20	+ 11.25	+ 16.05	+ 21.10	+ 18.45	+ 9.05	+ 0.10	+ 0.15	+ 11.45	19
20	+ 25.50	+ 28.50	+ 22.45	+ 14.05	+ 11.25	+ 16.20	+ 21.15	+ 18.35	+ 8.45	0.00	+ 0.30	+ 12.15	20
21	+ 26.10	+ 28.45	+ 22.30	+ 13.50	+ 11.30	+ 16.30	+ 21.20	+ 18.20	+ 8.20	- 0.10	+ 0.40	+ 12.45	21
22	+ 26.25	+ 28.40	+ 22.10	+ 13.40	+ 11.35	+ 16.45	+ 21.20	+ 18.05	+ 8.00	- 0.20	+ 0.55	+ 13.15	22
23	+ 26.40	+ 28.30	+ 21.50	+ 13.30	+ 11.35	+ 17.00	+ 21.25	+ 17.50	+ 7.40	- 0.30	+ 1.15	+ 13.45	23
24	+ 26.50	+ 28.20	+ 21.35	+ 13.15	+ 11.40	+ 17.10	+ 21.25	+ 17.35	+ 7.20	- 0.40	+ 1.30	+ 14.15	24
25	+ 27.10	+ 28.15	+ 21.15	+ 13.05	+ 11.50	+ 17.25	+ 21.30	+ 17.20	+ 7.00	- 0.45	+ 1.45	+ 14.45	25
26	+ 27.30	+ 28.05	+ 21.00	+ 12.55	+ 11.55	+ 17.35	+ 21.30	+ 17.00	+ 6.35	- 0.55	+ 2.05	+ 15.15	26
27	+ 27.40	+ 27.55	+ 20.40	+ 12.45	+ 12.00	+ 17.50	+ 21.30	+ 16.45	+ 6.15	- 1.00	+ 2.25	+ 15.40	27
28	+ 27.50	+ 27.45	+ 20.20	+ 12.35	+ 12.05	+ 18.00	+ 21.30	+ 16.25	+ 5.55	- 1.05	+ 2.45	+ 16.10	28
29	+ 28.05	+ 27.40	+ 20.05	+ 12.25	+ 12.15	+ 18.15	+ 21.25	+ 16.10	+ 5.35	- 1.10	+ 3.05	+ 16.40	29
30	+ 28.15	-	+ 19.45	+ 12.20	+ 12.20	+ 18.25	+ 21.25	+ 15.50	+ 5.15	- 1.15	+ 3.25	+ 17.10	30
31	+ 28.25	-	+ 19.25	-	+ 12.30	-	+ 21.25	+ 15.35	-	- 1.20	-	+ 17.40	31

鹿児島市（東経 130° 33' ）における太陽南中時の中央標準時刻表

日	月	1	2	3	4	5	6
		12時 分 秒	12時 分 秒	12時 分 秒	12時 分 秒	12時 分 秒	12時 分 秒
1		21 03	31 18	30 23	21 58	14 58	15 28
2		21 28	31 28	30 08	21 38	14 53	15 38
3		21 58	31 38	29 58	21 23	14 43	15 43
4		22 28	31 43	29 43	21 03	14 38	15 53
5		22 53	31 48	29 33	20 48	14 33	16 03
6		23 18	31 53	29 18	20 28	14 28	16 13
7		23 48	31 58	29 03	20 13	14 23	16 28
8		24 13	31 58	28 48	19 53	14 18	16 38
9		24 38	32 03	28 33	19 38	14 13	16 48
10		25 03	32 03	28 18	19 23	14 13	16 58
11		25 28	32 03	28 03	19 03	14 08	17 13
12		25 53	32 03	27 48	18 48	14 08	17 23
13		26 18	32 03	27 33	18 33	14 08	17 38
14		26 38	32 03	27 18	18 18	14 03	17 58
15		26 58	31 58	26 58	18 03	14 03	18 03
16		27 23	31 58	26 43	17 48	14 08	18 13
17		27 43	31 53	26 28	17 33	14 08	18 28
18		28 03	31 48	26 08	17 18	14 08	18 38
19		28 18	31 43	25 53	17 08	14 13	18 53
20		28 38	31 38	25 33	16 53	14 13	19 08
21		28 58	31 33	25 18	16 38	14 18	19 18
22		29 13	31 28	24 58	16 28	14 23	19 33
23		29 28	31 18	24 38	16 18	14 23	19 48
24		29 38	31 08	24 13	16 03	14 28	19 58
25		29 58	31 03	24 03	15 53	14 38	20 13
26		30 18	30 53	23 48	15 43	14 43	20 23
27		30 28	30 43	23 28	15 33	14 48	20 38
28		30 38	30 33	23 08	15 23	14 53	20 48
29		30 53	30 28	22 53	15 13	15 03	21 03
30		31 03		22 33	15 08	15 08	21 13
31		31 18		22 13		15 18	

(注) この換算値は数年間の平均的数値となっている。誤差は最大10秒程度である。

7	8	9	10	11	12	月 日
12時 分 秒	12時 分 秒	12時 分 秒	12時 分 秒	12時 分 秒	12時 分 秒	
21 28	24 08	17 58	07 43	01 28	06 38	1
21 38	24 03	17 43	07 23	01 23	06 58	2
21 48	23 58	17 23	07 03	01 23	07 18	3
21 58	23 53	17 03	06 48	01 23	07 43	4
22 08	24 48	16 43	06 28	01 23	08 08	5
22 23	23 43	16 23	06 08	01 28	08 33	6
22 33	23 38	16 03	05 53	01 28	08 58	7
22 43	23 28	15 43	05 33	01 33	09 23	8
22 48	23 23	15 23	05 18	01 33	09 48	9
22 58	23 13	15 03	05 03	01 38	10 13	10
23 08	23 03	14 43	04 48	01 48	10 43	11
23 13	22 53	14 18	04 28	01 53	11 08	12
23 23	22 43	13 58	04 13	01 58	11 38	13
23 28	22 33	13 38	04 03	02 08	12 08	14
23 38	22 23	13 18	03 48	02 18	12 33	15
23 43	22 13	12 58	03 33	02 28	13 03	16
23 48	21 58	12 33	03 23	02 38	13 33	17
23 53	21 48	12 13	03 08	02 48	14 03	18
23 58	21 33	11 53	02 58	03 03	14 33	19
24 03	21 23	11 33	02 48	03 18	15 03	20
24 08	21 08	11 08	02 38	03 28	15 33	21
24 08	20 53	10 48	02 28	03 43	16 03	22
24 13	20 38	10 28	02 18	04 03	16 33	23
24 13	20 23	10 08	02 08	04 18	17 03	24
24 18	20 08	09 48	02 03	04 33	17 33	25
24 18	19 48	09 23	01 53	04 53	18 03	26
24 18	19 33	09 03	01 48	05 13	18 28	27
24 18	19 13	08 43	01 43	05 33	18 58	28
24 13	18 58	08 18	01 38	05 53	19 28	29
24 13	18 38	08 03	01 33	06 13	19 58	30
24 13	18 23		01 28		20 28	31

## 一団地の総合的設計制度及び連担建築物設計制度 による認定基準

建築基準法（以下「法」という。）第86条第1項の規定による一団地の総合的設計制度及び同条第2項の規定による連担建築物設計制度の運用（これらの制度により法第86条の2第1項の規定を運用する場合を含む。）にあたり、法並びにこれに基づく命令、条例及び技術的助言（技術的助言に読み替えられる過去の通達を含む。）の趣旨を踏まえ、良好な市街地環境の確保に寄与し、適切な土地の有効利用に資する建築計画に対して本制度の積極的な活用を図るため、この制度の取扱いに当たっての基準を定めるものである。

なお、この基準は平成11年4月28日付け建設省住宅局通達「一団地の総合的設計制度及び連担建築物設計制度の運用指針」（以下「運用指針」という。）のほか、次のように定めることとする。

### 1 適用範囲

一団地の区域又は一定の一団の土地の区域（以下「区域」という。）内において、建築物を総合的に設計、建築するもので、次のいずれかに該当するものとする。ただし、分譲を目的とする一戸建ての建築物の区域には適用しない。

- (1) 法第86条第1項は、既存の建築物を含まない区域で、一又は二以上の構えを成す建築物を含んだ一体的に管理される区域とする。
- (2) 法第86条第2項は、道路及び河川等を含まず、敷地が相互に接続した土地の区域で、既存の建築物を含んだ一体的に管理される区域とする。

### 2 認定基準

#### (1) 区域の形態等

ア 区域の面積は、原則として3,000平方メートル以上の不整形でない形態のものとする。

イ 共同住宅、低層連続住宅、寄宿舍及びこれらに付属する建築物（以下「共同住宅等」という。）による区域は、原則として第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域に属する区域とする。ただし、周囲の状況等により特に支障がなく、かつ、良好な環境を保持できると認められる場合はこの限りでない。

#### (2) 敷地及び道路

区域は、幅員6メートル以上の道路に区域の周長の6分の1以上の長さを接するものとする。ただし、歩道状の公開空地を有効に設けた場合等で、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものはこの限りでない。

#### (3) 通路等

ア 区域内には消防活動，避難及び通行の安全のための主要な通路又は広場を適切に配置し，区域外の道路に有効に接続するものとする。

イ 主要な通路は，原則として行止りにならないものとする。

ウ 主要な通路は，原則として幅員4メートル以上とし，歩行者の安全のため必要があると認められる場合は，幅員1.5メートル以上の歩道を片側又は両側に設けるものとする。

エ 自動車の通行する主要な通路は，原則として幅員6メートル以上とする。ただし，やむを得ず幅員6メートル未満とする場合は，その終端及び区間35メートル以内に自動車が転回できる広場を設けることとする。

#### (4) 建蔽率及び容積率

区域の建蔽率及び容積率の最高限度は，当該区域に存する地域において用途地域に関する都市計画により定められた建蔽率及び容積率の最高限度とする。

#### (5) 用途地域関係

法第48条の規定については，各建築物の設定敷地ごとに適用するものとし，当該敷地は合理的に求められる広さ及び形状であり，その範囲が客観的に判断できるものとする。

### 3 防火，防災上の措置

(1) 区域内の各建築物は，法第27条第1項に規定する構造，耐火建築物又は準耐火建築物とする。ただし，既存建築物，低層連続住宅及び附属建築物等で防火上支障がないと認められるものはこの限りでない。

(2) 区域内の各敷地には消防自動車等の進入路又は消防活動に有効な空地を確保するものとする。

(3) 3階以上の階を有する建築物は，通路等について落下物対策を講じるものとする。

### 4 採光，通風等

(1) 建築物の各部分から主要な通路の境界線までの距離は，当該建築物の軒高の平方根かつ5メートル以上とする。

(2) 各建築物の周囲には，当該建築物の軒高の平方根以上の空地を確保するものとする。

(3) 前2号の規定について，建築計画の内容，敷地の周囲の土地利用等から採光，通風上支障が無いと認められる場合にあっては，この限りでない。

### 5 日影規制

運用指針第4技術的基準1(4)②については，鹿児島県建築基準法施行条例第27条の2の規定を準用するものとする。なお，特別な定めのある場合を除き冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの日照を基準とする。

- (1) 共同住宅等の各住戸の居室は、各居室の開口部において、4時間以上の日照が得られるよう計画するものとする。
- (2) 区域内の主要な公園及び広場等（幼稚園、保育所の運動場で日照の必要のある部分を含む。）には、それぞれの面積のおおむね2分の1以上に4時間以上の日照を確保するものとする。
- (3) 区域の隣地に対し複合日影の影響を十分に考慮し、良好な環境づくりに努めるものとする。

## 6 維持管理

- (1) 認定を受けた者はその管理主体を明確にし、敷地及び建築物について認定内容に即した維持保全を行うものとする。
- (2) 低層連続住宅にあつては、法第69条の規定に基づく建築協定を締結するものとする。ただし、法第18条の規定を適用する国、県等の建築物又はその他の地方公共団体の建築物の区域にあつてはこの限りでない。
- (3) 認定を受けた区域の敷地は建築物を含むか否かにかかわらず敷地分割は原則として認めないものとする。
- (4) 認定を受けた区域内の見やすい位置に、当該区域が認定を受けた区域である旨を標示するものとする。

### 付 則

- 1 この基準は、令和2年6月2日から施行する。
- 2 平成元年4月1日付けで施行した「集合住宅団地の総合的設計による一団地承認基準」（以下「旧基準」という。）は、廃止する。
- 3 旧基準によりなされた認定、申請の処分又は手続きは、この基準によってなされた処分又は手続きとみなす。
- 4 旧基準によりなされた認定に係る認定区域を含めて新たに認定を受ける場合においては、当該対象区域内の既存の建築物について、この基準によらないことができる。



## 一団地の総合的設計制度及び連担建築物設計制度による認定申請の添付図書

認定申請書には次に掲げる図書を添付する。

- 1 計画概要書 別記様式
- 2 配置図
- 3 各階平面図
- 4 立面図（2面以上）
- 5 断面図（2面以上）※2以上の建築物を含む
- 6 地盤面算定表
- 7 建築基準法施行規則第10条の18の計画書
- 8 附属建築物の図面
- 9 日影図（各建築物のそれぞれの地盤面から高さ1.5メートルの水平面における日影図）
- 10 その他必要と認める図書

別記様式

計画概要書

整理番号		団地等の名称			
受付年月日		認定年月日		告示年月日	
受付番号		認定番号		告示番号	
申請者の住所・氏名					
用途地域			防火・準防火・法22条・なし		
建築物の用途			分譲 ・ 賃貸		
	申請部分	申請以外の部分	合計	区域面積との比	
区域面積	—	—	m <sup>2</sup>		
建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%	
延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%	
建築協定	有・無	代表者名			
管理組織	有・無	代表者名			
附近見取図				23条 43条 52条 53条 54条 55条 56条 56条の2 59条 59条の2 60条 62条 64条	

注 太線の枠内を記入してください。

棟 別 概 要								
棟番	用 途	構 造	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	階数	建築物の 高さ (m)	戸数 (戸)	確認年月日
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
合 計					住宅の戸数合計			
区域内通路，道路等の面積 (車の通行する部分)								㎡
区域内の駐車スペースの面積								台
区域内公園，広場等の面積 (花壇，植樹等を含む。)								㎡
摘要								

## 区域内に設ける標示板の様式

<p>この区域は、建築基準法 第86条第 項の規定に基づ き、(一団地・連担建築物) として特定行政庁(鹿児島 県知事)の認定を受けたも のです。</p> <p>認定年月日                      年      月      日</p> <p>認定番号      第                      号</p> <p style="text-align: right;">年      月      日</p> <p style="text-align: right;">管理者 _____</p>	<p>(区域の配置図)</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------

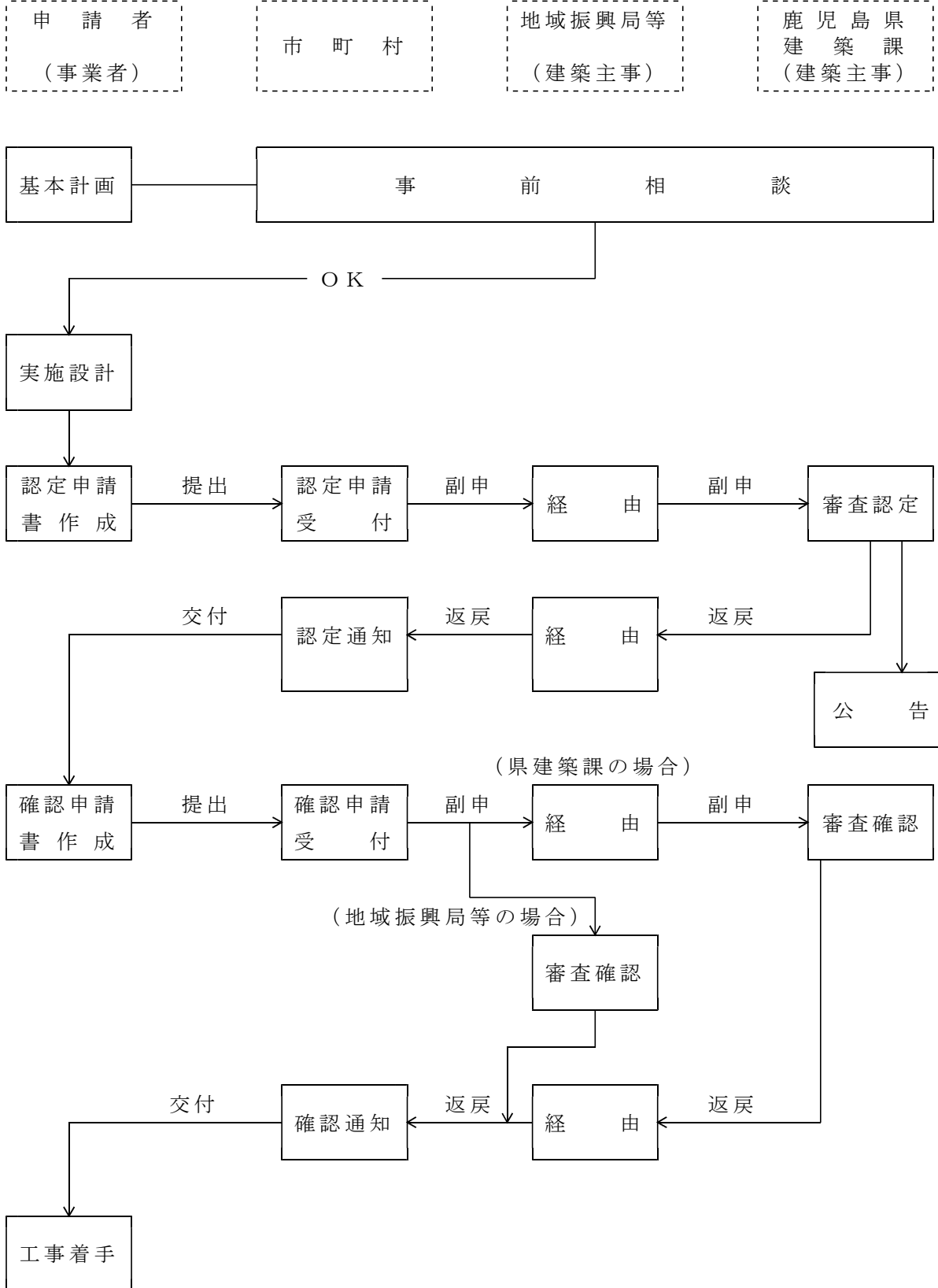
### (注意)

- 1 標示板は、耐候性及び耐久性に富み容易に破損しない材料を使用する。
- 2 標示板の大きさは、縦45センチメートル以上、横60センチメートル以上とする。
- 3 標示板の個数及び設置場所については、事前に承認を受けるものとする。
- 4 標示板は、賢固に固定する。

# 一団地の総合的設計制度及び連担建築物設計制度の手続き

(鹿児島県内(鹿児島市, 鹿屋市, 薩摩川内市, 霧島市を除く※))

※鹿屋市, 薩摩川内市, 霧島市は, 法第6条第1項第4号に係るものに限る。



## 計画変更床面積算定準則

**第1** 建築基準法施行細則第4条第1項(2)又は(4)に規定する計画の変更に係る部分の床面積（増加する部分を除く。）は、次のとおりとする。

1 次の各号に掲げる変更に応じて、それぞれ当該各号に掲げる面積を変更に係る部分の床面積として算定する。

- ① 敷地に接する道路の幅員，敷地が道路に接する部分の長さ，敷地面積，敷地境界線又は敷地内における建築物の位置の変更：申請に係る建築物の建築面積
- ② 建築面積の変更：変更される部分の建築面積
- ③ 高さ又は階数の変更：高さを変更される部分の床面積又は変更される階の床面積
- ④ 床の変更：変更される部分の床面積
- ⑤ 階段の変更：変更される部分の水平投影面積
- ⑥ 柱，はり又はけたの変更：当該変更に係る柱，はり又はけたが荷重を負担する部分の床面積（変更前と変更後で荷重を負担する部分の床面積が異なる場合にあつては，その大きい方の面積を変更する部分の床面積とする（次号において同じ。）。）
- ⑦ 壁の変更：当該壁のある室の床面積に当該室の壁全体の長さに占める変更される壁の長さの割合を乗じた面積
- ⑧ 屋根，軒，軒裏，ひさし又は天井の変更：変更される部分の水平投影面積
- ⑨ 開口部の変更：変更される開口部の面積
- ⑩ 土台，基礎又は基礎ぐいの変更：土台，布基礎又はこれに類する基礎にあつては壁に，その他の基礎又は基礎ぐいにあつては柱に準じて算出された面積
- ⑪ 小屋組の変更：変更される小屋組に囲まれる部分の水平投影面積
- ⑫ 斜材：変更される部分の水平投影面積。ただし，当該斜材が壁に含まれる場合にあつては壁の変更として算出した面積とする。
- ⑬ 建築設備（建築基準法第87条の2第1項に該当するものを除く。）の変更：変更される建築設備の水平投影面積。ただし，防煙壁の変更にあつては，当該防煙壁のある防煙区画部分の床面積に当該防煙区画部分の壁全体の長さに占める変更される防煙壁の長さの割合を乗じた面積

2 前項各号に掲げる変更以外のもの（当該建築物の計画に前項各号に掲げる変更が含まれる場合を除く。）にあつては，30平方メートル以下であるものとして取り扱うものとする。

**第2** 第1の規定により算定した変更に係る部分の床面積の合計が変更前の計画の床面積の合計を超える場合にあつては，変更前の計画の床面積の合計を上限とする。

## 石綿に関する既存建築物の確認申請等の取扱いについて

### 1. 目的

建築物の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替え（以下「増築等」という。）を行う際の、建築基準法第28条の2及び第86条の7規定に基づき、増築等に係る部分以外の部分（以下「既存部分」という。）の石綿含有建材の使用状況及び措置の内容について確認するため、建築確認申請及び完了検査申請における取り扱いを以下のとおり定める。

### 2. 建築確認申請書に添付する書類について

増築等の確認申請書を提出する際、既存部分（平成18年9月30日以前に工事着手したものに限る。）の吹付け石綿及び石綿重量含有比率0.1%超の吹付けロックウール（以下「吹付け石綿等」という。）の有無を事前に把握し、建築基準法施行規則第1条の3第1項表2（61）に規定する「既存不適格調書」として「既存建築物の石綿含有建築材料使用調査表」（別紙1）を添付すること。ただし、当該調査表と同様に吹付け石綿等の有無を示す書面を添付する場合はこの限りでない。

### 3. 確認申請書への記載事項について

既存部分の吹付け石綿等の使用状況及び措置の内容に応じ、確認申請書（規則別記第2号様式）第4面【19. 備考】欄に以下のとおり記載すること。

- (1) 既存部分に吹付け石綿等を使用していない場合、又は使用していたが撤去、封じ込め又は囲込み（以下「撤去等の措置」という。）済みである場合
- ・ 既存部分には吹付け石綿及び吹付けロックウール（石綿重量含有率0.1%超）は使用されていない。
  - ・ 既存部分にあった吹付け石綿及び吹付けロックウール（石綿重量含有率0.1%超）は既に撤去等の措置済み。  
（具体的な撤去等の措置の内容： \_\_\_\_\_）
- (2) 既存部分に吹付け石綿等を使用しているが、増築等の工事に併せて撤去等の措置を講じる場合
- ・ 既存部分にあった吹付け石綿及び吹付けロックウール（石綿重量含有率0.1%超）について、（撤去・封じ込め・囲込み）の措置を講じる。
- (3) 既存部分に吹付け石綿等を使用しているが、人が活動することが想定される空間に露出していないことから、吹付け石綿等を残置する場合
- ・ 既存部分のうち、人が活動することが想定されない空間には、吹付け石綿及び吹付けロックウール（石綿重量含有率0.1%超）が残置されている。  
例：2F事務室天井裏、各階鉄骨柱、梁

#### 4. 完了検査申請書への記載事項について

上記3(2)の取扱いとなった建築物については、完了検査申請書(規則別記第19号様式)に以下のとおり記載すること。

(1) 建築士が工事監理したもの

第四面に「吹付け石綿及び吹付けロックウールを被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置」について記載し、当該欄に工事監理の状況を記載すること。

(2) 建築士以外が工事監理したもの

第三面【11. 備考】欄に以下のとおり記載すること。

- ・確認申請書のとおり、既存部分にある、吹付け石綿及び吹付けロックウール(石綿重量含有率0.1%超)について、(撤去・封じ込め・囲込み)の措置済。

#### 5. 本取り扱いの適用

本取り扱いは、平成18年10月1日以降に確認済証を交付した若しくは交付する建築物及び工作物について適用する。

※ アスベストの含有の有無については、国土交通省ホームページの石綿(アスベスト)含有建材データベースで検索が可能。



# 既存建築物の石綿含有建築材料使用調査表

## 1. 調査建築物の概要

確認済証番号	年 月 日 第 号 ※確認番号が不明の場合(建設年度: 年頃, 不明の理由等: )		
検査済証番号	<input type="checkbox"/> 有り ( 年 月 日 第 号) <input type="checkbox"/> 無し		
建物主要用途		構造種別	<input type="checkbox"/> SRC造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> W造 <input type="checkbox"/> その他
建築面積	m <sup>2</sup>	階数	地上 階 / 地下 階
延べ面積	m <sup>2</sup>	耐火・準耐火	<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> その他

## 2. 調査した日

年 月 日 ~ 年 月 日
---------------

## 3. 調査した者

( )級建築士	( )登録	第 号
( )級建築士事務所	( )登録	第 号
事務所名:		
氏名:	Ⓜ	(連絡先: )

## 4. 調査の方法

<input type="checkbox"/> 設計図書等による確認	<input type="checkbox"/> 建材の分析結果	<input type="checkbox"/> その他の方法( )
-------------------------------------	----------------------------------	------------------------------------

## 5. 調査の結果

吹付け石綿・吹付けロックウールの有無	<input type="checkbox"/> 有り	<input type="checkbox"/> 無し
--------------------	-----------------------------	-----------------------------

### <記入上の注意事項>

- ① 当該調査表は、増築等をする棟について記入してください。
- ② 「5. 調査の結果」の欄については、石綿等をあらかじめ添加した建築材料で石綿等を飛散させるおそれがないものとして国土交通大臣が定めた建築材料以外の建築材料(吹付け石綿・吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1%を超えるもの)の使用の有無について記入してください。
- ③ 記入にあたっては、該当する項目の□部分に”レ”印をいれてください。
- ④ 当該調査表には、必要により、調査範囲のわかる図面(平面図等)を添付してください。

建築主

Ⓜ

## 建築基準法第12条第1項及び3項の規定に基づく定期報告について(鹿児島県の場合)

### 1 定期報告対象建築物等及び報告時期(鹿児島市を除く県内市町村)

#### 【報告時期】

- ・建築物:3年目ごとの6月1日～12月28日まで。
- ・建築設備:毎年6月1日～12月28日まで。
- ・上記以外(昇降機, 防火設備, 準用工作物):毎年4月1日～翌年3月31日まで。

	対象用途等	対象用途の位置・規模等 (いずれかに該当するもの)	報告年度		
			R1	R2	R3
			R4	R5	R6
			R7	R8	R9
A 建築物 ※1	(1) 劇場, 映画館, 演芸場, 観覧場(屋外観覧場を除く。), 公会堂又は集会場	①3階以上に100㎡超 ②客席が200㎡以上 ③300㎡超※2 ④主階が1階にないもの※3 ⑤地階に100㎡超			
	(2) 病院, 有床診療所, 旅館, ホテル又は児童福祉施設等(就寝用福祉施設を含む。)	①3階以上に100㎡超※4 ②2階に300㎡以上※4 ③地階に100㎡超※4 ④3階以上, 300㎡超※5			
	(3) 共同住宅又は寄宿舎(就寝用福祉施設を除く。)	①5階以上, 1500㎡超※6			
	(4) 体育館, 博物館, 美術館, 図書館, ボーリング場, 水泳場又はスポーツの練習場等(学校に付属しないもの。)	①3階以上に100㎡超 ②2,000㎡以上			
	(5) 百貨店, 展示場, 遊技場, 公衆浴場, 飲食店又は物品販売業を営む店舗等	①3階以上に100㎡超 ②2階に500㎡以上 ③3,000㎡以上 ④地階に100㎡超			
B 建築設備等	(1) 建築設備(上記建築物に, 建築基準法の規定により設けたもの。)	①換気設備(機械換気設備及び中央管理方式の空気調和設備) ②排煙設備(排煙機) ③非常用の照明設備			毎年
	(2) 昇降機	①エレベーター ②エスカレーター ③小荷物専用昇降機(フロアタイプ)			毎年
	(3) 防火設備(政令指定の建築物に設けたもの又は病院・有床診療所・就寝用福祉施設※7に設けたもの。)	随時閉鎖式の防火扉, 防火シャッター(防火ダンパー, 外壁開口部の防火設備を除く。)			毎年
C	準用工作物	①観光用エレベーター・エスカレーター ②高架の遊戯施設(コースター等) ③原動機により回転運動をする遊戯施設(観覧車等)			毎年

※1:法別表第一(い)欄に掲げる用途の床面積の合計が200㎡以下のもの, 又は該当する用途が避難階のみにあるものは除く。

(ただし, A-(1)-③は避難階のみでも対象)

※2:劇場, 映画館, 演芸場, 観覧場に限る。

※3:劇場, 映画館, 演芸場に限る。

※4:児童福祉施設等については就寝用福祉施設に限る。

また, A-(2)-②における病院又は診療所については, その部分に患者の収容施設があるものに限る。

※5:就寝用福祉施設を除く児童福祉施設等(地階又は3階以上において当該用途に100㎡超を有するもの。)に限る。

※6:5階以上において当該用途に100㎡超を有するものに限る。

※7:該当する用途部分が200㎡超を有するものに限る。

※下線部は, 県細則指定

### 2 定期調査・検査の項目等について

#### (1) 定期調査・検査の項目・方法・基準

国土交通大臣が定める調査・検査の項目, 事項ごとに, 国土交通大臣の定める方法により調査・検査を行い, 国土交通大臣の定める基準により是正の必要性等を判断する。

・関係告示 平成20年3月10日国土交通省告示第二百八十二号

#### (2) 報告様式

国土交通省が告示で定める様式とする。

県ホームページよりダウンロードできます。

敷地等と道路との関係規定に係る認定基準

(建築基準法第43条第2項第1号認定基準)

令和2年6月

鹿児島県土木部建築課

## 敷地等と道路との関係規定に係る認定基準

(建築基準法第43条第2項第1号認定基準)

### (趣旨)

第1 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第43条第1項の規定により、都市計画区域内における建築物の敷地は、法第42条に規定する道路に2メートル以上接することを原則としている。ただし、法第43条第2項第1号においては、その敷地が幅員4メートル以上の道に2メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）に規定する基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたものには適用しないこととなっている。

本基準では、行政運営における公正の確保を図るために、法第43条第2項第1号及び省令第10条の3第1項の規定に適合するものについて、本県の市街地の形成状況、道路状況、建築物の用途、規模、構造等を勘案して認定基準を定めることとする。

### (判断基準)

第2 法43条第2項第1号における交通上、安全上、防火上及び衛生上の判断基準は次の各号に掲げるものとする。

1 交通上

歩行者及び自動車の通行並びに道に面する建築物による発生交通量に対して支障のないもの。

2 安全上

火災等の災害時の避難に支障のないもの。

3 防火上

消火活動に支障のないもの又は延焼防止に効果があるもの。

4 衛生上

道からの採光、通風及び敷地内の雨水・汚水排水等の処理に支障のないもの。

### (認定基準)

第3 道路に2メートル以上接する場合と同等の水準の市街地環境を確保するために、交通上、安全上、防火上及び衛生上の観点から、次の認定基準を定める。

1 省令第10条の3第1項第1号

農道その他これに類する公共の用に供する道であること

当該建築物の敷地が接する道が次のアからカまでのいずれかに該当するもので、当該道の管理者と通行上の使用について協議が終了し、かつ、キからケまでに適合すること。

ア 土地改良法（昭和24年法律第195号）による農業用道路

- ・・・(広域農道, 農免農道, 一般農道, 圃場整備農道等)
- イ 港湾法(昭和25年法律第218号)による臨港交通施設の道路
  - ・・・(港湾管理道路)
- ウ 漁港法(昭和25年法律第137号)による漁港施設の道路
  - ・・・(漁港管理道路)
- エ 河川法(昭和39年法律第167号)による河川管理施設の管理用通路
  - ・・・(河川敷管理道路)
- オ 海岸法(昭和31年法律第101号)による海岸保全施設の道路
  - ・・・(護岸道路)
- カ 森林法(昭和26年法律第249号)による林道
  - ・・・(林道・ふるさと林道)
- キ 将来とも安定的な利用ができる道であること。
- ク 敷地内の雨水, 汚水排水等が適切に処理できること。
- ケ 市町村長から法第43条第2項第1号の適用について支障のない旨の意見書が認定申請書に付されていること。

## 2 省令第10条の3第1項第2号

令第144条の4項第1項第各号に掲げる基準に適合する道であること

次のアからウまでに適合すること。

- ア 省令第9条に規定されている道路の位置の指定に係る土地の所有者等からの承諾が得られない場合であること。
- イ 延長, 幅員その他の構造等については, 本県が別に定める「道路位置指定の手引き」の「3指定の基準」に適合すること。
- ウ 将来とも安定的な利用ができる道であること。
- エ 市町村長から法第43条第2項第1号の適用について支障のない旨の意見書が認定申請書に付されていること。

## 附 則

- 第1 この基準は令和2年6月2日から施行する。

(参考) 法第43条第2項第1号の規定に基づく  
建築認定申請に必要な書類等について

書 類	認 定 申 請 (申請者作成)
認定申請書	○
申請理由書 (様式任意) ※1	○
市町村意見書 (様式任意) ※2	○
付近見取図 ※3	○
配置図 ※4	○
各階平面図 ※5	○
立面図 ※6	○
主要断面図 ※7	○
地積図・字絵図 ※8	○
住宅地図等 ※9	○
現況写真 ※10	○
協議書 (様式任意) ※11 〔省令第10条の3第1項第1号の場合に限る。〕	○
道路計画図 ※12 〔省令第10条の3第1項第2号の場合に限る。〕	○
承諾書 (別記様式) ※13 〔省令第10条の3第1項第2号の場合に限る。〕	○
印鑑証明書 ※14 〔省令第10条の3第1項第2号の場合に限る。〕	○

- ※1 建設敷地の選定理由とその経緯等について記されたもの。  
 ※2 法第43条第2項第1号の適用についての市町村の意見。  
 ※3 法第43条第2項第1号の適用対象となる建築物の敷地が接する道を確認できるもの。  
 ※4 汚水、雨水の排水の放流先が確認でき、道の幅員の確認できるもの（道に側溝等の放流先がない場合は、放流先までの経路がわかるもの）。  
 ※5 延べ床面積の合計及び階別の床面積の確認できるもの。  
 ※6 2面以上とする。  
 ※10 建築物の敷地及び道の確認できるものとし、道については、幅員を朱書きする。また、撮影位置及び方向を※3, 4, 8, 9のいずれかに記すること。  
 ※11 道の管理者との協議内容が確認できるもの。  
 ※12 「道路位置指定の手引き」の「4 指定申請書類の記入要領」の「8 道路計画図」に準ずるもの。  
 ※13 次ページ参照  
 ※14 承諾書に押印した承諾者印のもの。  
 ※4～9, 12共通  
 ① 図面等は極力A3またはA4版とする。  
 ② 建築物の敷地境界は黄色線、道は茶色線で囲む。  
 ③ 道の幅員を朱書きにて記入する。

(様式)

承 諾 書

建築基準法第43条第2項第1号の規定による認定について、申請者その他の関係者が認定を受ける道を将来にわたって通行することを承諾いたします。

当該道の土地の所有者及び管理者にあつては、関係土地を将来にわたり認定を受ける際の基準に適合するよう管理いたします。このことは、関係土地を他人に譲渡等の場合においても、これを申し継ぎます。

鹿児島県知事 殿

承諾年月日	関係土地の地番	土地所有者の住所氏名	印
承諾年月日	関係土地の地番	土地権利者の住所氏名	印
承諾年月日	関係土地の地番	土地管理者の住所氏名	印

注1 この承諾書は、申請書、通知書ともに1通ずつ添付してください。

2 承諾者印は、印鑑登録済の印鑑を押印し、印鑑証明書（各人1通）を添付してください。

敷地等と道路との関係規定に係る許可基準

(建築基準法第43条第2項第2号許可基準)

平成12年10月  
改正令和2年8月

鹿児島県土木部建築課



# 敷地等と道路との関係規定に係る許可基準

(建築基準法第43条第2項第2号許可基準)

## (趣旨)

第1 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第43条第1項の規定により、都市計画区域内における建築物の敷地は、法第42条に規定する道路に2メートル以上接することを原則としている。ただし、法第43条第2項第2号においてその敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）に規定する基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものは例外的に認められる。

本基準では、行政運営における公正の確保を図るために、法第43条第2項第2号及び省令第10条の3第4項の規定に適合するものについて、本県の市街地の形成状況、道路状況、建築物の用途、規模、構造等を勘案して許可基準を定めることとする。

## (用語の定義)

第2 この基準において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 道等

道路（法第42条に規定する道路，以下同じ）に接続する道路状空地・通路をいう。

2 有効に接する

敷地が道又は広い空地に幅2メートル以上接することをいう。ただし、建築基準法施行条例（昭和46年鹿児島県条例第33号。）第4章の規定により制限の附加が適用されるものは当該規定による。

## (判断基準)

第3 法43条第2項第2号における交通上、安全上、防火上及び衛生上の判断基準は次の各号に掲げるものとする。

1 交通上

歩行者及び自転車の通行並びに道又は広い空地に面する建築物による発生交通量に対して支障のないもの。

2 安全上

火災等の災害時に避難に支障のないもの。

3 防火上

消火活動に支障のないもの又は延焼防止に効果があるもの。

4 衛生上

道又は広い空地からの採光、通風及び敷地内の雨水・汚水排水等の処理に支障のないもの。

## (許可基準)

第4 道路に2メートル以上接する場合と同等の水準の市街地環境を確保するために、交通上、安全上、防火上及び衛生上の観点から、次の1から3までの省令で定める基準ごとに許可基準を定める。

## 1 省令第10条の3第4項第1号

建築物の敷地の周囲に公園，緑地，広場等広い空気を有する建築物であること。

当該建築物の計画に対する公園，緑地，広場等の公共的空地の管理者と通行上の使用について支障のない旨の協議が終了し，かつ，次のアからエまでに適合すること。

- ア 将来とも安定的な利用ができる公共的空地であること。
- イ 敷地が当該公共的空地に有効に接すること。
- ウ 敷地内の雨水，汚水排水等が適切に処理できること。
- エ 市町村長から法第43条第2項第2号の適用について支障のない旨の意見書が許可申請書に付されていること。

## 2 省令第10条の3第4項第2号

建築物の敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員4メートル以上のものに限る。）に2メートル以上接する建築物であること。

当該建築物の敷地が接する幅員4メートル以上の道が次のアからカまでのいずれかに該当するもので，当該道の管理者と通行上の使用について支障のない旨の協議が終了し，かつ，キからコマまでに適合すること。

- ア 土地改良法（昭和24年法律第195号）による農業用道路
  - ・・・（広域農道，農免農道，一般農道，圃場整備農道等）
- イ 港湾法（昭和25年法律第218号）による臨港交通施設の道路
  - ・・・（港湾管理道路）
- ウ 漁港法（昭和25年法律第137号）による漁港施設の道路
  - ・・・（漁港管理道路）
- エ 河川法（昭和39年法律第167号）による河川管理施設の管理用通路
  - ・・・（河川敷管理道路）
- オ 海岸法（昭和31年法律第101号）による海岸保全施設の道路
  - ・・・（護岸道路）
- カ 森林法（昭和26年法律第249号）による林道
  - ・・・（林道・ふるさと林道）
- キ 将来とも安定的な利用ができる道であること。
- ク 敷地が当該道に有効に接すること。
- ケ 敷地内の雨水，汚水排水等が適切に処理できること。
- コ 市町村長から法第43条第2項第2号の適用について支障のない旨の意見書が許可申請書に付されていること。

### 3 省令第10条の3第4項第3号

建築物の敷地がその建築物の用途，規模，位置及び構造に応じ，避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であつて，道路に通ずるものに有効に接する建築物であること。

下表の左欄の区分に掲げる道等の幅員に応じて，次のアからカの基準のうち，それぞれ右欄に掲げる基準に該当すること。

- ア 過去に建築を認めた地域であること。
- イ 将来とも安定的な利用ができる道等であること。
- ウ 道路に至るまでの当該道等の幅員が4メートル未満の場合，敷地は前面の当該道等の中心線から2メートル（道等の反対側が川等の場合は，道等の反対側の境界線から4メートル）後退し，かつ，当該道等の幅員が，将来（1.8メートル未満の場合にあつては，許可に係る「工事完了時」とする。）4メートル以上に拡張されることが見込まれること。  
ただし，次の(ア)及び(イ)に該当する場合はこの限りでない。
- (ア) 特殊建築物で延べ面積が200平方メートルを超えるもの以外のものであること。
- (イ) 建築物の外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分が防火構造以上であること。
- エ 敷地が当該道等に有効に接すること。
- オ 雨水，汚水排水等が適切に処理できること。
- カ 市町村長から法第43条第2項第2号の適用について支障のない旨の意見書が許可申請書に付されていること。

道等の幅員	適用する基準
4メートル以上	イ， エ， オ及びカ
1.8メートル以上4メートル未満	イ， ウ， エ， オ及びカ
1.8メートル未満	ア， イ， ウ， エ， オ及びカ

#### 附 則

- 第1 この基準は平成12年10月2日から施行する。
- 第2 この基準の運用については事務処理を別途定める。

#### 附 則

- 第1 この基準は令和2年8月18日から施行する。

(参考) 法第43条第2項第2号の規定に基づく  
建築許可申請に必要な書類等について

書 類	許 可 申 請 (申請者作成)
許 可 申 請 書	○
申 請 理 由 書 (様式任意) ※1	○
市町村意見書 (様式任意) ※2	△
付 近 見 取 図 ※3	○
配 置 図 ※4	○
各 階 平 面 図 ※5	○
立 面 図 ※6	○
地積図・字絵図 ※7	○
住 宅 地 図 等 ※8	○
現 況 写 真 ※9	○
道 路 協 定 書 (様式任意) 〔許可基準第3に規定する道等が将来4 m以上に 拡張されることが見込まれる場合に限る。〕	○
協 議 議 事 録 (様式任意) ※10 〔省令第10条の3第4項第1号及び第2号の場合に限る。〕	○
同 意 依 頼 書 (別記様式1)	△
報 告 依 頼 書 (別記様式2)	
議 案 票 (別記様式3)	
報 告 票 (別記様式4)	

- ※1 建設敷地の選定理由とその経緯等について記されたもの。
- ※2 法第43条第2項第2号の適用についての市町村の意見。
- ※3 法第43条第2項第2号の適用対象となる建築物の敷地が接する道等（以下「道等」という。）が道路に至るまでの経路を確認できるもの。（許可基準第4 2を除く）
- ※4 汚水、雨水の排水の放流先が確認でき、道等の幅員の確認できるもの（道等に側溝等の放流先がない場合は、放流先までの経路がわかるもの）。
- ※5 延べ床面積の合計及び階別の床面積の確認できるもの。
- ※6 2面以上とする。  
また、道等の幅員が4 m未満である場合は、延焼のおそれある部分の仕様が確認できるもの。
- ※9 建築物の敷地及び道等の確認できるものとし、道等については、幅員を朱書きする。  
また、撮影位置及び方向を※3，4，7，8のいずれかに記すること。
- ※10 道等の管理者との協議内容が確認できるもの。
- ※3～9 共通（振興局土木建築課等にて記載等を行う。）
- ① 図面等は極力A3またはA4版とする。
  - ② 建築物の敷地境界は黄色線，道等は茶色線で囲む。
  - ③ 道等の幅員を朱書きにて記入する。

## ○がけに近接して建築する建築物の取扱要領

### (趣旨)

第1 この要領は、がけ崩れによる建築物の災害の未然防止に資するため、がけに近接して建築する建築物の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) がけ 地表面が水平面に対し30度を超える角度をなし、かつ、高さが2メートルを超える土地をいう。
- (2) 危険宅地連絡協議会 危険宅地連絡協議会設置要領により、設置されたものをいう  
(以下「協議会」という。)

(がけに近接して建築する建築物で安全上支障がないと認められる場合)

第3 次の各号に該当する場合は、建築基準法施行条例(昭和46年鹿児島県条例第33号)第3条第3項に規定する「建築物が安全上支障がないと認められる場合」に該当するものとする。

- (1) 擁壁等によりがけの安全対策が講じられている場合であって、次のいずれかに該当するもの。
  - ア 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に基づく許可を受けて造成され、かつ工事完了の検査済証が交付されているもので、工事検査済証の交付後、のり面に擁壁の継ぎ足し又はコンクリートの突き出し等(以下、「擁壁の継ぎ足し等」という。)を行っていないもの。
  - イ 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条に基づく許可を受けて造成され、かつ、工事完了の検査済証が交付されているもので、工事検査済証の交付後、擁壁の継ぎ足し等を行っていないもの。
  - ウ 建築基準法(昭和25年法第201号)第6条の確認を受けて築造され、かつ、工事完了の検査済証が交付されたもので、工事検査済証の交付後、擁壁の継ぎ足し等を行っていないもの。
  - エ 急傾斜崩壊危険区域の防災工事が完了しているもの。
  - オ 上記以外の擁壁等にあつては、設計図書及び現地調査等により安全が確認できるもの。
- (2) 次の一に該当する建築物(アからウについては、がけ下に建築する場合に限る。)
  - ア 物置や畜舎等で居室を有しないもので床面積が100㎡未満のもの。
  - イ 土砂災害特別警戒区域内で、「土砂災害特別警戒区域内に建築する建築物の取扱要領」の第2第1項の規定に適合させたもの。
  - ウ 土砂災害警戒区域内(土砂災害防止法第2条の「急傾斜地の崩壊」に限る)で、建築基準法施行令第80条の3又は同令第82条の5第8号の規定に適合させたもの。
  - エ ピロティ状建築物や深基礎等の対策を行うもので、設計図書及び現地調査等により安全

が確認できるもの。

(3) 次の一に該当し、協議会において安全上支障がないと判断されたもの（建築主事によって建築確認が行われるものに限る。）

ただし、建築物の用途が、病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る）、老人ホーム、児童福祉施設等、又は体育館、集会所その他これらに類するもので、かつ、延べ面積100㎡以上のものについては、原則として適用しない。

ア がけが堅固な土質のもの。

イ がけ崩れの危険のない旨の専門学識経験者（博士等）による証明書又は意見書があるもの。

ウ がけ下に設置する流土止めで「急傾斜地崩壊防止工事技術指針」又は構造計算等によるもの。

エ 治山事業や道路事業等でがけ面の防災工事が完了しているもの。

オ （1）に掲げる造成地で、過去に災害の発生した箇所

カ （1）に掲げる造成地周辺部の宅地目的外の土地等（自然がけがある場所等）

キ その他判断が困難なもの。

（確認申請書等に添付する書面）

第4 第3の（1）エ、オ及び（2）ウ、エ並びに（3）の規定を適用する場合、「建築基準法施行条例第3条第3項の規定の適用申請書（別記様式）を建築主事に提出しなければならない。

（がけに近接する敷地の排水）

第5 がけに近接して建築する建築物の敷地については、当該敷地ががけの下にある場合にあつては、がけの下端への流水を防止できるような措置を講じ、がけの上にある場合にあつてはがけの反対側に敷地勾配をとり、排水溝を設けるなど、がけへの流水又は浸水を防止するための安全と認められる措置を講じなければならない。

（がけ周辺地への準用）

第6 建築する場所が、がけの上下端からがけの高さの2倍以上離れた場所であっても、がけの土質や形状によって、又、山裾の傾斜地である場合等、がけ崩れや土石流による被害を受けることが予想される場合は、この取扱要領にかかわらず、安全上の配慮を行うものとする。

（その他）

第7 この要領の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、昭和51年11月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月2日から施行する。

## 建築基準法施行条例第3条第3項の 規定の適用申請書

令和 年 月 日

鹿児島県建築主事 殿

建築主 住所  
氏名

印

下記の建築物について、建築物が高さ2メートルを超えるがけに接しているため、建築基準法施行条例第3条第1項の規定により、がけから一定の距離を離して建築しなければならないところですが、下記理由により、安全上支障が無いと思われますので、同条例第3条第3項の規定を適用されるよう申請します。

なお、敷地の安全については、防災に充分留意の上、雨水排水等に適切な処置を行い、安全の維持管理に努めます。万一、当該がけが崩壊し、問題が生じた場合は、建築主で一切の責任を負います。

記

### 1 建築物の概要

- (1) 敷地の地名地番：
- (2) 建築物の用途：
- (3) 建築物の構造・階数：
- (4) 建築物の延床面積：

### 2 がけの崩壊等に対して安全上支障がない理由

設計者 住所  
TEL  
氏名

印

が け の 状 況	高 さ		
	角 度		
	土 質		
	種 類		
	崩壊防止工事	工事の種別	
工 事 範 囲			
完 成 年 月			

(がけの状況欄の記載要領)

- ① 高さについては、当該建築物の位置と、がけの変換点又は頂点との垂直距離を記入すること。
- ② 角度については、当該建築物の敷地水平面と、がけの斜面とのなす角を記入すること。
- ③ 土質については、風化の状況や締まり具合も記入すること。
- ④ 種類については、「自然がけ」であるか「人工がけ」であるか、「盛土」であるか「切土」であるかなど記入すること。
- ⑤ 崩壊防止工事欄については、当該工事がある場合は、工事の種別、施工範囲、施工時期等を記入すること。(別図添付も可。)

(添付資料)

- ① 位置図・主要断面図  
当該建築物とがけとの位置関係がわかるように、がけを含む配置図及び断面図を記入し、主要な寸法を記入すること。(縮尺は自由)
- ② がけの状況がわかる写真



## ○危険宅地連絡協議会設置要領

昭和51年11月15日  
施行

### (設置)

第1 「がけ等に近接して建築する建築物の取扱要領」第3(3)に規定する、がけの上又はがけの下に建築する建築物の安全性を判断するため地域振興局建設部土木建築課、熊毛支庁建設部建設課、屋久島事務所建設課、大島支庁建設部建設課及び徳之島事務所建設課に危険宅地連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (組織)

第2 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、地域振興局建設部土木建築課長、熊毛支庁建設部建設課長、屋久島事務所建設課長、大島支庁建設部建設課長及び徳之島事務所建設課長をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 地域振興局建設部土木建築課、熊毛支庁建設部建設課、屋久島事務所建設課、大島支庁建設部建設課及び徳之島事務所建設課の技術補佐、技術主幹又は土木担当係長

(2) 関係市町村の建築担当課長及び土木担当課長

(3) 関係消防署長

(4) 所管建築主事

(5) 前各号に掲げる者のほか会長が必要と認めた者

### (協議)

第3 協議会は、所管建築主事の求めに応じ会長が招集する。

2 会長は、協議会を代表し会議を主宰する。

3 会長が必要と認めるときは、委員以外から意見を聴取することができる。

### (庶務)

第4 協議会の庶務は、所管建築主事において処理する。

### (雑則)

第5 この要領に定めるもののほか、必要な事項については会長が定める。

#### 附 則

この要領は、昭和51年11月15日から運用する。

#### 附 則

この要領は、昭和60年7月10日から運用する。

#### 附 則

この要領は、平成6年9月1日から運用する。

#### 附 則

この要領は、平成20年5月30日から運用する。

#### 附 則

この要領は、平成22年4月1日から運用する。

#### 附 則

この要領は、令和2年6月2日から運用する。

## ○土砂災害特別警戒区域内に建築する建築物の取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）（以下「土砂災害防止法」という。）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）内に建築する建築物の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(特別警戒区域内の建築)

第2 土砂災害防止法第2条の「急傾斜地の崩壊」により特別警戒区域が指定されている区域内に居室を有する建築物を建築する場合は、建築基準法施行令第80条の3又は同令第82条の5第八号の規定に適合すること。この場合においては、当該急傾斜地に対しては建築基準法施行条例第3条第3項に規定する「建築物が安全上支障がないと認められる場合」に該当するものとみなす。

また、建築物が当該急傾斜地のがけ上に有る場合又は当該急傾斜地以外のがけ（高さ2メートルを超えるがけ）に近接しているときは、建築基準法施行条例第3条の規定の適用を受ける。

2 土砂災害防止法第2条の「土石流」又は「地滑り」により特別警戒区域が指定されている区域内に居室を有する建築物を建築する場合は、建築基準法施行令第80条の3又は同令第82条の5第八号の規定に適合するとともに、高さ2メートルを超えるがけに近接しているときは建築基準法施行条例第3条の規定の適用を受ける。

(確認申請書に添付する図書)

第3 特別警戒区域内に居室を有する建築物を建築する場合の建築基準法第6条（土砂災害防止法第24条において建築基準法が適用される場合を含む。）の規定による確認の申請書には、建築基準法施行令第80条の3又は同令第82条の5第八号の規定による構造方法に関する次の表の(い)～(は)項に掲げる書類を添えなければならない。ただし、建築基準法施行令第80条の3のただし書きの規定により門又は塀を設けた場合は、次の表の(い)～(ほ)項に掲げる書類を添えなければならない。

	図書の種類	明示すべき事項
(い)	構造計算書	建築基準法施行令第80条の3又は同令第82条の5第八号の構造方法に関して適合することを確認されるもの
(ろ)	構造詳細図	(い)項の構造方法が確認されるもの
(は)	「土砂災害特別警戒区域内に定められている事項等の照会について」 (別記第1号様式)の写し	
(に)	位置図	門又は塀の位置
(ほ)	縦断面図	門又は塀の高さ及び地盤面の高さ

(その他)

第4 この要領の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月2日から施行する。

## 土砂災害特別警戒区域に定められている事項等の照会について

今後、特別警戒区域内に居室を有する建築物の計画がありますが、建築基準法施行令第80条の3又は同令第82条の5第八号による構造方法に適合させる必要があるため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項及び同条第2項並びに同法施行令第4条に基づき鹿児島県知事が指定又は定める事項について、下記のとおり照会します。

令和 年 月 日

鹿児島県知事 殿

建築主住所  
氏名

印

設計者住所及び氏名	電話 - -		
建築を計画している敷地の地名地番	市 町 郡 村		
建築を計画している敷地の面積	m <sup>2</sup>	特別警戒区域の名称及び指定番号	
建築物と崖の下端との距離			m
急傾斜地の崩壊	建築物と崖の下端との距離の採用値		m
	急傾斜地の崩壊に伴い移動する土石等の高さ		m
	急傾斜地の崩壊に伴い堆積する土石等の高さ		m
	急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動による最大の力の大きさ		KN/m <sup>2</sup>
	急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積による最大の力の大きさ		KN/m <sup>2</sup>
土石流	土石流の高さ		m
	土石流による最大の力の大きさ		KN/m <sup>2</sup>
地滑り	地滑り地塊の滑りによって生じた土石等の高さ		m
	地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等の堆積による力の大きさ		KN/m <sup>2</sup>
受付欄	令和 年 月 日		
	上記のとおり回答します。		
	鹿児島県知事		印

注1) 太線の枠内には記入しないでください。

注2) 建築物の位置により上記数値が変動するので、計画の変更がある場合は速やかに協議してください。

## ＜作成要領＞

1 この様式は1部作成してください。

2 この様式には、申請建築物の配置図及び敷地断面図を添付してください。

なお、配置図及び敷地断面図には申請建築物を実線で表示し、不動の構造物との離れを記入してください。

また、建替えの場合は、上記配置図に既存建築物を破線で表示してください。(不動の構造物とは、河川、道路等の構造物及び隣接する家屋等を指します。)

3 添付図面には照合した旨がわかるよう受付印を押印しますので、建築確認申請の図面と同じものを使用してください。

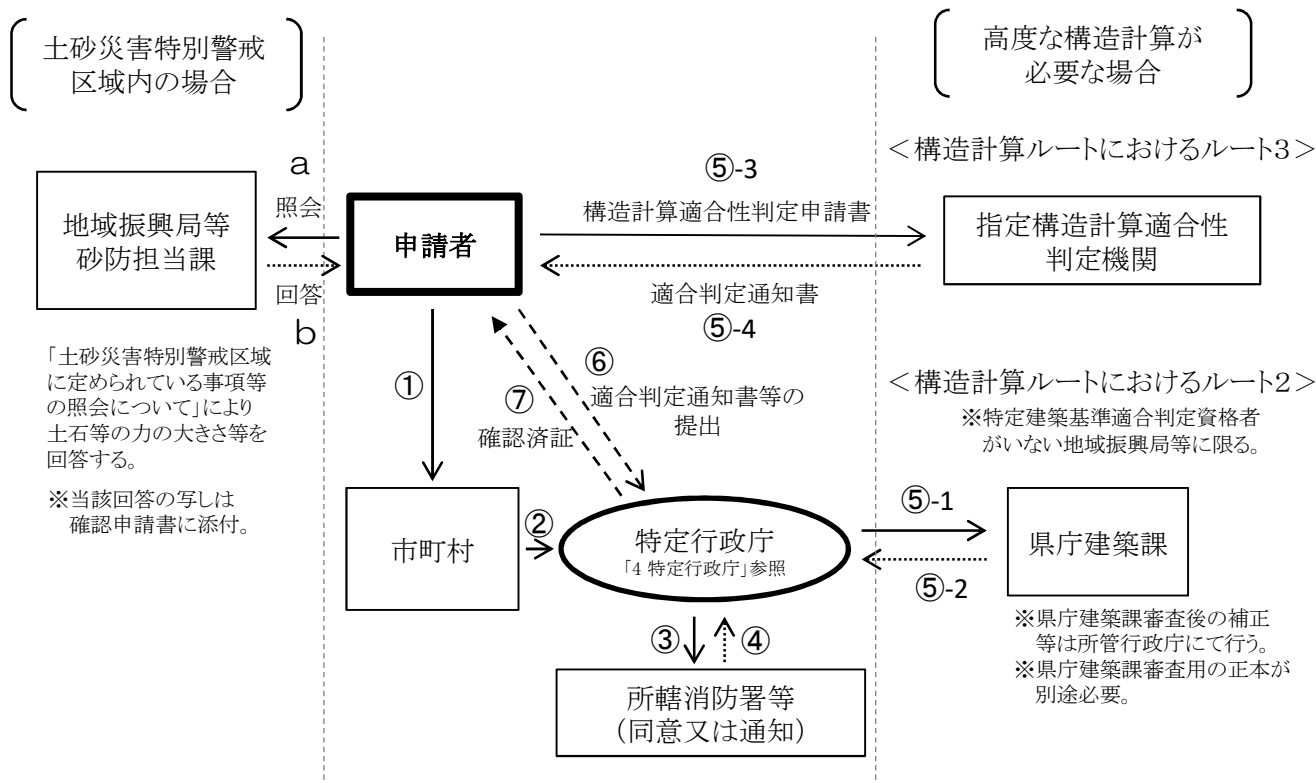
4 「建築確認申請書(正本)」にこの写しを添付してください。また、原本は「建築確認申請書(副本)」に添付してください。

5 本様式において、建築基準法施行令第80条の3のただし書きの規定による「門又は塀」の構造方法にて対策を行う場合は、様式中「建築物」を「門又は塀」に読み替えるものとします。

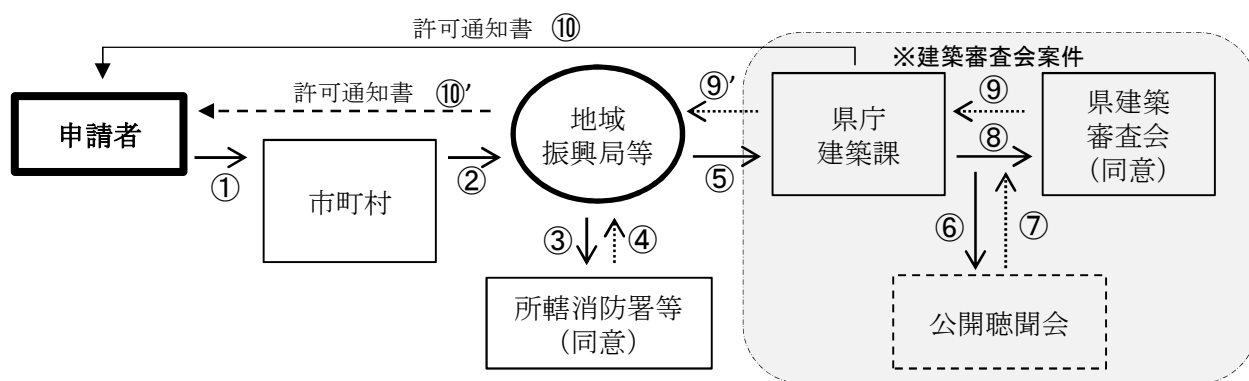
# 鹿児島県が扱う申請のフローについて

<凡例> → 申請書の流れ    ..... 回答, 同意の流れ    --▶ 通知書, 確認済証の流れ

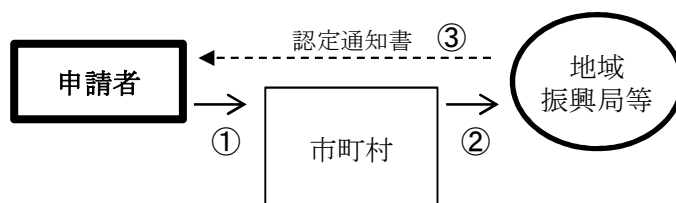
## 1 建築確認申請



## 2 建築許可申請（法第43条第2項第2号、第44条、第48条、第55条等）



## 3 建築認定申請（法第43条第2項第1号等）



## 4 特定行政庁

### ①鹿 児 島 県

(I)県庁建築課：階数が4以上の建築物

工作物（令第138条第2項）

昇降機（階数が4以上の建築物に設けるもの）

※県庁建築課で審査を行う場合は、市町村及び地域振興局等を経由する。

(II)地域振興局等：①(I), ②及び③を除く建築物

各 地 域 振 興 局,  
各 支 庁, 伊 佐 市 駐 在,  
屋 久 島 事 務 所,  
徳 之 島 事 務 所

①(I), ②及び③を除く工作物（令第138条第1項及び第3項）

①(I), ②及び③を除く昇降機

②鹿 児 島 市：鹿児島市内全ての建築物，工作物及び昇降機

③限定特定行政庁：建築物（令第148条第1項第1号）

鹿 屋 市, 薩 摩 川 内 市,  
霧 島 市

工作物（令第148条第1項第2号）

(参考) 鹿屋市，薩摩川内市及び霧島市における確認申請及び完了検査の区分

種別	用途	構造	面積等	限定特定行政庁	地域振興局等
建築物	特殊建築物※1	全て	当該用途の床面積	200㎡以下	200㎡超
	上記以外	木造	階数	2以下	3以上
			延べ面積	500㎡以下	500㎡超
			高さ	13m以下	13m超
			軒の高さ	9m以下	9m超
		非木造	階数	1	2以上
			延べ面積	200㎡以下	200㎡超
工作物	煙突		高さ	6m超10m以下※2	10m超
	広告塔，広告板等		高さ	4m超10m以下※2	10m超
	擁壁		高さ	2m超3m以下※2	3m超

※1 別表第1(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物

※2 単独で築造する場合，又は限定特定行政庁が審査を行う建築物の敷地内に築造する場合に限る。

## 5 その他

- ・掲載しているフロー図以外の申請等については，特定行政庁へ問い合わせてください。
- ・浄化槽設置届等については，「浄化槽に係る手続等について」を参照してください。
- ・鹿児島市，限定特定行政庁及び民間指定確認検査機関への確認申請の申込み等については各機関へ問い合わせてください。

# 浄化槽に係る手続き等について（鹿児島市内を除く）

## 第1節 設置手続

浄化槽設置者は、浄化槽工事に着手する前に、指定検査機関が別に定める場所で法定検査の受検手続きを行った後、設置に係る以下の手続きを行うものとする。

なお、既に設置されている浄化槽について、設置に必要な手続きが行われていないことが判明した場合には、行政関係者（地域振興局保健福祉環境部等、特定行政庁及び建築主事など）は浄化槽管理者に対して設置に必要な手続きを行うよう指導や助言に努めるとともに、指定検査機関に情報提供を行うものとする。

### 1 浄化槽設置届出書、浄化槽審査書

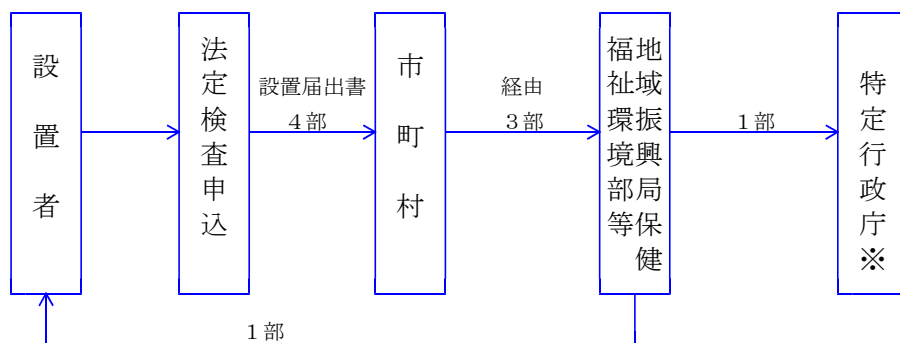
#### (1) 浄化槽法第5条第1項の規定による届出の場合

ア 浄化槽設置者は、浄化槽設置届出書(別記第4号様式)を必要部数と2に掲げる図書2部(特定行政庁、設置者用)を添付して市町村を經由し、地域振興局保健福祉環境部等に提出し、受付確認(1部)を受け取るものとする。

なお、権限移譲市町村の区域に設置する場合は、当該市町村へ提出する。

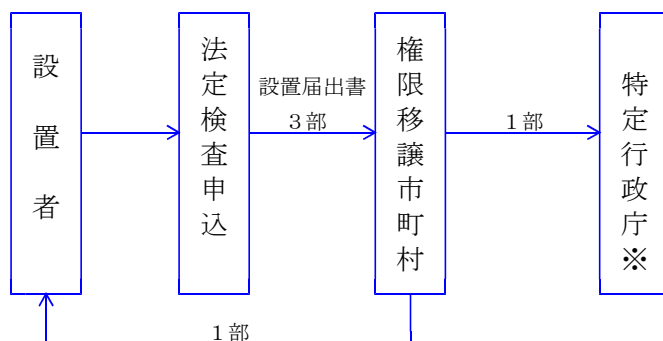
##### ① 権限移譲市町村以外の区域に設置する場合

必要な浄化槽設置届出書は4部(市町村、地域振興局保健福祉環境部等、特定行政庁、設置者用)とする。特定行政庁には地域振興局保健福祉環境部等から送付する。



##### ② 権限移譲市町村の区域に設置する場合

必要な浄化槽設置届出書は3部(権限移譲市町村、特定行政庁、設置者用)とする。特定行政庁には市町村から送付する。



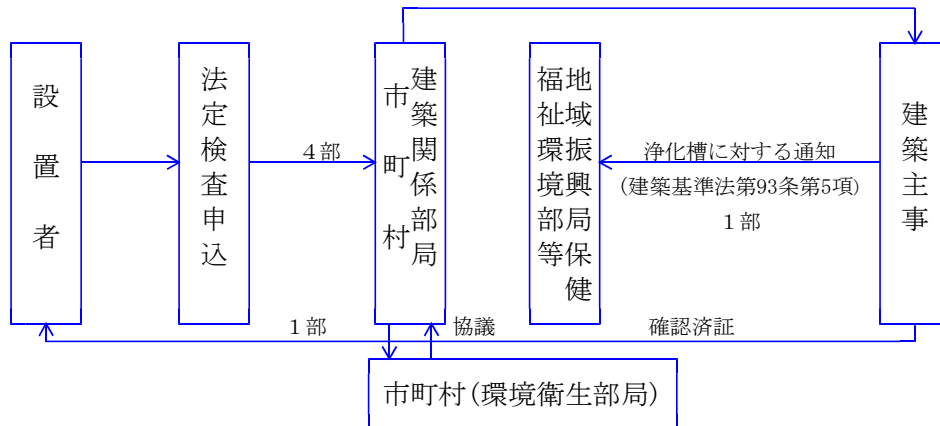
※ 処理対象人員等の算定について疑義が生じた場合、修正等を求めることがある。  
この場合、設置者（代理人を含む）は特定行政庁と協議し、全ての届出書について修正や説明書の添付等必要な措置を講ずること。

イ 浄化槽の工事は、浄化槽設置届出書が受理された日から21日(工場生産浄化槽にあつては10日)を経過した後でなければ着手してはならない。なお、日数の算定に当たっては、地域振興局保健福祉環境部等が受付確認した日から起算するものとする。

**(2) 建築基準法第6条(建築主事による確認)の建築確認申請による場合**

ア 浄化槽設置者は、建築確認申請書に浄化槽審査書(別記第4号様式)4部(市町村、建築主事、地域振興局保健福祉環境部等、設置者用)と2に掲げる図書2部(建築主事、設置者用)を添付して市町村を経由し、建築主事に提出するものとする。建築主事はその1部について建築基準法第93条第5項による通知を地域振興局保健福祉環境部等へ行うものとする。

浄化槽審査書(建築確認添付用)は、建築確認申請書(正・副)にそれぞれ添付し、提出する。 3部



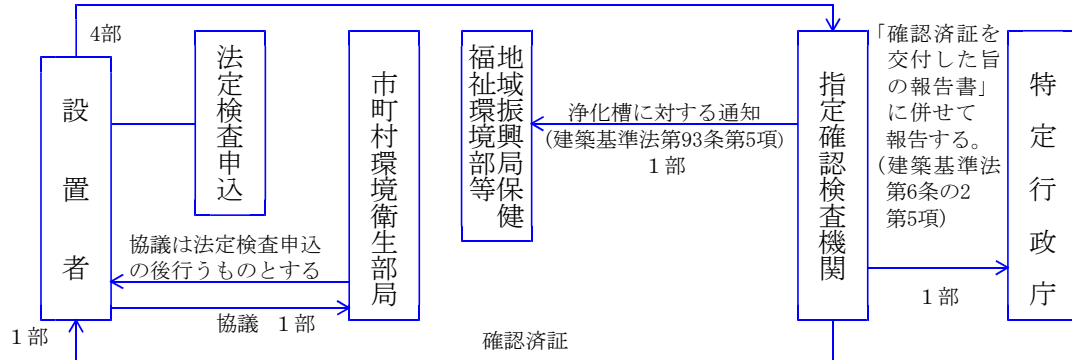
イ 浄化槽の工事は、確認済証(建築確認申請書(副))を受けた後でなければ着手してはならない。

ウ 建築基準法第18条の規定に基づく計画通知についても適用する。

**(3) 建築基準法第6条の2(指定確認検査機関による確認)の建築確認申請による場合**

ア 浄化槽設置者は、建築確認申請書に浄化槽審査書(別記第4号様式)5部(市町村、建築基準法第77条の18に規定する指定確認検査機関、特定行政庁、地域振興局保健福祉環境部等、設置者用)と2に掲げる図書3部(指定確認検査機関、特定行政庁、設置者用)を添付して市町村と協議し、指定確認検査機関に提出するものとする。指定確認検査機関は、建築基準法第93条第5項による通知を地域振興局保健福祉環境部等へ行うとともに、特定行政庁へ報告する。

浄化槽審査書(建築確認添付用)は、建築確認申請書(正・副)にそれぞれ添付し、提出する。



イ 浄化槽の工事は、確認済証(建築確認申請書(副))を受けた後でなければ着手してはならない。

## 2 添付図書

浄化槽設置届出書又は浄化槽審査書(建築確認添付用)に添付する図書は、次のとおりとする。ただし、浄化槽設置届出書又は浄化槽審査書(建築確認添付用)に必要事項を記入できる図書については、添付を要しない。

### (1) 工場生産浄化槽

- ア 型式適合認定書別添仕様書及び図面
- イ 処理対象人員の計算書
- ウ 日平均汚水量の計算書
- エ 設計計算書(51人槽以上)
- オ 浄化槽の周囲を鉄筋コンクリート造り等の構造物で確保する場合は、その構造図及び構造計算書
- カ 建築物の平面図、配置図(浄化槽の位置を明記)及び給排水配管図
- キ 地盤調査報告書(地盤の長期許容応力度が1 m<sup>2</sup>につき50kNを超える場合は、原則として提出)
- ク 浄化槽を駐車場下に設置する場合で、支柱を省略して設置しようとする場合は、当該事項に関する一般財団法人日本建築センターの評定書及び浄化槽メーカーが示した工事仕様書
- ケ 既設住宅において処理対象人員が人員算定基準の表による選定では明らかに実情に沿わないため、人員算定基準のただし書きを適用し、算定人員を減ずる場合は、「一戸建て住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定基準のただし書き適用願(別記第5号様式)」

### (2) 現場打浄化槽

- ア 処理対象人員の計算書
- イ 日平均汚水量の計算書
- ウ 有効容量計算書及び設計容量計算書
- エ 構造計算書
- オ 主な設備及び各機器の仕様書(県土木部建築課の審査済印の押印されたもの)
- カ 浄化槽の平面図、断面図及びフローシート(県土木部建築課の審査済印の押印されたもの)
- キ 構造図(県土木部建築課の審査済印の押印されたもの)
- ク 送風機室の平面図、断面図(県土木部建築課の審査済印の押印されたもの)
- ケ 建築物の平面図、配置図(浄化槽の位置を明記)及び給排水配管図
- コ 地盤調査報告書(地盤の長期許容応力度が1 m<sup>2</sup>につき50kNを超える場合は、原則として提出)
- サ 建築基準法第68条の26の規定により、構造方法について国土交通大臣の認定を受けたものについては、オ～クの県土木部建築課の審査済印の押印に替えて当該認定書の写し

## 3 市町村の経由

浄化槽設置届出書又は浄化槽審査書(建築確認添付用)の提出に当たっては、市町村は、次の事項について指導し、留意すべき事項があるときは、浄化槽設置者に意見を付するものとする。

- (1) 生活排水処理計画に基づく指導
- (2) 合併処理浄化槽設置推進要綱等に基づく指導
- (3) 浄化槽整備事業に基づく指導
- (4) 放流先等その他

## 4 変更届等

浄化槽の構造又は規模の変更等をしようとする者は、次の手続を行うものとする。



**(1) 浄化槽の構造又は規模の変更の場合**

浄化槽の構造又は規模の変更（(2)の軽微な変更を除く。）をしようとする者は、「第1節1 浄化槽設置届出書、浄化槽審査書」（以下「設置手続」という。）の(1)から(3)の規定を準用する。この場合において、「浄化槽設置届書」及び「浄化槽審査書」とあるのは、「浄化槽変更届出書（別記第6号様式）」と読み替えるものとする。

また、設置手続の(2)又は(3)の場合、別途建築基準法第6条第1項の規定に基づく計画変更申請書を建築主事に提出するものとする。

なお、浄化槽工事に着手する前において、浄化槽設置届出書又は浄化槽審査書（建築確認添付用）により届け出た工場生産浄化槽の機種の変更をしようとする者は、変更の内容に係る図書を添付の上、(2)の軽微な変更の手続きによることができる。

**(2) 共同省令第2条で規定する軽微な変更の場合**

共同省令第2条で規定する浄化槽の構造又は規模の軽微な変更をしようとする者は、設置手続の(1)から(3)の規定を準用する。この場合において、「浄化槽設置届書」及び「浄化槽審査書」とあるのは、「浄化槽設置届出事項変更届出書（別記第7号様式）」と読み替えるものとする。

また、設置手続の(2)又は(3)の場合、別途鹿児島県建築基準法施行細則（平成元年鹿児島県規則第5号）第8条の規定に基づく設計変更届出書を特定行政庁に提出するものとする。

**(3) 設置届出書等提出後に浄化槽の設置を中止した場合**

浄化槽の設置届出書等を提出したにもかかわらず、当該浄化槽の設置を中止した者は、設置手続の(1)から(3)の規定に準じて、浄化槽設置中止届出書（別記第8号様式）を提出するものとする。

## 建築確認済証交付時の注意事項等

- 1 工事期間中は工事現場の見やすい所に、次の確認表示板を掲示してください。

建築基準法による確認済	
確認年月日・番号	年 月 日 第 号
確認済証交付者	
建築主又は 建築主氏名	
設計者氏名	
工事監理者氏名	
工事施工者氏名	
工事現場管理者氏名	
建築確認に係る その他の事項	

25cm以上

35cm以上

- 2 工事施工者、工事監理者及び建築主は、工事中道路や隣接地等に対して環境面での配慮（特に公害防止）をお願いします。
- 3 工事施工中において変更を生じたときは、所要の手続きが必要となる場合がありますので、設計又は工事監理などの建築士、若しくは建築主事等に相談してください。特に、計画変更確認の手続きを行うべきであるにもかかわらず行っていないものについては、建築基準法第99条の規定による罰則の適用を含め厳正に対処することがあります。
- 4 工事完了したときは4日以内に、所轄の建築主事等に完了検査申請書を提出してください。
- 5 工事完了検査等を受けるときは必ず工事現場に確認済証を備えておいてください。
- 6 **確認済証は、所得税の住宅取得控除等を受けるときにも必要となることもありますので大切に保管しておいてください。**
- 7 敷地が農地の場合は、農地法の許可後着工してください。
- 8 計画建物が隣地境界線から50cm未満の場合は、隣地所有者の承諾を得なければなりません。承諾を得られない場合は計画を変更する必要があります。（民法第234条）
- 9 工事の着手前に、建築物の計画の概要を近隣の住民の方々に説明するなど、民事上のトラブル（日照権、通行権等）防止に努めてください。
- 10 建築関係法令等（建築基準法令、バリアフリー法、省エネ法等）の改正の施行後に工事着手する場合は、改正後の規定に適合させる必要があります。
- 11 ブロック塀等を新設及び増設した場合、工事完了検査申請書の第4面「工事監理の状況」における「敷地の形状、高さ、衛生及び安全」の欄にブロック塀等の施工状況の記載及び建築基準法令の適合状況がわかる施工状況写真を提出してください。
- 以下は○印のあるものについて適用します。 -----
- 12 (1) この建築物は、工事監理者を定めなければ工事をする事ができないので、建築主は工事着手までに工事監理者・工事施工者届出書を所轄の建築主事等に提出してください。
- (2) この建築物は、中間検査を受ける必要があります。次の工程に達したときは、中間検査申請を所轄の建築主事等に提出してください。
- ・ 2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程。
- (3) 工事監理者は次の工程に達したときは施工状況報告書を所轄の建築主事等に提出してください。
- ・ 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造は、基礎及び屋根の配筋を終えたとき
  - ・ 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造は、鉄骨の建方を終えたとき
  - ・ その他建築主事等が必要と認めてあらかじめ指定した工程に達したとき
- (4) この建築物は、建築基準法第7条の5の適用を選択していますので、完了検査申請時に、次の工程に達した際における当該建築物に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真を添付する必要があります。また、必要に応じて建築基準法第12条第5項に基づく報告を求める場合があります。
- ・ RC基礎の場合には、その基礎の配筋の工事終了時
  - ・ 構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時
  - ・ 屋根の小屋組の工事終了時
- (5) この建築物（工作物）は、検査済証の交付を受けなければ使用できません。検査済証の交付前に建築物を使用するときは仮使用の承認が必要となります。